

令和6年2月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(令和6年度当初予算等関係)

子ども家庭部

*各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上予定額
「前年度」の欄は今年度の当初予算額
「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

*トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和6年2月定例会議案説明資料目次

子ども家庭部

【予算関係】
(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和6年度鳥取県一般会計予算		
	1 当初予算説明資料	(総括表)	3
		子育て王国課	4
		家庭支援課	33
		子ども発達支援課	74
	総合教育推進課	91	
	2 歳入歳出事項別明細書		102
	3 節の明細		106
	4 債務負担行為に関する調書	子育て王国課ほか	115

(特別会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第6号	令和6年度鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算		
	1 総括表	家庭支援課	118
	2 歳入歳出当初予算事項別明細書	〃	119
	3 当初予算説明資料	〃	121
	4 歳入歳出事項別明細書	〃	122
	5 節の明細	〃	123
	6 債務負担行為に関する調書	〃	124
	7 地方債に関する調書	〃	126

【予算関係以外】
(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第39号	子育て王国とっとり条例の一部を改正する条例	子育て王国課	127
第40号	鳥取県婦人保護施設に関する条例の一部を改正する条例	家庭支援課	131
第68号	鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例	家庭支援課 子ども発達支援課	136

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	議会の委任による専決処分に関する報告について		
	(5) 鳥取県婦人相談所設置条例及び鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(令和6年2月5日専決)(鳥取県婦人相談所設置条例の一部改正)	家庭支援課	161
第3号	長期継続契約の締結状況について	家庭支援課	163

議案説明資料総括表

子ども家庭部 (単位:千円)

課名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A-B)	財源内訳				備考
				国庫	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
子育て王国課	9,174,678	8,486,880	687,798	305,605	<38,500> 77,000	684,655	8,107,418	
家庭支援課	4,186,303	4,068,860	117,443	1,153,636	0	74,233	2,958,434	
子ども発達支援課	1,768,509	1,460,640	307,869	215,210	<168,100> 387,000	390,765	775,534	
総合教育推進課	4,117,022	4,085,486	31,536	1,410,653	<11,000> 22,000	335,962	2,348,407	
合計	19,246,512	18,101,866	1,144,646	3,085,104	<217,600> 486,000	1,485,615	14,189,793	県費負担 14,407,393

(注)起債欄の上段< >書きは、交付税措置を除いた金額である。

県費負担額は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

【説明】

主な事業

- ・(新)シン・子育て王国とっとり本格始動事業
- ・「シン・子育て王国とっとり」保育人材確保強化事業
- ・病児・病後児保育普及促進事業
- ・(新)カップル倍増プロジェクトVer02推進事業
- ・願いに寄り添う不妊治療拡大支援事業
- ・健やかな妊娠・出産のための応援事業
- ・「シン・子育て王国とっとり」こどもの医療費完全無償化事業
- ・(新)小児慢性特定疾病児童等支援強化事業
- ・退所児童等アフターケア事業
- ・(新)子ども食堂運営費高騰対策支援事業
- ・(新)若者定着に向けたキャリア教育支援プログラム推進事業
- ・(新)私立学校等物価高騰対策支援事業

令和6年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

8 目 私立学校振興費

子育て王国課（内線：7570）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立幼稚園等施設整備・運営体制支援事業	83,154	142,714	△59,560	43,703			39,451	
トータルコスト	90,197千円（前年度 149,732千円） [正職員：0.9人]							
主な業務内容	補助金交付事務							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

質の高い環境で子どもを安心して育てることができる教育環境を整備するため、私立幼稚園等の施設整備事業（大規模修繕、改築等）や環境整備事業に対する補助を行う。

また、特別支援教育や子育て支援活動の充実を促進し、私立幼稚園等の教育振興を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	補助率	予算額
(1) 私立認定こども園大規模修繕事業補助金	老朽化した私立認定こども園の修繕等に係る経費の補助	1/3	1,666
(2) 私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金	老朽化した私立幼稚園の修繕等に係る経費の補助	1/3	5,069
(3) 私立高等学校等改築事業補助金	老朽化した私立幼稚園の改築に係る経費の補助 ※予定案件なし	1/6	—
(4) 私立学校振興資金利子補助金	私立の幼稚園、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園が施設整備事業に充てるため、金融機関等から借り入れた資金に係る利子補助	年率又は年1%のどちらか低い率	5,976
(5) 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業補助金	私立の幼稚園、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園の遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の整備に要する経費に対する補助	認定こども園1/2 幼稚園1/3	13,664
(6) 幼児教育の質の向上のためのICT化支援事業補助金	私立の幼稚園及び幼稚園型認定こども園の支援システムの導入に必要な購入費、改修費、リース料、保守費、工事費、通信費等に対する補助	3/4	3,000
(7) 認定こども園等における教育の質の向上のための研修事業補助金	鳥取県私立幼稚園・認定こども園協会等が実施する合同研修等に要する経費に対する補助	1/2	300
(8) 特別支援教育研究推進事業費補助金	私立の幼稚園、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園における教育標準時間認定を受けた障がい児に対する加配教員への人件費	定額 (単価)	47,040
(9) 子育て支援活動・預かり保育推進事業補助金	私立の幼稚園、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園における預かり保育、子育て支援に係る経費	定額 (単価)	6,439
合 計			83,154

※子ども・子育て支援新制度への移行により補助対象園が減少したため、予算額が前年度から大幅減。

3 事業目標・取組状況・改善点

園児の教育環境の質の向上を図り、子どもを安心して育てることのできる体制の整備を図る。国事業を活用し、各施設において環境整備を進め、教育環境の質の向上に取り組んでいる。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

12目 諸費

子育て王国課（内線：7192）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子ども家庭部 国庫返還金調整事業	20,000	20,000	0				20,000	
トータルコスト	20,783千円（前年度 20,780千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	国庫返還事務、執行管理							
事業内容の説明								
<p>令和5年度以前の子ども家庭部内の国庫補助事業について執行実績により精算した結果、受入超過となった補助金の返還に要する経費である。</p>								

3款 民生費

2項 児童福祉費

1目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7192）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子育て王国課 管理運営費	9,419	10,541	△1,122				9,419	
トータルコスト	30,963千円（前年度 29,254千円） [正職員：2人、会計年度任用職員：2人]							
主な業務内容	子育て王国課及び子ども家庭部の管理運営、課・部内外の連絡調整等に係る費用等							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
								（単位：千円）
区分	内容							予算額
(1) 子育て王国課管理運営費	子育て王国課及び子ども家庭部の管理運営、課・部内外の連絡調整等を行う。							8,719
(2) 鳥取県児童館連絡協議会補助金事業	鳥取県児童館連絡協議会が実施する県内に設置されている児童館活動の促進事業及び職員の資質向上を図る研修等へ補助する。 【補助対象経費】 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、食糧費、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料 【補助率】10/10（県外旅費は1/2）							700
合 計							9,419	

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

1目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7148）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
シン・子育て王国とっとり推進事業	14,563	12,871	1,692	3,287			11,276	
トータルコスト	22,388千円（前年度 23,007千円）〔正職員：1人〕							
主な業務内容	子育て応援パスポート・アプリの管理・PR業務、子育て王国鳥取県の広報・普及啓発、その他（子育て王国とっとり会議、電話相談等）							

事業内容の説明

【「地域少子化対策重点推進交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

令和6年から本格始動する「シン・子育て王国とっとり」について、その建国・実現に向けた県民全体の機運の醸成を図るため、各種施策を実施する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
(1) 「子育て王国鳥取県」の広報・普及啓発	地域みんなで子育てを応援する「子育て王国鳥取県」の機運を醸成するため、各種子育て施策等について新聞、ウェブ広告やタウン情報誌を通じて、広報を行う。 また、子育て王国とっとりサイトの管理運営を委託する。	3,617
(2) 子ども専用ウェブサイト運営事業	子ども専用ウェブサイト（キッズポータルとっとり）の管理運営を委託し、子どもが継続的に閲覧しやすくなるようなコンテンツを作成していく。	1,439
(3) 子育て応援パスポート事業	「子育て応援パスポート」、「子育て王国とっとりアプリ」の管理運営を委託し、利用者ニーズに合わせた情報を積極的に配信する。	4,931
(4) 子育て支援情報冊子の作成	子どもの成長に応じた主な子育て支援情報をまとめた「とっとり子育て応援ガイドブック」、祖父母世代向けの「いまだきの子育てサポート孫育てのススメ」の冊子を更新・配布する。	1,272
(5) 子育て王国とっとり会議の開催	本県の子育て支援施策に係る意見等を聴くため、「子育て王国とっとり会議」を開催する。	1,188
(6) とっとり子育て魅力発信事業	高校生、大学生、専門学校生に対し出前講座、啓発用パンフレットの配布、結婚生活の魅力発信を通じて鳥取県での就職、生活を選択する動機づけを行う。	1,172
(7) とっとり子育てプレミアムパートナーの活動展開	「とっとり子育てプレミアムパートナー」の登録促進と活動周知を図るための取組を実施する。 ・プレミアムパートナーの活動内容の周知（動画の作成・配信等） ・プレミアムパートナーの取組を参考としたい企業・団体とのマッチング ・優れた活動を行うプレミアムパートナー及び子育て支援に長年貢献してきた個人の表彰（シン・子育て王国とっとり表彰） ・その他諸経費（登録証作成費など）	944
合計		14,563

3 事業目標・取組状況・改善点

「シン・子育て王国とっとり」の機運醸成を図るため、継続的に広報等に取り組んでいく必要があることから、今後も引き続きウェブサイト等を活用し、子育て支援団体やイベントなどの情報を子育て世帯に発信していく。

令和5年3月から「子育て王国とっとりアプリ」、子ども専用ウェブサイト「キッズポータルとっとり」を稼働し、利用者の利便性の向上や情報提供体制を強化している。また、7月から「とっとり子育てプレミアムパートナー」の登録制度を開始し、実績・実行力のある団体、企業の登録・公表を通じて、企業や地域での子育てを応援する機運醸成を図っていく。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7150）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保育サービス多様化促進事業	152,876	144,801	8,075	17,591			135,285	
トータルコスト	155,224千円（前年度 147,920千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	補助金交付事務、関係機関との連絡・調整							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

保護者の勤務形態の多様化、核家族化の進行、特別な支援を必要とする児童の増加などに伴う様々な保育需要に柔軟に対応することにより、安心して子どもを産み育てやすい環境を整備するとともに、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 主な事業内容

事業実施主体：市町村

（単位：千円）

区 分	内 容	補助率	予算額
(1) 障がい児保育事業	各市町村が特別な支援が必要と認めた保育認定を受けている子どもに対して、保育士等を配置する経費	1/2	105,491
(2) 医療的ケア児保育事業	各市町村が医療的ケア児のために看護職員等やその補助者を配置するための経費等	5/6 (国2/3、県1/6、市町村1/6)	20,000
(3) 乳児保育事業	特定教育・保育施設等（私立のみ）において、年度中途の乳児の入所に対応するため、年度当初から6ヶ月分の保育士を配置する経費	1/2	16,198
(4) 産休等代替職員費補助金	児童福祉施設等の職員が出産又は傷病のため休暇を取得する場合、その代替職員を任用するための経費	10/10 (定額)	8,005
(5) 保育環境改善等事業	保育所等における設備の購入や改修等を行い、保育環境の改善を図るための経費	2/3 (国1/3、県1/3、市町村1/3)	3,182
合 計			152,876

3 事業目標・取組状況・改善点

対象児童や配置職員の範囲拡大等により多様な子どもの受入れを支援しており、令和6年度において、障がい児保育事業、乳児保育事業の補助基準額の引上げを行い、雇用環境の改善を図ることとしている。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費
 2 項 児童福祉費
 1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7573）
 （単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域少子化対策重点推進交付金事業	15,400	14,650	750	15,400				
トータルコスト	16,183千円（前年度 15,430千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	交付金交付事務							

事業内容の説明 【「地域少子化対策重点推進交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

地域少子化対策重点推進交付金を活用して、結婚支援の取組、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成、結婚新生活支援を実施する市町村に対する助成を行う。

2 主な事業内容

- (1) 地域少子化対策重点推進事業（補助率：1/2～3/4、補助上限額：10,000千円／市町村）
 市町村が行う少子化対策事業（結婚支援の取組及び妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成）について、優良事例の横展開を支援する。
- (2) 結婚新生活支援事業（補助率：1/2～2/3、補助上限額：300千円／世帯又は600千円／世帯）
 結婚に伴う経済的負担を軽減するため、市町村が行う結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助）を支援する。
 ・対象世帯：夫婦ともに39歳以下かつ世帯所得500万円未満の新規に婚姻した世帯
 ・前年度からの変更点：
 新規に婚姻した世帯の婚姻期間を「令和6年1月1日から令和7年3月31日まで」に見直し（令和5年度は「令和5年3月1日から令和6年3月31日まで」）※国基準の変更による。

3 事業目標・取組状況・改善点

地域独自の少子化対策に係る経費に対して市町村へ間接補助することで、市町村が地域の実情に応じた少子化対策を実施しており、毎年度、事業実施する市町村が着実に増えている。
 また、結婚新生活支援事業については、国の採択コースをステップアップする基準を満たし、都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）の採択申請を予定している。
 ※国からの採択は市町村ごとに受けるため、連携コースに申請（当該交付金を活用した県事業への協力が要件）するかどうかは市町村判断。

<結婚新生活支援事業を実施する市町村>

- ・令和2年度：1町（北栄町）
- ・令和3年度：4町1村（八頭町、湯梨浜町、北栄町、日吉津村、伯耆町）
- ・令和4年度：6町1村（若桜町、八頭町、湯梨浜町、北栄町、日吉津村、南部町、伯耆町）
- ・令和5年度：1市6町1村（倉吉市、若桜町、八頭町、湯梨浜町、北栄町、日吉津村、南部町、伯耆町）

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費
2項 児童福祉費
1目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7573）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり婚活応援プロジェクト事業	34,682	31,460	3,222	18,241			16,441	
トータルコスト	42,507千円（前年度 39,257千円）〔正職員：1人〕							
主な業務内容	婚活サポーター登録・メルマガ配信事務、委託業務関係事務、補助金交付事務							

事業内容の説明

【「地域少子化対策重点推進交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

未婚化・晩婚化が少子化の一因と言われる中、結婚を望む方が早期に自らの望む形で成婚へとつなげられるよう、未婚者同士の1対1のマッチング事業を実施する「えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）」（以下、「えんトリー」という。）の運営、婚活イベントのメール配信や経費助成を中心とした出会いの場づくりの支援を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
(1) とっとり出会いサポート事業	・えんトリーを運営する（1対1のマッチング事業（お見合い）の実施）。 ・えんトリーに異なる企業・団体のグループ同士をマッチングする「事業所間婚活コーディネーター」及び市町村連携強化・民間事業者への働きかけを行う「結婚支援コンシェルジュ」を配置する。 ・婚活スキルアップセミナーの実施経費をえんトリー運営受託者に助成する。 【補助対象】えんトリー運営受託者 【補助率】10/10	28,050
(2) 婚活イベント情報メール配信システム運営事業	山陰両県の婚活イベント情報のメール配信システムを管理運営する。	132
(3) 婚活イベント開催事業補助金	団体・企業が実施する婚活イベントに対して補助する。 【補助率】非営利団体の場合：10/10 営利団体の場合：1/2 【補助限度額】1,000千円／1団体あたり	3,500
(4) 結婚に向けた出会いの機会等創出事業補助金	市町村や一部事務組合等が実施する婚活イベント等に対して補助する。 【補助率】1/2 【補助限度額】市町村300千円、一部事務組合等1,000千円	2,000
(5) 仲人への成果報酬補助	仲人へ成婚数に応じた成果報酬を支給する市町村に対して補助する。 【補助率】1/2 【補助上限額】50千円／組	1,000
合計		34,682

3 事業目標・取組状況・改善点

えんトリーにおける累計成婚数の目標（令和2～6年度）120組（会員同士60組、男女どちらかが会員60組）に対し、令和5年度単年度の成婚数は18組（会員同士13組、男女どちらかが会員5組）であり、令和2年度以降の累計成婚組数は114組（会員同士71組、男女どちらかが会員43組）である（令和5年12月末時点）。令和6年度以降も引き続き、えんトリーの運営等により結婚を応援する機運の醸成を図る。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7150）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県自然保育促進事業	25,257	23,837	1,420				25,257	
トータルコスト	29,952千円（前年度 28,515千円）〔正職員：0.6人〕							
主な業務内容	認証関係業務、補助金交付事務、指導監査、研修運営							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

本県の恵まれた環境を活かし、子どもたちが「豊かな自然」の中で“遊びきる”経験を持てる環境を提供するため、自然保育を行う施設等に対する取組の支援等を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
(1) とっとり森・里山等自然保育事業費補助	とっとり森・里山等自然保育認証制度において認証された園（以下「認証園」という。）の運営費を補助する。 【補助基準】 利用定員区分ごとの1人当たり月額単価により、利用児童人数に応じて補助 【負担割合】 県1/2（市町村は任意）	20,318
(2) とっとり森・里山等自然保育認証園に対する保育料の軽減補助	国による幼児教育・保育無償化対象外である3歳以上の児童又は以下の要件に該当する児童に係る保育料を軽減する認証園に対しその額を補助する。 【対象児童】 4月1日時点で2歳である第3子以降の児童及び保護者と生計を一にする低所得世帯の第2子（第1子が認証園に在園する児童に限る） 【補助基準】 各園が軽減した額とし、各園が定める保育料の1/2又は1月あたり12,850円のいずれか低い額を限度とする。 【負担割合】 県1/2（市町村は任意）	3,084
(3) 保育所、幼稚園等とっとり自然保育認証制度の推進	県内で自然保育を定期的に行う保育所・幼稚園等をとっとり自然保育認証制度により認証するとともに、認証園に対して必要経費を補助する。 <自然に学び、遊びきれ、とりっこ事業補助金> 【補助基準額】 1施設200千円 【補助率】 県1/3（市町村は任意）	1,673
(4) 自然保育研修会、安全対策研修会の実施	自然保育の意義・効果についての理解を深め、自然体験活動のノウハウの共有やさらなる保育の充実を図るため、また保育・幼児教育と自然活動双方に精通した野外保育の担い手を育成するための研修会を実施する。	182
合 計		25,257

3 事業目標・取組状況・改善点

<目標数値>

自然保育に取り組む施設数：48園（令和6年度末まで）

（「とっとり森・里山等自然保育認証園」及び「保育所、幼稚園等とっとり自然保育認証園」の合計）

平成27年3月に「とっとり森・里山等自然保育認証制度」を創設し、認証園の運営費や保育料軽減に対する助成を行っており、7園を認証した（令和5年12月末時点）。子どもの発達の促進以外に、中山間地域振興、移住定住対策の面でも効果をもたらしている。

さらに、平成29年度に保育所・幼稚園等が行う自然体験活動に対する認証制度（保育所、幼稚園等とっとり自然保育認証制度）を創設し、40園を認証した（令和6年1月末時点）。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費
2項 児童福祉費
1目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7573）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
こどもの国管理運営費	〔債務負担行為〕 38,664 143,997		〔債務負担行為〕 38,664 33,588	17,771	<9,000> 18,000	<使用料> 3	〔債務負担行為〕 38,664 108,223	県費負担 117,223

トータルコスト 147,910千円（前年度 114,308千円） [正職員：0.5人]

主な業務内容 委託料支払・予算要求・監査関係等、施設の修繕協議等、物品・備品関係、指定管理者関係、連絡調整等

事業内容の説明 【「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

鳥取砂丘こどもの国は、自然とのふれあいや遊びを通じて子どもたちが憩い楽しめる場を提供することで、児童の健全な育成に資することを目的として設置している。これらの設置目的を実現し、魅力ある施設運営を実施するため、指定管理者への管理委託、施設の修繕、混雑時の周辺地域の渋滞対策等を実施する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
指定管理料	指定管理者による指定管理料 【指定管理者】一般財団法人鳥取県観光事業団 【指定の期間】令和6年4月1日～令和11年3月31日 (人件費増額分6,662千円、物価上昇分3,004千円、光熱費10,693千円)	106,678
	指定管理者による指定管理料限度額 【債務負担行為期間】令和7年度～令和10年度	(債務負担行為 38,664)
修繕関係費	・トイレ洋式化改修 ・非常用発電機の分解点検 ・給排水衛生設備更新 ・ファンモーター更新（空気調和機・冷却塔）	35,291
GW渋滞対策費	鳥取市周辺渋滞対策検討協議会がゴールデンウィーク期間中に実施する砂丘西側渋滞対策の費用を負担	2,028
合計		143,997

※債務負担行為を設定した令和5年度当初予算以降に、民間給与及び物価指数に3%超の大幅な上昇が見られたことから、これを踏まえて人件費及び物件費等（修繕費を含む）を増額する。
(令和7～10年度分も同様に増額するため、債務負担行為を追加する。)
また、光熱費については、別枠で毎年度措置することを予定していたため、物価指数の伸びを考慮して令和6年度分を算定した。

【参考】次期指定管理に関する指定管理料の見直しの考え方

- ・人件費：令和6年度当初予算において、令和5年度民間給与実態調査を反映した単価で再算定を行う。令和7年度以降は、民間給与実態調査を基に積算した人件費が、令和6年度当初予算時と比較して施設ごとに±3%以上の増減があった場合、再算定を行う。
- ・物件費等：令和6年度当初予算において、令和5年度当初予算編成時からの鳥取市物価指数の伸びを反映し再算定を行う。令和7年度以降は、令和6年度当初予算時と比較して、鳥取市物価指数に±3%以上の増減があった場合、再算定を行う。
- ・光熱費：今後の動向が不透明であるため、物価指数を考慮して毎年度別枠で措置する。

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・児童の健全育成に係る魅力あるイベントを年間を通じて実施する等、利用者の多様なニーズに対応した施設運営を行う。
- ・指定管理制度を導入し、施設運営の効率化を図っている。また、定期的に老朽設備や遊具の修繕・更新を行い、利用者に安心して利用いただける環境整備を行っている。

(注) 起債欄の<>書きは交付税措置額を除いた額である。
県費負担額は、起債欄の<>書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費
2 項 児童福祉費
1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7150）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子ども・子育て支援交付金	641,976	658,069	△16,093				641,976	
トータルコスト	645,889千円（前年度 692,747千円）〔正職員：0.5人〕							
主な業務内容	補助金交付事務、関係機関との連絡調整							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

市町村が、各市町村の子ども・子育て支援事業計画に従って実施する「地域子ども・子育て支援事業」に必要な費用に充てるため、交付金を交付する。

2 主な事業内容

負担割合：国1/3、県1/3、市町村1/3

(単位：千円)

区分	内容	予算額
(1) 延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等での保育を実施する。	25,332
(2) 実費徴収に伴う補足給付を行う事業	特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等教育・保育に必要な物品の購入費又は行事への参加費等を助成する。	560
(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業終了後に、余裕教室、児童館等を利用し適切な遊び及び生活の場を提供する。	398,605
(4) 子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。	4,158
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行う。	4,716
(6) 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭の居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う。	3,535
(7) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策協議会の調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する。	2,375
(8) 地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	75,668
(9) 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行う。	55,200
(10) 病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育等を行う。	64,414
(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。	7,413
合計		641,976

3 事業目標・取組状況・改善点

市町村で策定した子ども・子育て支援事業計画に沿って、県内すべての市町村がいずれかの事業に取り組み、子育て環境の充実に努めている。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費
2 項 児童福祉費
1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7150）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
放課後児童クラブ設置促進事業	28,870	26,179	2,691	1,366			27,504	
トータルコスト	32,783千円（前年度 30,078千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	補助金交付事務、研修会の開催							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

仕事と子育ての両立を支援するため、昼間保護者のいない家庭の児童を預かる放課後児童クラブの運営費及び設備の整備等に係る費用について、市町村に対して助成を行う。また、放課後児童クラブ職員等を対象とした研修会を開催する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
(1) 放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブの運営費について、国庫補助（子ども・子育て支援交付金）に上乗せ、又は国庫補助対象外クラブへ単県補助を行う。 【負担割合】 県1/2、市町村1/2 【加算内容】 ・夏休み等長期休暇に1日8時間以上開設する場合 ・障がい児を2人以上受け入れ、市町村が必要と認めた児童1人につき専門的知識を有する担当職員を1人以内配置する場合 ・児童の遊びを指導する者の資格を有する者（保育士等）の処遇改善を行った場合	4,504
(2) 指導員資質向上事業	放課後児童支援員等を対象とした研修を開催する。 【負担割合】 国1/2、県1/2	233
(3) 子ども・子育て支援施設整備交付金	放課後児童クラブの施設整備の促進を図るため、市町村等に対し施設整備費を助成する。令和6年度は北栄町で2支援単位（1施設）整備予定。 【負担割合】 ※（ ）内は待機児童の解消のために施設整備を行う場合 ・市町村が整備を行う場合：国1/3、県1/3、市町村1/3（国2/3、県1/6、市町村1/6） ・市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に補助する場合：国2/9、県2/9、市町村2/9、設置者1/3（国1/2、県1/8、市町村1/8、設置者1/4）	21,566
(4) 放課後児童支援員認定資格研修の開催	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の要件を満たす放課後児童クラブの従事者に対し、認定研修を実施する。 【負担割合】 国1/2、県1/2	2,567
合 計		28,870

3 事業目標・取組状況・改善点

<数値目標> 待機児童数 0 人

子育てと仕事の両立を支援するために、国庫補助額以上の補助を必要とするクラブや地域の実情により国庫補助要件を満たすことが困難なクラブに対して、引き続き鳥取県放課後児童健全育成事業（単県補助）による補助が必要である。また、年度当初に放課後児童クラブに登録できなかった児童（待機児童）数は、令和4年度に27人、令和5年度に19人発生している。より安定したクラブ運営のためにも、雇用環境等の改善を図る必要がある。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7150）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「シン・子育て王国とっとり」保育人材確保強化事業	〔債務負担行為〕 12,418 81,100	〔債務負担行為〕 7,878 20,306	〔債務負担行為〕 4,540 60,794	〔債務負担行為〕 6,209 50,863		〈手数料〉 1,064	〔債務負担行為〕 6,209 29,173	
トータルコスト	89,708千円（前年度 28,883千円）〔正職員：1.1人〕							
主な業務内容	関係機関との連絡調整、委託契約事務、補助金交付事務							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

学生や潜在保育士等への就職支援等を行う「保育士・保育所支援センター」を設置・運営するほか、学生等若い世代に対し、保育の仕事内容や職場の魅力を発信することで、将来的な保育人材の確保を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
(1) 保育士・保育所支援センター設置・運営事業	保育士・保育所支援センターの設置・運営や潜在保育士の就職支援を行う。 【委託先】（福）鳥取県社会福祉協議会 【主な事業内容】 ・保育士キャリアアドバイザーによる潜在保育士等の就職支援 ・潜在保育士向け職場見学ツアーや就職支援セミナーの開催 ・新人保育士向け合同研修会の開催、エルダー・メンター施設認証制度創設	18,339
(2) 若い世代への保育の魅力発信事業	学生等に対し、保育の仕事内容や職場の魅力を発信する。 【委託先】（福）鳥取県社会福祉協議会 【主な事業内容】 ・保育のおしごと体験事業、保育の出前説明会、魅力発信フェスの開催 ・施設長向け働き方改革セミナーの開催 ※その他魅力発信の一環として、中・高生向けガイドブックの作成や保護者等から保育士に感謝を伝えることができる取組を行う。	3,881
(3) 保育士養成施設に対する就職促進支援事業	鳥取短期大学が学生に対して行う保育所等への就職を促す取組を支援する。 【対象経費】学生就職促進のため実施する取組に要する経費 【県補助率】10/10	260
(4) 保育体制強化事業（保育支援者の配置）	保育施設が行う保育支援者の配置に要する経費の一部を助成する。 【対象経費】保育体制強化事業（保育士の補助業務を行う保育支援者の配置及び児童の園外活動時の見守り等を行う取組）の実施に必要な経費 【実施主体】市町村 【県補助率】3/4	39,810
(5) 【新】保育補助者雇上強化事業	私立保育施設が保育補助者の配置に要する経費の一部を助成する。 【実施主体】市町村 【県補助率】7/8	14,186
(6) 潜在保育士等就職支援強化事業	保育施設に就職した潜在保育士等に対して奨励金を支給するのに要した経費の一部を助成する（※就職1年経過後に支給）。 【支給額】潜在保育士（有資格者）10万円、子育て支援員等（無資格者）3万円 【実施主体】市町村 【県補助率】1/2	610
(7) 【新】県外学生保育施設就職奨励金制度	保育施設で就職する県外学生に対して奨励金（10万円）を支給するのに要した経費の一部を助成する。 【実施主体】市町村 【県補助率】1/2	1,000
(8) 保育教諭確保等のための資格等取得支援事業	保育士等の資格取得に必要な受講料や代替職員雇上費の一部を助成する。 【対象経費】養成施設の受講経費、代替保育従事者雇上費 【実施主体】県内保育施設等 【県補助率】1/2	1,950
(9) 保育士登録事業	国家資格である保育士資格を全国で一元化して登録・管理する。 【委託先】（福）日本保育協会	1,064
合 計		81,100

※債務負担行為

事 項	期 間	限度額
認可外保育施設等保育士資格取得支援事業	令和7年度	12,418千円

3 事業目標・取組状況・改善点

- 保育士・保育所支援センターによる潜在保育士等の就職決定数及び保育士養成施設である鳥取短期大学における県内保育施設就職者数の対前年度比増を図る。
 - ・潜在保育士等の就職決定数の推移 R2：32名、R3：74名、R4：48名
 - ・鳥取短期大学における卒業生の県内保育施設就職者数の推移 R2：81名、R3：96名、R4：78名
- 保育人材確保・定着に関する実態調査の結果を踏まえた保育現場の負担軽減や魅力発信を行っていく。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7150）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県保育士等修学資金貸付事業	23,284	18,836	4,448				23,284	
トータルコスト	24,849千円（前年度 20,395千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	奨学金制度の運用、貸付決定事務							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

県立保育専門学院の廃止以降、県と学校法人藤田学院との協定により、保育専門学院が担ってきた保育士養成機能を鳥取短期大学に引き継ぎ、両者が連携・協力して、県内の保育人材の確保及び保育・幼児教育の質の向上に取り組んできたところであり、その一環として、経済的な理由により進学できない学生等の保育士資格等の取得・経済的自立を支援するために、鳥取県保育士修学資金制度の運営を行う。

また、鳥取県社会福祉協議会が行う学生や潜在保育士（保育士資格を有していながら、保育現場での勤務に従事していない者）等に向けた貸付事業に対し補助を行い、県内における保育士確保を推進する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
(1) 鳥取県保育士等修学資金貸付事業（単県）	鳥取短期大学において保育士・幼稚園教諭の資格に必要な教育を受け、将来、県内の保育所等において、保育士等として働く予定で、経済的理由により修学が困難な者に対して必要な資金の貸付けを行う。	19,680
(2) 保育士等修学資金貸付事業（国事業）	学生や潜在保育士等に向け鳥取県社会福祉協議会が行う貸付事業に対し補助を行う。 【対象経費】 貸付金及び貸付に係る事務費（補助率：1/10） 【貸付内容】 就職準備金貸付、保育料貸付、修学資金貸付	3,604
合 計		23,284

3 事業目標・取組状況・改善点

経済的な理由で進学できない学生等に対し支援を行うことで、希望の就職・経済的自立を叶え、ひいては将来的な県内の保育人材の確保に繋げていく。

令和5年12月3日には学校法人藤田学院と「保育人材養成、確保及び定着と保育・幼児教育の質の向上に関する協定」を新たに締結し、引き続き協力して県内の保育・幼児教育の人材確保に取り組んでいく。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費
 2 項 児童福祉費
 1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7150）
 （単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取短期大学 （幼児教育保育学科）教育 充実支援事業	3,177	3,177	0				3,177	
トータルコスト	3,960千円（前年度 3,957千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務、関係機関との連絡調整							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
<p>県立保育専門学院の廃止以降、県と学校法人藤田学院との協定により、保育専門学院が担ってきた保育士養成機能を鳥取短期大学に引き継ぎ、両者が連携・協力して、県内の保育人材の確保及び保育・幼児教育の質の向上に取り組んできたところであり、同学の定員増に伴い、実習の充実等に必要となる専任教員の雇用に係る経費の助成を行う。</p>								
2 主な事業内容								
<p>教員1名（准教授相当）の人件費相当分について補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用主体：学校法人藤田学院（鳥取短期大学） ・主な業務：定数増に伴って保育実習を充実するために必要な業務 ・対象経費：給料、諸手当、共済費（事業主負担分） ・補助率：1/2 								
3 事業目標・取組状況・改善点								
<p>鳥取県立保育専門学院の廃止に伴い、学校法人藤田学院による鳥取短期大学幼児教育保育学科の定員増を支援し、社会的要請に対応する保育者の資質向上を図ってきた。</p> <p>令和5年12月3日には学校法人藤田学院と「保育人材養成、確保及び定着と保育・幼児教育の質の向上に関する協定」を新たに締結し、引き続き協力して県内の保育・幼児教育の質の向上に取り組んでいく。</p>								

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7570）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保育・幼児教育の質の向上強化事業	26,842	26,992	△150	12,789			14,053	

トータルコスト 37,431千円（前年度 38,977千円）〔正職員：0.6人、会計年度任用職員：2人〕

主な業務内容 研修企画・運営、補助金交付事務、委託事務、保育所等訪問指導、関係機関との調整

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

保育専門員による保育所等訪問、保育士等を対象にした保育所保育指針実践研修など各種研修の実施、地域における多様な保育や子育て支援分野の担い手となる子育て支援員の養成により、保育・幼児教育の質の向上と充実を図る。

2 主な事業内容

(1) 保育所・幼稚園訪問指導（単県） 450千円

保育専門員（会計年度任用職員：東部・西部に1名ずつ配置）と幼児教育専任指導主事（教育委員会に3名配置）が、保育所、幼稚園、認定こども園等を訪問し、保育の内容等に対して指導助言を行い、就学前の保育・幼児教育を支援する。

(2) 各種研修事業（国1/2、単県）

保育に従事する者の資質向上を図るため、各種研修会を実施する。

（単位：千円）

区分	内容	予算額
直 営	・ 保育所保育指針実践研修会 ・ 非正規保育士等スキルアップ研修会 ・ 保育者等保護者・家庭支援研修会	1,159
委 託	・ 子育て支援員研修（委託先：公募で決定）（14,868） ・ 保育士等キャリアアップ研修（委託先：公募で決定）（6,120） ・ 人権・同和保育研修（委託先：人権保育連絡会）（650） ・ 保育従事者（保育士以外）研修（委託先：鳥取短期大学）（808） ・ 市町村保育リーダー養成研修（委託先：鳥取大学）（975） ・ 障がい児保育、乳児保育担当者研修（委託先：子ども家庭育み協会）（1,000）	24,421
補 助	・ 新任、主任、所長研修（子ども家庭育み協会）	750
その他	・ 子育て支援員研修プロポーザル審査会経費 ・ 保育士等キャリアアップ研修プロポーザル審査会経費	62
合 計		26,392

3 事業目標・取組状況・改善点

平成29年4月、小中学校課内に幼児教育センターを設置し、保育専門員・幼児教育アドバイザー、教育委員会幼児教育指導主事のそれぞれの専門性を活かした指導体制を構築し、財政面や正職員不足等から保育リーダーを配置することが困難な市町村を各圏域で支援している。

また、子育て支援員の養成により、多くの子育て支援員が地域における多様な保育や子育て支援分野の担い手として活躍し、保育士等の負担軽減にもつながっている。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費
2項 児童福祉費
1目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7570）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保育料無償化等子育て支援事業	250,587	238,429	12,158			<基金繰入金> 32,789	217,798	
トータルコスト	252,152千円（前年度 239,988千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	補助金交付事務							

事業内容の説明

【「鳥取県子ども未来基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

子どもを産み育てやすい環境を整備し、出生率及び出生数の増加を促進するため、保育料の無償化等を行い保護者負担の軽減を行う市町村に対し助成を行う。なお、幼児教育・保育無償化の対象となる3歳以上の児童（0～2歳児は住民税非課税世帯が対象）は本事業からは除く。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	補助率	予算額
(1) 保育料無償化等子育て支援事業補助金	【補助対象経費】 幼稚園、認定こども園、保育所、地域型保育事業所を利用している第3子以降（所得制限・年齢制限なし）及び年収360万円未満世帯の第2子（第1子と同時在園の場合のみ）にかかる国基準保育料（国が定める利用者負担の上限額） ※中山間地域市町村無償化等モデル事業を活用する町の施設は除く	1/2	198,323
(2) 中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業補助金	【補助対象経費】 中山間地域に居住し、その地域の保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所を利用している子どもの保育料等を無償化・軽減するのに必要な経費 対象経費＝（市町村が定める保育料額※）－（市町村が行う無償化・軽減後の保育料） ※令和6年4月1日時点で各市町村が定める保育料等	1/2	52,264
合計			250,587

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・保育料軽減により保護者負担を軽減し、子育てしやすいまちづくりを支援することで、合計特殊出生率の増加を図る。
- ・平成6年から実施してきた第3子以降の保育料軽減については、平成27年9月から、所得制限、年齢制限を設けない「第3子以降保育料完全無償化」を市町村と連携して実施、さらに平成28年度からは、低所得世帯に特化した第2子無償化（第1子と同時在園の場合）を実施し低所得世帯の支援を強化してきた。
- ・また、平成26年度から、中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業を実施し、人口減少の著しい中山間地域において保育所等の保育料を大幅に軽減することで、出生率の増加を促すとともに、経済的な理由から子どもを諦めている若い世代の流入と定住を促進し、人口の増加と多子化の実現を図る市町村を支援している。
- ・これらの保育料軽減や医療費助成など各種の子育て支援を実施してきたことで、平成20年に1.43（全国17位）であった合計特殊出生率が、令和4年においては1.60（全国3位）となっており、少子化対策として引き続き支援を行っていく。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7570）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子ども・子育て支援施設等利用県負担金	34,844	81,461	△46,617				34,844	

トータルコスト 35,627千円（前年度 82,241千円）〔正職員：0.1人〕

主な業務内容 負担金交付事務、市町村との連絡調整

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

令和元年10月から実施されている幼児教育・保育無償化に伴い、新たに無償化の対象となった届出保育施設等について、当該対象施設を利用した際に要する費用の一部を県が負担する。

2 主な事業内容

区 分	内 容
実施主体	市町村
負担割合	国1/2、県1/4、市町村1/4 ※国立幼稚園については国の子育てのための施設等利用給付交付金 10/10
対象施設・事業	子どものための教育・保育給付の対象外である次の施設及び事業のうち、市町村の確認を受けたもの。 ①届出（認可外）保育施設 ②預かり保育事業 ③一時預かり事業 ④病児保育事業 ⑤子育て援助活動支援事業 ※市町村は、各事業者が給付対象となること、対象施設等に求める基準を満たしていることを確認する。 ※②～⑤は公立（市町村事業）も含む。
対象経費	子ども・子育て支援法第30条の5に規定する施設等利用給付認定を受けた子どもが当該施設・事業を利用した場合にかかる費用 ・3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子ども ・0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子ども
月額上限額（一人当たり）	・施設等利用給付認定（新1号） 25,700円 ・施設等利用給付認定（新2号） 37,000円 ・施設等利用給付認定（新3号） 42,000円
予算額	34,844千円

※県内私立幼稚園が全て子ども・子育て支援新制度に移行予定で対象外施設となるため、予算額が前年度から大幅減。

3 事業目標・取組状況・改善点

子どものための教育・保育給付の対象とならない施設、事業を利用した際の費用の一部を県が負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援し、子育て世帯の経済的負担を軽減している。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7150）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子どものための教育・保育給付費県負担金	2,838,541	2,891,418	△52,877				2,838,541	
トータルコスト	2,841,671千円（前年度 2,894,537千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	負担金交付事務、関係機関との連絡調整							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

市町村が、認可教育・保育施設に対して行う施設型給付及び地域型保育事業に対して行う地域型保育給付に要する費用について県がその一部を負担する。

2 主な事業内容

区 分	内 容
実施主体	市町村
負担割合	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4（国負担分は、国から市町村へ直接交付） ※地方単独費用部分のみ 県 1/2、市町村 1/2 ※0歳～2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合
対象経費	施設の通常の運営に要する経費として国が定める「公定価格」から「利用者負担額」を減じた額
対象施設	施設型給付費（保育所は「委託費」）：私立の認定こども園、幼稚園、保育所 ※私立幼稚園については、新制度へ移行した施設のみ対象 地域型保育給付費：公立、私立の地域型保育事業所
予算額	2,838,541千円

3 事業目標・取組状況・改善点

施設運営費補助により必要な保育を提供し、子ども・子育て支援計画の遂行を図る。
国の定める公定価格において、保育士等の処遇改善が年々図られており、保育ニーズへの対応、保育環境の改善等に寄与している。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費
 2 項 児童福祉費
 1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7570）
 （単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
低年齢児受入施設保育士等特別配置事業	193,794	201,052	△7,258				193,794	
トータルコスト	194,577千円（前年度 201,832千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務、指導監督、関係機関との連絡調整							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

1歳児担当保育士等数の割合を国の基準（6：1）を上回って配置（4.5：1）する施設に対し加配を行うための経費を助成し、保育所等に配置される保育士等の増員を図る。

2 主な事業内容

区 分	内 容
実施主体	市町村
補助要件	年齢別配置基準のうち、1歳児に係る保育士等の配置基準を1歳児4.5人につき1人により実施するよう加配すること
対象施設	認定こども園、保育所、地域型保育事業所
補助基準額	正規職員単価：287,000円/月、非正規職員単価：186,000円/月 [正規職員単価を適用する場合] 配置している保育士等のうち正規職員が、施設全体における県配置基準上必要な保育士等数以上である場合
負担割合	県1/2、市町村1/2

3 事業目標・取組状況・改善点

国のこども未来戦略（令和5年12月22日策定）において1歳児の配置基準改善については先送りされたことから、引き続き国に先行する形で県制度を実施し、1歳児保育の充実を図る。また、人事院勧告に準じた単価引上げを行い、引き続き処遇の適正化を図る。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7150）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
病児・病後児保育普及促進事業	19,894	2,163	17,731				19,894	
トータルコスト	20,677千円（前年度 2,943千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付業務、要綱改正、研修会の開催、圏域別会議の開催等							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

病児・病後児保育施設の開設や質の向上に向けた取組等に対して県独自に支援を行う等により県内の病児・病後児保育体制の拡充・強化を図り、保護者が働きながら安心して子育てができる環境づくりを推進する。

2 主な事業内容

(1) 補助事業

（単位：千円）

区 分	内 容	負担割合等	予算額
(1) 病児・病後児保育施設助成事業	国補助制度の必要配置数を超過して職員配置した場合の人員費及び職員配置が国補助要件を満たさない施設の運営費を支援する。	県1/2、市町村1/2	954
(2) 【拡充】病児保育ICT化導入促進支援事業	病児保育の予約・キャンセル等のシステム利用料等を支援する。（補助基準額：300千円） ※令和6年度から補助年数（システム導入年を含め3年間）の制限を撤廃する。	県1/2、市町村1/2	750
(3) 病後児保育施設活性化支援事業	病後児施設へ保護者を誘導する病児施設の事務費及び病後児施設へ移る保護者の利用料の一部を支援する。（補助基準額：事務費1,000円/人、利用料500円/人）	県10/10	450
(4) 開設準備経費助成事業	病児・病後児保育施設の新規開設に要する改修費について、国制度（子ども・子育て支援交付金）の補助基準額を上回る部分について支援する。（補助基準額：6,000千円）	県1/3、市町村1/3以上	2,000
(5) 環境整備助成事業	病児・病後児保育施設の小規模修繕や設備整備を支援する。（補助基準額：500千円）	県1/2、市町村1/2	250
(6) 広域利用推進事業	広域利用の中心となる施設所在市町村に対して、施設や市町村間の連絡調整等に要する経費相当分を支援する。（補助基準額：広域利用1市町村・1施設あたり10千円）	県1/2、市町村1/2	5
(7) 研修等受講支援事業	全国規模で開催される研修会等への参加経費（旅費等）を支援する。	県1/2、市町村1/2	20
(8) 実地研修受入施設支援事業	病児・病後児保育に携わる新任保育士・看護師等の実地研修として、県内施設が受入れを行った場合に当該施設へ必要経費を支援する。	定額（1時間あたり6千円）	48
(9) 病児保育施設整備事業（子ども・子育て支援施設整備交付金）	病児保育施設の整備に係る経費を助成する。（国負担分は、国から市町村へ直接交付）	国3/10、県3/10、市町村3/10、事業者1/10	15,395
合 計			19,872

(2) 病児保育研修会 22千円

県において、病児保育事業に従事する職員等を対象に研修会を開催する。

3 事業目標・取組状況・改善点

＜事業目標＞病児・病後児保育利用定員数 令和6年度末 120人（令和6年1月時点115人）

病児・病後児保育施設は、保護者の要望や県・市町村による事業者支援等を背景に、平成22年度の17施設から令和5年度においては30施設へ増加している。また、鳥取市・米子市・倉吉市内の病児保育施設について近隣町村住民による広域利用が進み、病児・病後児保育を県内全市町村で利用可能となっている。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費
2項 児童福祉費
1目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7573）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子育て支援市町村応援事業	75,615	74,729	886			<基金繰入金> 13,116	62,499	

トータルコスト 80,310千円（前年度 79,407千円） [正職員：0.6人]

主な業務内容 制度の周知説明・問合せ対応等、交付金交付事務、要綱制定

事業内容の説明

【「鳥取県子ども未来基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

地域の実情に応じて、主体的に子育て応援・子育て環境づくり（ネウボラ）等に取り組む市町村に対して財政面で応援する。また、在宅育児世帯に対しても経済的な支援を行うことにより、保護者の子育ての選択肢を広げ、県民の希望出生率の実現を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	補助率	予算額
(1) 地域での子育て支援	子育て応援市町村交付金 【基準限度額】市：10,000千円、町村：5,000千円 地域の実情に応じた市町村の子育て支援の取組に対して、財政面で応援する。 令和6年度から個別給付事業の細事業ごとに定めていた上限額を見直し、個別給付事業全体として新たに上限額を定める。 （市：5,500千円、町村：3,500千円） 【対象事業】 ・希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する事業 ・安心して満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する事業 ・安心して子育てができるための職業生活と家庭生活の両立を支援する事業 ・きずなを強め地域みんなで取り組む子育てを支援する事業 ・特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する事業 ・市町村が独自に実施する子育てサポーターの配置、個別給付事業	1/2以内	43,728
(2) 在宅での子育て支援	おうちで子育てサポート事業 在宅育児世帯の保護者を対象に現金給付・現物給付・サービス利用料を補助する。 【対象児童】 保育所等を利用していない1歳に達するまでの児童 ・現金給付を行う場合 上限：3万円×算定児童への給付対象延べ月数（1人につき10か月を限度） ※上限の範囲内で現物給付等併せて行うことも可能 ・現物給付又はサービス利用料の負担軽減のみを行う場合 上限：3万円×0歳児数×未就園率×未就園者の育児休業給付金非受給率×10か月 ※0歳児数：前々年度10月1日の0歳児推計人口 ※未就園率：1－前々年度の0歳児の10月1日の保育所等利用待機児童数調査中の保育所等利用児童数／0歳児数	1/2	31,887
合計			75,615

3 事業目標・取組状況・改善点

子育て支援等に関する施策を総合的に推進するため、市町村が行う地域の実情に応じた自主的な子育て支援に対して財政支援を図る。また、在宅育児世帯への経済的支援として、県内16市町村で取組を行っており、県内全市町村での在宅育児世帯への支援実施に向けて、引き続き未実施自治体へ働きかけていく。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7570）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県安心こども基金費	506,314	10,018	496,296			<基金繰入金 496,265、雑入 10,000、財産 収入49> 506,314		
トータルコスト	507,097千円（前年度 10,798千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	基金管理事務							
事業内容の説明				【「鳥取県安心こども基金」充当事業】				
1 事業の目的、概要								
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う鳥取県安心こども基金特別対策事業補助金の返還金及び運用利息分について、鳥取県安心こども基金へ積み立てる。また、安心こども基金特別対策事業補助金のうち、令和5年度末が事業実施期限となる事業については、令和6年度に執行残額を返還する。								
2 主な事業内容								
				（単位：千円）				
区 分	内 容			予 算 額				
(1) 積立金	運用利息の積立及び仕入控除税額の確定に伴う補助金返還額の積立			10,049				
(2) 執行残額返還	事業実施期限が到来した事業の執行残額の返還 ・厚労省関係：89,111千円 ・文科省関係：242,403千円 ・内閣府関係：164,751千円			496,265				
合 計				506,314				

令和6年度当初予算説明資料

3款 民生費
2項 児童福祉費
1目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7868）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
教育・保育施設等における安全・安心推進事業	10,171	3,365	6,806	5,740			4,431	
トータルコスト	15,649千円（前年度 8,823千円） [正職員：0.7人]							
主な業務内容	訪問指導、関係期間との連絡調整、補助金交付事務							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

教育・保育施設等（私立幼稚園を含む。以下、「保育施設等」という。）における重大事故の未然防止の取組や事故発生時の適切な事故対応の推進、再発防止の徹底を図ることを目的として、安全管理研修の実施や園が実施する現地指導開催経費への補助等を行い、保育施設等における安心・安全に係る環境整備を進める。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
(1) 子ども虐待防止・適切な保育環境の確保	保育施設等におけるハラスメント及び子どもの性暴力被害防止の啓発を実施するとともに、子供虐待防止に向けた安全管理研修会を開催する。	500
(2) 【新】保護者向け動画の制作	保育施設等で発生した事故等を紹介し、事故を防ぐためにできること、保護者から子どもへの声掛け例などをまとめた動画を制作し、配信する。	200
(3) 保育関係団体等が行う安全対策取組強化支援(専門研修)	保育関係団体、幼稚園関係団体等が行う団体内での安全対策の取組強化(団体主催の専門研修)を支援する。	500
(4) 安全管理支援	専門家等による安全管理に係る現地指導(点検等を含む。)を実施し、施設内における動線の見直しや危険個所の改善を支援する。 【補助率】 県1/2、事業者1/2	636
(5) 登園管理システム支援事業	登降園管理システムの導入に必要な経費を支援する。 【補助率】 ・幼稚園：国4/5、事業者1/5 ・届出保育施設：国1/2、県1/4、事業者1/4	3,220
(6) ICTを活用した子どもの見守り支援事業	GPS等を活用したこどもの見守りサービスなどの安全対策に資する機器等の導入に必要な経費を支援する。 【補助率】 ・幼稚園：国4/5、事業者1/5 ・届出保育施設：国1/2、県1/4、事業者1/4	920
(7) 【新】睡眠中の事故防止対策に必要な機器設置支援事業	睡眠中の児童の体動や体の向きを検知等の機能を持つ機器等の導入に必要な経費を支援する。 【補助率】 届出保育施設：国1/2、県1/4、事業者1/4	3,750
(8) 事故防止に向けた調査・検証	保育施設等における重大事故発生時や安全管理に対する施策推進に当たり、重大事故発生時に、事故後の対応・再発防止策を検証するほか、安全確保施策に対する意見を伺うため、第三者による調査・検証チームを行う。	445
合 計		10,171

3 事業目標・取組状況・改善点

令和4年1月20日に公表した保育施設等における事故防止に向けた調査検証チームからの提言等を踏まえ、県内の保育施設等における安全対策の向上を図るための支援や、施設における不適切保育を防止するための研修会を実施するなど、子どもの安全・安心に係る取組等を支援し、適切な保育環境の確保に取り組んでいる。

令和5年度に実施した送迎用バスへの安全装置等の導入支援によって、令和6年3月末までに設置義務のある全ての保育施設等の送迎用バスに設置が完了する。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費
 2 項 児童福祉費
 1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7573）
 （単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) こどもの国アフター50周年魅力向上事業	65,914	0	65,914		<29,500> 59,000		6,914	県費負担 36,414
トータルコスト	69,044千円（前年度 0千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	委託業務の発注・契約事務、施設の修繕協議等、連絡調整等							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

令和5年5月5日に迎えた鳥取砂丘こどもの国開園50周年を新たなスタートとして、子ども、子育て世帯等のニーズに応じていくよう、既存遊具をリニューアルし、県内外の子どもたちが憩い楽しめる場所として更なる魅力向上を図り、こどもの国リピーターの拡大を目指す。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
レールトレイン遊具のリニューアル事業	導入から20年以上が経過し、さび・劣化、大規模分解点検の必要性が指摘されているレールトレイン遊具の修繕等に合わせ、本体デザイン及び走行コースの景観をリニューアルし、子どもたちに喜ばれる遊具を整備する。	65,914

3 事業目標・取組状況・改善点

令和5年度に開園50周年を迎え、遊具新設整備、施設改修を実施し、県内外の子どもたちが集い、憩い楽しめる場として魅力を高めている。既存遊具のリニューアルにより、更なる入園者数の増加、こどもの国リピーターの拡大を目指す。

(注) 起債欄の< >書きは交付税措置額を除いた額である。
 県費負担額は、起債欄の< >書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7573）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「シン・子育て王国とっとり」男性育児休業取得応援事業	13,154	1,000	12,154	436			12,718	
トータルコスト	24,109千円（前年度 2,559千円）〔正職員：1.4人〕							
主な業務内容	奨励金交付事務、委託契約事務、企画運営事務、関係機関との連絡調整等							

事業内容の説明

【「地域少子化対策重点推進交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

国の「こども未来戦略方針」（令和5年6月閣議決定）において、男性の育児休業取得率を引き上げていくこととされ、県では第2次鳥取県女性活躍推進計画を改訂（令和5年7月）し、令和7年の県内企業の目標取得率を85%に設定した。この目標を「シン・子育て王国とっとり運動」の取組にも掲げて推進していくため、企業への奨励金による男性の育児休業の取得促進、企業向けのトップセミナー及び実務等研修及び専門家による助言・伴走支援を実施し、男性の育児休業取得が当たり前の社会を推進する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
(1) 企業のファミリーサポート休暇取得促進奨励金	育児や介護のための休暇制度を整備し、従業員に休暇等を取得させた事業者に奨励金を支給	500
(2) 男性育休を取得する体制を整備した事業者への奨励金	「とっとり子育てプレミアムパートナー」に登録し、次の取組を行った事業者に対して奨励金を支給する。 (1) 男性従業員が1ヶ月以上の育児休業を取得する場合に、育児休業期間中の代替人員を確保 【支給額】120千円/月（上限額1,440千円/社） (2) 男性従業員が15日以上、3ヶ月未満の育児休業を取得する場合、育児休業中、同僚に対し業務応援手当を支給 【支給額】40千円/15日（上限額240千円/社）	3,000
(3) 企業経営者向けトップセミナーの開催	県内経済団体や商工団体と連携して、企業経営者に対して男性育児休業取得への理解促進や気運醸成のためのセミナーを開催する。（1回）	600
(4) 県内企業の人事・労務担当者向けの実務等研修	国や全国健康保険協会、商工団体等と連携して、企業の人事・労務担当者に対して育児休業制度や各種保険手続き等に関する理解促進のための研修を開催する。（東部・中部・西部で各1回）	54
(5) 男性育休導入のための専門家による助言	県内中小企業における男性育休取得のための環境整備に向けて、専門家の助言による意識醸成・課題整理を促進する。	1,500
(6) 男性育休導入のための専門家による伴走支援	男性育休導入に向けた課題の改善・対応を行う県内中小企業に対し、実態に応じた多面的なアプローチによる伴走支援を行う。また、支援の成果を県内企業向けに発信し、男性育休導入の機運上昇を図り、今後導入促進に取り組む企業への働きかけを行う。	3,500
(7) くるみん認定に向けた社会保険労務士派遣	次世代育成支援対策推進法上の一般事業主行動計画の策定・計画の実施や、子育てサポート企業の全国指標である「くるみん」認定申請手続等のため社会保険労務士を派遣して支援することで、高い水準で男性育休取得促進を含めた働きやすい職場づくりに取り組む県内中小企業の増加につなげる。	4,000
合 計		13,154

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・令和7年の県内企業の男性の育児休業目標取得率：85%（現状：13.4%（令和3年度））
- ・県内の中小企業に対し、意識醸成を図るセミナーの実施や専門家の派遣による支援、男性育休取得促進に向けた体制構築に係る助成を実施している。
- ・男性の育児休業取得を強力に推し進めるため、企業向けの多面的な普及啓発や好事例の横展開、専門家の支援による取組促進を行い、男女ともに子育てしやすい社会の実現を目指す。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費
2項 児童福祉費
1目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7192）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) シン・子育て王国とっとり本格始動事業	34,931	0	34,931	14,622			20,309	
トータルコスト	40,409千円（前年度 0千円） [正職員：0.7人]							
主な業務内容	関係機関との連絡調整、委託契約事務、補助金交付事務							

事業内容の説明 【「地域少子化対策重点推進交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

「シン・子育て王国とっとり」の本格始動に向け、子ども、若者、子育て当事者等から聴取した意見を踏まえて、地域における子育て環境の整備と県民全体の子育てへの機運醸成を図るための施策を実施する。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	内容	予算額
(1) 子育て支援情報の発信強化	子育て世帯に、地域における居場所や遊び場、イベント情報の他、子育てに関する有用な情報を届けられるように、「子育て王国アプリ」を改修する。 <改修内容> ・子育て世帯に有用な施設・店舗の位置情報の検索機能追加（子育て応援駐車場、子どもファストトラック施設、子どもの遊び場、子育て中の親の憩いの場） ・子育て世帯に必要な情報が届くためのシステム構築（トップページでのバナー表示、子どもの年齢に応じたプッシュ配信等） ・他システムの情報を利活用する仕組み（データ連携基盤）の構築	19,924
(2) 市町村の地域の人材、つながりを活用した取組への支援	「子育て応援市町村交付金」において、地域の人材、つながりを活用した子育て中のパパママが気軽に立ち寄れる居場所づくり等の取組について、対象経費を拡充する。 <拡充する経費> ・備品購入費、小修繕等の施設整備費、人件費 <取組例> ・子育て支援に取り組む地域団体への助成 ・地域のコミュニティ施設等を子育て世帯が気軽に通いやすくするための整備 ・地域の子育て支援の機運を醸成するためのイベントの開催	1,500
(3) 子育て応援駐車場の整備促進	民間施設における子育て応援駐車場の設置促進を図るため、駐車場の表示・看板等の整備費用を支援する。 （上限500千円×2/3（補助率）×30件＝10,000千円）	10,000
(4) 「シン・育児の日県民キャンペーン」の実施	子育て世帯、これから出産・子育てに携わる方、企業・事業者等をターゲットとした、子育てに関する県民キャンペーンを実施する。	3,507
合計		34,931

3 事業目標・取組状況・改善点

令和5年度は、妊娠・出産・子育てを支援する企業・団体を登録し、その活動内容を横展開する「とっとり子育てプレミアムパートナー」、妊娠中の方や未就学児を連れての方などが優先利用できる駐車スペース「子育て応援駐車場」等の制度を創設し、地域や企業を巻き込んだ子育てへの機運醸成を図った。

令和6年度は、子ども・若者、子育て当事者の声や提案を取り入れた「シン・子育て王国とっとり計画」に基づき、社会の子育て応援への一層の機運醸成を図っていく。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7573）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)カップル倍増プロジェクト Ver02推進事業	10,966	0	10,966	2,394			8,572	
トータルコスト	14,096千円（前年度 0千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	委託業務関係事務							

事業内容の説明

【「地域少子化対策重点推進交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

鳥取県では、とっとり出会いサポートセンター「えんトリー」の運営等により、結婚を希望する方を後押しするための取組を進めてきたが、近年では、マッチングアプリを通じて知り合い、結婚するカップルも着実に増加してきており、こうした新たな婚活サービスが若い世代を中心に広く認知され、出会い・結婚支援ツールとして有効な選択肢の1つとなっている。

こうした背景を踏まえ、マッチングアプリに代表される新たな婚活サービスとの連携を図るとともに、若者のニーズに沿った新たな切り口から出会い結婚支援を図り、カップル倍増プロジェクトを一層促進する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
(1) 民間マッチングアプリ会社との連携事業	①大規模婚活イベントの開催 民間マッチングアプリ会社と連携し、大規模な婚活イベントを開催する。 ②マッチングアプリ会員とえんトリー会員の相互交流オフ会 異なるサービスの会員を引合せ、グループでマッチングする交流会を開催する。 ③マッチングアプリ会員とえんトリー会員の相互個別マッチング 希望する会員に異なるサービスの会員を縁ナビを介して紹介する1対1のマッチングを実施する。 ④セミナーの開催 多様な婚活サービスの上手な利用方法等についてレクチャーする婚活リテラシーセミナーを開催する。	3,600
(2) 若者ニーズに対応した出会い方バージョンアップ事業	①SNS運用強化 えんトリーの既存SNSアカウントを活用し、SNSマーケティング（広告やアクセス解析に基づく若者ニーズの把握）を実施する。 ②えんトリーのタイパ向上 ・お見合い申込のオンライン化 えんトリーマッチングシステムを改修し、自宅に居ながらオンラインでお見合い申込できるような環境改善する。 ・マッチングシステムの高度化 ビッグデータに基づくレコメンド機能を改修し、性格判断結果をビッグデータと紐づけ、相性の合う相手を検索する時間の省力化を図り、若者の重視するタイパ向上に寄与する。 ※タイパ：タイムパフォーマンスの略。費やした時間とそれによって得られた効果の対比「時間対効果」を指す。	4,638
(3) メタバースを活用した婚活イベントの実施	①メタバースを活用した婚活イベントの開催 メタバース（オンライン上の仮想空間）を活用した婚活イベントを開催し、多様な出会いの機会を創出する。 ②民間事業者の婚活イベントへの開放 県のメタバース空間を民間の婚活イベント主催者へ開放することで、メタバースの利活用の幅を広げ、出会いの機会を拡大する。	2,728
合 計		10,966

3 事業目標・取組状況・改善点

結婚を望む方に対して、えんトリーの運営等を通じて、出会いの場づくりの支援を行ってきた。

・えんトリー登録者数（山陰連携会員含む）：1,299名、成婚数：229組

※令和5年12月末時点

引き続き、出会い・結婚を求める方に対する機会の創出に取り組み、少子化対策へと繋げる。

・目標数：カップル成立年500組

令和6年度一般会計当初予算説明資料

子育て王国課（内線：7192）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	2,741,003	2,601,614	139,389	101,402		<使用料 129,794、雑入 1,575> 131,369	2,508,232	

事業内容の説明

一般職員319名及び会計年度任用職員133名の人件費である。

（単位：千円、人）

区分			本年度		前年度		財源内訳			
款	項	目	予算額	職員数	予算額	職員数	国庫	起債	その他	一般財源
総務費	企画費	企画総務費	67,935	正職員 9 会計年度 1	65,974	正職員 9 会計年度 1	1,698	0	(雑入) 17	66,220
民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	2,648,147	正職員 307 会計年度 131	2,518,687	正職員 305 会計年度 135	99,704	0	(使用料) 129,794 (雑入) 1,541	2,417,108
衛生費	公衆衛生費	公衆衛生総務費	24,921	正職員 3 会計年度 1	16,953	正職員 2 会計年度 1	0	0	(雑入) 17	24,904
合計			2,741,003	正職員 319 会計年度 133	2,601,614	正職員 316 会計年度 137	101,402	0	131,369	2,508,232

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7570）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【休止】保育 所等整備事業	0	7,756	△7,756					
トータルコスト	0千円（前年度 8,536千円） [正職員：0人]							
主な業務内容	—							
事業内容の説明								
令和6年度における安心子ども基金を活用して行う施設整備案件がないため、休止するものである。								
【廃止】幼児 教育・保育無 償化円滑化事 業	0	5,716	△5,716					
トータルコスト	0千円（前年度 7,275千円） [正職員：0人]							
主な業務内容	—							
事業内容の説明								
令和5年度に事業完了したため、廃止するものである。								
【廃止】こど もの国50周年 事業	0	5,000	△5,000					
トータルコスト	0千円（前年度 7,339千円） [正職員：0人]							
主な業務内容	—							
事業内容の説明								
令和5年度に事業完了したため、廃止するものである。								

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費
2項 児童福祉費
2目 児童措置費

子育て王国課（内線：7868）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童手当等支給事業	1,074,353	1,098,317	△23,964				1,074,353	

トータルコスト 1,077,483千円（前年度 1,101,436千円） [正職員：0.4人]

主な業務内容 負担金交付事務

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

子育て家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育する保護者等に対し児童手当を支給する。

2 主な事業内容

中学校修了前までの子どもを養育する者に市町村が支給する児童手当の県負担金である。

<支給額及び負担割合>

区分	支給月額	負担割合			予算額 (千円)	
		国	県	市町村		
3歳未満	被用者（7/15は事業主が負担） 非被用者	15,000円	16/45	4/45	4/45	1,072,558
3歳以上	被用者 第1子・2子	15,000円	2/3	1/6	1/6	
小学校終了前	非被用者 第3子以降	15,000円	2/3	1/6	1/6	
中学生		10,000円	2/3	1/6	1/6	
所得制限対象児童		5,000円	2/3	1/6	1/6	
過年度精算に係る追加交付					1,795	
合計					1,074,353	

・公務員分は各所属庁からの支給となるため本事業費には含まない。

3 事業目標・取組状況・改善点

児童手当法に基づき市町村に負担金を交付し市町村を通じて子育て家庭に手当を支給している。

なお、国において令和6年10月支給分から手当の拡充が検討されており、児童手当法の改正状況に応じて、令和6年度補正予算で対応する。

<児童手当の拡充予定概要>

項目	現行	令和6年10月分～（予定）
所得制限	・所得制限あり 年収960万円以上、1,200万円未満の場合 →月額5,000円 年収1,200万円以上の場合 →支給対象外	・所得制限の撤廃
支給期間	・中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育する者	・高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育する者
多子加算	・第3子以降 月額15,000円	・第3子以降 月額30,000円
多子加算のカウント方法	・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの年齢の子どものうち、第3子以降が多子加算の対象となる。	・22歳に達する日以後の最初の3月31日までの年齢の子どものうち、第3子以降が多子加算の対象となる。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費
2項 企画費
1目 企画総務費

家庭支援課（内線：7076）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
青少年育成推進事業	17,469	15,364	2,105				17,469	
トータルコスト	30,772千円（前年度 28,619千円）〔正職員：1.7人〕							
主な業務内容	青少年問題協議会の運営、青少年育成鳥取県民会議の運営、青少年健全育成条例の運用及び啓発、青少年育成対策各種事業（関係業界、団体との連絡調整、補助金事務等）							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

青少年問題協議会の開催、青少年育成鳥取県民会議への助成、青少年健全育成条例の運用及び啓発等を行うことにより、青少年の健全育成を推進するとともに、若者の自立を支援する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
(1) 鳥取県青少年問題協議会運営事業	青少年の育成、保護等に関する総合的施策の樹立について調査審議する。	858
(2) 青少年健全育成条例の運用・普及啓発事業	青少年健全育成条例を運営し、青少年のための良好な社会環境を整備する。 ・青少年健全育成協力員50名の配置 ・青少年健全育成条例パンフレット等の印刷・配布 ・SNSトラブル防止標語「とりのからあげ」ポスターデザイン・動画コンテストの開催	1,603
(3) 困難を抱える若者を取り残さない支援体制構築事業	・鳥取県若者自立応援ネットワーク会議に実務者会議を設置し、様々な困難を抱える若者を取り残さないための体制構築に向けた検討会等を実施する。 ・相談窓口紹介リーフレットの印刷・配布	519
(4) 子ども会活性化事業「子ども王国わくわく体験隊事業」	県内の子ども会活動の活性化につなげるため、集団活動、体験活動、子ども会の会員同士の交流を図る全県的なイベントを開催するほか、子ども会の取組を次世代につないでいくための情報共有・意見交換を行い、活動の更なる充実に繋げられるネットワークづくりを推進する。	2,409
(5) 青少年育成鳥取県民会議補助金	青少年の健全育成活動を行っている青少年育成鳥取県民会議の運営に対し助成する。 【補助率】10/10 【主な事業】少年の主張、家庭の日の絵画募集、県民大会、青少年育成推進指導員の配置等	10,626
(6) 少年補導センター補助金	2市1団体（鳥取市、米子市、倉吉地区少年補導センター）の実施する少年補導活動に対する経費を助成する。 【補助率】1/3 【補助上限】500千円	1,029
(7) 子ども電話相談運営費助成事業費補助金	子どもの悩みなどを聞く子ども電話相談（チャイルドライン）の運営費を助成すると共に、電話相談員の資質向上を図る。 【補助上限】700千円	425
合計		17,469

3 事業目標・取組状況・改善点

青少年を取り巻く環境、特にデジタル環境の急激な変化に対応するため、青少年健全育成条例の内容や条例に規定する県、県民の責務、青少年自身の努力義務について周知啓発することにより、青少年の健全な育成を図るための機運を醸成すると共に若者の自立を応援するための体制整備に向けた検討等を進める。また、青少年の健全育成、非行防止活動の推進、子どもの悩み相談を行う民間団体等の運営費を助成する。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費
 2 項 企画費
 1 目 企画総務費

家庭支援課（内線：7076）
 （単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
レクリエーション活動支援事業	1,752	1,752	0				1,752	

トータルコスト 2,535千円（前年度 2,532千円） [正職員：0.1人]

主な業務内容 補助金交付事務、予算・連絡調整

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

レクリエーションを県民・地域に普及・定着させ、県民の豊かな余暇活動を推進するため、全県的な活動を行う鳥取県レクリエーション協会が行う事業に対し補助を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
レクリエーション活動支援事業補助金	鳥取県レクリエーション大会の開催経費の助成 【大会概要】参加者 1,000名程度（予定） 会 場 県内東、中、西部 合計6箇所程度 開催種目 スポーツ吹矢、スカットボール（パットゴルフに似たゲーム）、ジェスチャーゲーム等 【補助率】3/4	1,752

3 事業目標・取組状況・改善点

楽しみながら人と出会い、自然とふれあうレクリエーション活動の普及振興を通して、青少年の自立性の育成や生き生きとした社会づくりに取り組む。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費
2 項 企画費
1 目 企画総務費

家庭支援課（内線：7076）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
高校生等通学費助成事業	43,000	41,804	1,196				43,000	
トータルコスト	46,130千円（前年度 44,923千円）〔正職員：0.4人〕							
主な業務内容	補助金交付事務、市町村との連絡調整、制度周知に係る事務							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

通学費用を理由に子どもたちが高等学校等で希望する学びをあきらめることがないよう、県内の高等学校等へ通学する生徒に通学費を助成する市町村に支援を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
実施主体	市町村	43,000
補助率	1/2	
補助内容	公共交通機関の通学定期券を利用して県内高校等に通学する生徒の保護者が負担する通学費の助成 ※保護者負担を7,000円／月以下に軽減する場合を対象とする	
補助要件	(1) 公共交通機関：鉄道（JR、智頭急行、若桜鉄道）、路線バス (2) 高等学校等：高等学校（全日制、定時制、通信制）、高等専門学校（3年次まで）、特別支援学校高等部、専修学校高等課程。公立、私立は問わない。 (3) 高等学校を既に卒業した生徒や3年（定時制は4年）を超えて在学している生徒は対象外とする。 (4) 他の法令等により通学交通費の全額補助を受ける者は対象外とする。	

3 事業目標・取組状況・改善点

県内の高等学校に通う生徒の4割がバス、JR等の公共交通機関を利用しており、特に山間地域などから遠距離通学している生徒の保護者負担が大きいことから、令和元年度までは市町村単位で独自に通学費支援を実施していた。令和2年度から全国に先駆けて全県で高校生を対象とした県・市町村協働による通学費助成制度を開始した。

令和5年度からは、地域の活性化、公共交通機関の維持・存続等のため、市町村が控除額を引き下げて助成を拡充する場合における県の補助割合を引き上げるとともに、県外から鳥取県内の高等学校等に通学する生徒の保護者を助成対象に加え、一層の支援を図っている。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

1目 社会福祉総務費

家庭支援課（内線：7869）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子どもの貧困対策総合支援事業	28,321	25,534	2,787				28,321	

トータルコスト 33,799千円（前年度 30,992千円） [正職員：0.7人]

主な業務内容 補助金交付事務、市町村との連絡調整、とっとり子どもの居場所ネットワーク活動に関する連絡調整

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

鳥取県子どもの貧困対策推進計画（第二期）に基づき、地域の実情に応じた子どもの居場所づくりや学習支援事業の充実に取り組む市町村等を支援する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
(1) 子どもの居場所づくり事業補助金	子どもの居場所づくりに取り組む市町村や、行政と連携した取組を行う民間団体に対し、立上経費や運営経費を支援する。新たに備品更新を支援するとともに、長期休暇期間中の開設日数増等に対応できるよう運営費の算定基準を緩和する。 ○立上経費 【補助対象経費】 冷蔵庫等の備品、調理室や居室の修繕、会場借上げに係る初期経費など 【補助率】 市町村負担額の2/3 【補助上限額】 2,000千円/1カ所（市町村補助額との合算） ○運営経費 【補助対象経費】 会場使用料、食材費、調理・学習支援スタッフ人件費、交通費、保険料、備品買替に要する経費など 【補助率】 市町村負担額の1/2 【補助上限額】 2,000千円（年192回以上）、1,500千円（年48回以上）、1,000千円（年12回以上）、200千円（備品買替）（市町村補助額との合算）	19,866
(2) とっとり子どもの居場所ネットワーク活動支援事業補助金	こども食堂等で構成されるとっとり子どもの居場所ネットワーク「えんたく」に支援員1名を配置し、食材や寄付金の確保・配布、こども食堂開設相談、情報交換会等の開催、情報発信等を行うなど、全県的な居場所の増設や取組充実に繋げるとともに、中部・西部の食材保管拠点に有償ボランティアを配置し、食料提供システムの拡充を図る。	6,902
(3) 学習支援充実事業補助金	ア 学習支援充実事業補助金（1,445千円） 市町村が地域の実情に応じて子どもの貧困対策としての学習支援を実施しやすい方法を提供するため、国庫補助の対象経費とならない経費を助成する。（補助率：1/2） (ア) 地域未来塾応援事業 ・教育委員会が実施する「地域未来塾」の対象外経費（送迎、教材）を補助 (イ) 生活困窮世帯等の子どものための学習支援充実事業 ①世帯の横断化に対する支援 ・生活保護世帯等だけでなく一般世帯の子どもを含めて学習支援を実施する場合に、国庫補助対象外の一般世帯の子どもに係る経費を補助 ②放課後児童クラブの充実に係る支援 ・放課後児童クラブで学習支援を行う場合に学習支援に係る経費（1クラブ上限200千円）を補助 イ 子どもの貧困対策に資する検討（鳥取県子どもの学びの環境等生活困難者対策連絡会議）（108千円） 市町村の教育委員会や福祉部局、社会福祉協議会など生活困難者に係る関係者が一堂に会し、子どもの貧困対策に係る課題等について検討を行うとともに、具体の支援方法についての研修会を開催する。	1,553
合計		28,321

3 事業目標・取組状況・改善点

(1) 子どもの居場所づくり事業

- ・生活困窮世帯だけでなく、全ての世帯を対象とした子どもの居場所づくりの活動継続と拡充を図る。
- ・子どもの居場所づくりに対する助成と「えんたく」への活動支援により、子どもの居場所が増加してきている。（平成27年度末：3箇所→令和5年12月末：83箇所）

(2) 学習支援充実事業

- ・全市町村において、生活困窮世帯やひとり親家庭の子ども等を対象とした学習支援の取組を継続して実施する。
- ・子どものライフステージに応じて切れ目なく支援が提供されるよう、福祉と教育の一体的支援の継続を図る。
- ・事業実施以降、会議や研修会等を通じて福祉部局及び教育委員会、関係機関等の連携を推進している。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

家庭支援課（内線：7869）

1 目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子どもと家庭の生活・相談支援拠点サポート事業	38,805	34,773	4,032	24,529			14,276	
トータルコスト	39,588千円（前年度 35,553千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

子どもや生活困難者にとって身近な社会資源である子どもの居場所を整備・活用し、専門スタッフが子どもやその世帯が抱える個別の課題解決に向けてきめ細やかに対応することにより、総合的に子どもを支援する居場所づくりに取り組む市町村を支援する。

2 主な事業内容

家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもやその世帯を総合的に支援することを目的として、生活習慣の形成や学習支援、進路等の相談支援、食事の提供に加えて、教員資格などを有する専門職を配置して、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行なう子どもの居場所づくりに取り組む市町村に対して、運営経費を助成する。

実施主体	内 容	補助率
市町村	【支援対象】 家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子ども 【支援内容】 安心・安全な居場所の提供、生活習慣（手洗い・うがい、歯磨き等）の形成、食事の支援、学習支援（宿題の見守り等を含む）、課外活動の提供、専門職による支援計画の策定 等 【補助対象経費】 居場所の運営に必要な人件費、光熱費等	国1/2, 県1/4

（活用予定自治体）鳥取市、米子市、智頭町

3 事業目標・取組状況・改善点

子どもの居場所づくりの取組が全県的な拡がりをみせる中、子どもの居場所は、地域において子どもや世帯に寄り添う社会資源としての役割が求められている。

子どもの貧困対策として、生活面、学習面の支援に加え、教員等の専門職によるアセスメントに基づき、関係機関へのつなぎを行なうなど子どもとその世帯を総合的に支援する子どもの居場所が円滑に運営されるよう支援する。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

家庭支援課（内線：7869）

1 目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 子ども食堂運営費高騰対策支援事業	1,870	0	1,870	1,870				
トータルコスト	2,653千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	支援金支給事務等							

事業内容の説明

【「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

物価高騰の影響を受けている子どもの居場所（子ども食堂）に対して、光熱水費や食材費の引上げにより上昇した運営費の一部を支援することにより、子ども食堂の運営を支援する。

2 主な事業内容

(1) 支給対象者

令和5年度子どもの居場所づくり事業補助金の運営経費部分の補助を受けていない市町村（鳥取市、岩美町、智頭町、八頭町、南部町を除く市町村）において子ども食堂を運営している事業者。

※当該補助金の交付を受けている事業者は、本事業ではなく当該補助金により対応。

(2) 所要額

1,870千円

所要額＝単価×子どもの居場所箇所数（新規開設見込みを含む）

34千円×55か所＝1,870千円

3 事業目標・取組状況・改善点

物価高騰下にあっても適切な子どもの居場所を確保するため、令和5年度6月補正予算及び11月補正予算において子ども食堂の運営を支援した。

引き続き物価高騰の長期化により厳しい運営環境にある子ども食堂の継続を支援する。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 目 社会福祉総務費

家庭支援課（内線：7869）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【廃止】鳥取県子ども・ひとり親家庭の生活状況調査事業	0	10,233	△10,233					
トータルコスト	0千円（前年度 13,352千円）〔正職員：0人〕							
主な業務内容	—							
<p>事業内容の説明</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">令和5年度限りの事業のため、廃止するものである。</p>								

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

5 目 婦人福祉費

家庭支援課（電話：0857-26-7149）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
困難な問題を抱える女性・DV被害者総合支援事業	34,935	34,133	802	10,210			24,725	
トータルコスト	68,583千円（前年度 68,440千円） [正職員：4.3人]							
主な業務内容	相談、保護、自立支援等、研修会開催に係る事務等、キャンペーン、広報、予算、国庫補助事務、連絡調整等、補助金交付事務、委託契約事務							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

困難な問題を抱える女性・DV被害者の保護及び自立支援体制の強化及びDV予防啓発活動を行い、DV防止対策を推進する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
(1) DV被害者支援強化事業	DV被害者の保護及び支援体制の強化を図るために要する経費 ・関係機関の職員を対象とした研修の実施、DV防止啓発を目的とした街頭キャンペーンの実施、DV加害者更生のための電話相談窓口の設置等	1,657
(2) DV被害者等保護・支援事業	DV被害者等保護・支援事業補助金 【対象経費】一時保護のための借間の家賃や一時保護解除後の自立に係る初期費用など支援に要する経費 【実施主体】DV被害者等やその他保護を要する者に対する支援を行う民間支援団体等 【補助率】10/10ほか	6,600
	先駆的支援のためのDV被害者等支援団体強化事業補助金 【対象経費】DV被害者等に対する先進的・専門的な取組に要する経費 【実施主体】DV被害者等やその他保護を要する者に対する支援を行う民間支援団体等 【補助率】10/10	10,000
(3) ステップハウス運営事業	ステップハウスの管理運営及び被害者の自立支援を行う社会福祉法人に委託する経費 ※ステップハウス：様々な事情により、すぐに自立生活に移れない方が、心のケアや自立に向けた準備を行う中間施設	14,544
(4) 鳥取県DV予防啓発支援員活動事業	DV予防啓発支援員の養成及びデートDV予防学習会への支援員派遣を行う。	2,134
合 計		34,935

3 事業目標・取組状況・改善点

児童虐待とDVの関連性が注目されている中で、児童相談所や市町村児童養護部門との連携をより一層強化する。また、暴力被害者が必要なときに、安心して安全な場所に避難、保護できる体制の整備のため、民間支援団体の活動支援や、自立支援のためのステップハウス運営を実施する。

また、DV予防啓発支援員の養成及びデートDV予防学習会への派遣を行う。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

5目 婦人福祉費

家庭支援課（電話：0857-26-7869）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
女性相談支援センター運営費	11,443	13,011	△1,568	4,688			6,755	
トータルコスト	82,884千円（前年度 84,009千円）〔正職員：8人、会計年度任用職員：3人〕							
主な業務内容	相談対応（電話相談、来所相談、訪問相談）、DV保護命令、法律相談、一時保護入所者・ステップハウス入所者の自立支援、自立支援及び他法他施策活用等のための関係機関との連携調整、会議及び研修の参加・開催・講義等、各種統計調査・報告関係業務							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
日常生活又は社会生活を営むにあたり様々な困難を抱える女性への相談対応、自立支援及び一時保護に要する経費である。								
2 主な事業内容								
＜事業対象者＞								
<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活及び社会生活を営むにあたり、様々な困難な問題を抱える女性 ・配偶者からの暴力をうけたDV被害者 ・いわゆる人身売買の被害にあった人身取引被害者 など 								
＜事業内容＞								
（単位：千円）								
区 分		内 容					予算額	
(1) 女性相談支援センター費		女性相談支援センターの運営及び女性相談支援員の活動に要する経費					2,803	
(2) 女性相談支援センター一時保護所費		女性相談支援センターで行う一時保護に要する経費					8,640	
合 計							11,443	
3 事業目標・取組状況・改善点								
電話・来所等による個別の相談受付、それに対する情報提供・調査・判定・指導援助を行う。								
緊急一時保護が必要な人の確実な保護及び各人のニーズに応じた早期支援を実施する。また、各人の状況等を考慮し、最適と考えられる一時保護の方法及び施設での保護を実施する。								
（令和4年度の総相談件数：3,551件、一時保護件数：9件）								

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

8 目 特別医療費助成事業費

家庭支援課（内線：7572）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「シン・子育て王国とっとり」こどもの医療費完全無償化事業	1,177,830	834,497	343,333				1,177,830	

トータルコスト 1,178,613千円（前年度 835,277千円） [正職員：0.1人]

主な業務内容 補助金交付事務等

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

子育て世帯の経済的負担を一層軽減するため、市町村と協働して子どもの医療費完全無償化を実施する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
(1) 特別医療費補助金（小児）	小児医療費の本人負担分（3割等）について、市町村が助成した額の2分の1を補助し、小児医療費を無償化する。	1,177,830
(2) 小児救急電話24時間相談対応事業	15歳未満の者の保護者等からの電話に対して、救急電話相談や医療機関案内を行う小児救急電話（#8000）を365日・24時間開設する。（変更前：平日は午後7時から翌日午前8時まで、土日祝日は24時間） ※医療政策課で実施	(29,885)

3 事業目標・取組状況・改善点

本県においては、昭和48年から市町村と協働した取組として小児特別医療費助成を開始し、平成20年4月に小学校就学前まで、平成23年4月に中学校卒業まで、平成28年4月には18歳到達後の年度末までと助成対象を順次拡大しながら、子育て世帯の経済的負担軽減に取り組んできた。

今後、子育て世帯の経済的負担を一層軽減するため、令和6年4月から市町村と協働して小児医療費完全無償化を実施する。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

8 目 特別医療費助成事業費

家庭支援課（内線：7869）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特別医療費助成事業費（ひとり親家庭）	61,033	74,550	△13,517				61,033	
トータルコスト	61,816千円（前年度 75,330千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務、制度運用に関する事務（相談、照会等）							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
鳥取県特別医療費助成条例に基づき、ひとり親家庭の18歳未満の児童と母又は父の医療費に対して助成し、その者の健康の保持及び生活の安定を図り、もってその福祉を増進する。								
2 主な事業内容								
内 容				実施主体	補助率			
ひとり親家庭の18歳未満の児童と母又は父の医療費の本人負担分（3割等）から自己負担額を除いた額について、市町村が助成した額の2分の1を補助する。 ・自己負担額（＝患者負担） 通院：530円／日、入院：1,200円／日				市町村	1/2			
3 事業目標・取組状況・改善点								
特別医療費助成制度は、昭和48年に創設された医療費助成制度で、県と市町村の協調事業であり、県内全ての市町村で実施されている。ひとり親家庭の医療費について、市町村に対する助成を行うことにより、これらの者の健康の保持及び生活の安定を図り、もってその福祉を増進することを目的とする。								
＜近年の主な制度改正＞								
平成24年7月 平成22年の税制改正で年少扶養控除等が廃止されたことにより、その影響を受ける障がい者及びひとり親家庭に対し、従来どおり助成を行うよう制度改正								

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

家庭支援課（内線：7148）

1 目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
家庭支援課管理運営費	10,863	9,769	1,094				10,863	

トータルコスト 27,296千円（前年度 26,143千円） [正職員：2.1人]

主な業務内容 家庭支援課業務の総括及び課内外の連絡調整等

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
(1) 災害遺児手当助成事業	災害遺児の健全な育成を図るため、災害遺児について手当（1人に対し月2,000円）を支給する市町村に対して助成を行う。 【負担割合】 県1/2、市町村1/2 【支給期間】 災害遺児が義務教育を修了する月まで ※災害遺児：県内に住所を有する義務教育修了前の児童であり、その養育者が天災又は交通事故、海難その他の事故により死亡し、または障がいの状態になった者。	594
(2) 主任児童委員費	児童福祉法に基づき設置する主任児童委員の活動に必要な報酬及び経費の支給、資質向上のための研修会を実施する。	8,031
(3) 家庭支援課管理運営費	児童福祉に関する法・制度の普及・推進、児童福祉施設等の指導監査及び関係機関・団体との調整等を行う。	2,238
合 計		10,863

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費
 2 項 児童福祉費
 1 目 児童福祉総務費

家庭支援課（電話：0857-26-7149）
 （単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童相談所費	79,971	70,213	9,758	10,392		<雑入> 47	69,532	

トータルコスト 402,645千円（前年度 390,814千円） [正職員：35.7人、会計年度任用職員：14.7人]

主な業務内容 相談対応、調査・診断・判定業務、訪問指導・生活指導、委託料の審査及び支払等、関係機関との連絡調整

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

県内3カ所にある児童相談所の管理運営と、要保護児童対応や児童虐待防止に係る各事業を実施する。また、児童福祉法第33条の規定に基づき、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するために一時保護を行う。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
(1) 児童相談所運営費	児童相談など各種相談活動を行うほか、子育て支援プログラムとして、カウンセリングや講座を実施する。	17,223
(2) 一時保護所運営費	児童相談所一時保護所の管理運営を行うとともに、児童福祉施設、里親等に一時保護を委託する。また、児童相談所に一時保護されている児童について、学習指導者を派遣し、各児童に合わせた学習指導を行う。	61,218
(3) 児童相談システム管理運営事業	児童相談に関する情報管理を行う「児童相談システム」の保守管理業務を行う。	1,530
合 計		79,971

3 事業目標・取組状況・改善点

児童虐待の対応について、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応を図るとともに、関係機関や地域との連携により、より効果的な援助を実施する。また、児童家庭相談の充実、児童虐待防止対策等の要保護児童対策の充実・強化を図る。

一時保護所は、児童が安心できる環境の下、一定の規則正しい生活の中で、保育や学習、スポーツやレクリエーション等を通して、行動面の観察や生活指導を行っている。この間に児童相談所のそれぞれの専門分野ごとに、児童福祉司の面接や心理職員による心理検査、精神科医の診察なども並行して実施している。

県内の一時保護所では、児童が義務教育年齢であっても原則学校に通わせていなかったが、学習指導者の派遣により、各個人の学力に合わせたきめ細かな学習指導が可能になった。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費
2 項 児童福祉費
1 目 児童福祉総務費

家庭支援課（電話：0857-26-7149）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童相談所体制整備事業	47,584	40,593	6,991	11,494			36,090	

トータルコスト 93,436千円（前年度 85,906千円）〔正職員：3.6人、会計年度任用職員：6人〕

主な業務内容 児童虐待防止、普及・啓発、各種研修計画の策定・実施、関係期間との連絡調整、児童虐待対応

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

施設内虐待の発生予防に関する研修の充実を図るとともに、一時保護所及び米子児童相談所において第三者評価を受審する。また、関係機関に対し、児童虐待に関するスキルアップ研修等を行う。併せて、広く県民への広報啓発活動等を行い、児童虐待防止対策を推進する。さらに、児童相談所業務へのICTの活用による業務の効率化により、児童福祉司が支援の必要な子どもや家庭と向き合う時間を確保し、ケースへの対応力の向上を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
(1) 一時保護所及び児童相談所の第三者評価の受審	一時保護所及び児童相談所の適正な運営と質の向上を図るため、一時保護所及び児童相談所の第三者評価を受審する。	1,624
(2) 児童虐待防止対策研修事業	施設内虐待の発生予防に関する研修を行うほか、市町村、児童相談所、施設等の虐待対応のスキルアップを図るための研修を実施する。	1,136
(3) 児童虐待防止関係機関援助体制充実事業	市町村、児童相談所、児童福祉施設等の児童の支援に携わる機関が、児童虐待に対する取組について協議するための連絡会等を実施する。	24
(4) 虐待発生後フォローアップ事業	児童相談所に定期的に弁護士が駐在し、法的解決が必要となる案件に係る法律相談の実施等により児童虐待への相談体制の充実を図る。	13,234
(5) 児童相談所サポート体制強化事業	児童相談所の運営に関し、外部有識者から助言指導を得る。	180
(6) 児童虐待防止広報啓発強化事業	児童虐待防止を県民へ周知するため、児童虐待防止啓発業務の企画・実施を民間委託する。	3,034
(7) 地域で子どもを守る推進事業	「虐待をおこさせない」「虐待をおこさない」社会づくりの実現を目指し、地域における子ども見守りサポーター等の養成や虐待防止全力宣言企業の認定を行う。	100
(8) 虐待防止のためのSNS相談事業	児童虐待防止の観点から、一般的な子育ての相談や虐待相談について子どもや家庭がより相談しやすくなるよう、SNSを活用した全国一元的な相談業務の外部委託を行う。	5,093
(9) 一時保護児童の登校付添事業	一時保護児童の増加に対応するため、当該児童が原籍校に通学する際の送迎を行う職員の配置及び業者委託による送迎支援を行い、児童の安全確保及び教育機会の保障を図る。	10,000
(10) ICT活用事業	ICTの活用により、業務を効率化し、児童福祉司が支援の必要な子どもや家庭と向き合う時間を確保すると共に、迅速な情報共有によりケースへの対応力の向上を図る。	7,338
(11) 鳥取県児童養護施設協議会補助事業	施設相互の連携によりケース対応力の向上を図るため、鳥取県児童養護施設協議会が実施する困難ケース等への外部講師によるコンサルテーションを受ける経費や、研修会等の経費を補助する。	5,650
(12) 社会的養育推進計画策定事業	社会的養育推進計画の見直しを行い、児童相談所の体制強化や社会的養護施策の検討を行う。	171
合 計		47,584

3 事業目標・取組状況・改善点

児童相談所に弁護士を派遣する体制や、児童相談所が児童虐待に関して日常的に医師から助言指導が得られる体制等を構築することにより、県内の児童相談所の抜本的な強化を図る。
増大する児童虐待事案に対応するため、児童相談所の体制強化のみならず、子どもに関わる関係機関の更なる連携強化を図りながら、児童虐待防止施策の強化に引き続き取り組む必要がある。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

家庭支援課（電話：0857-26-7149）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童養護施設等体制強化補助事業	143,893	126,855	17,038	48,585			95,308	
トータルコスト	161,108千円（前年度 144,009千円） [正職員：2.2人]							
主な業務内容	補助金交付事務、事業者・関係機関との調整							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

児童養護施設等における体制強化を図るため、国の配置基準を超えて職員を配置する際の人件費や研修及び実習に係る経費等を補助する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	実施主体	補助率	予算額
(1) 児童養護施設等処遇向上対策事業	被虐待児童等が10名を超えるごとに人件費1名分を補助する。	児童養護施設、児童心理治療施設	10/10	24,696
(2) 乳児院等医療機関連携強化事業	医療機関等連絡調整員を配置するための経費を補助する。	乳児院等	10/10	11,385
(3) 母子生活支援施設強化事業	国の職員配置基準を超えて個別対応職員を配置するための経費を補助する。	母子生活支援施設	10/10	1,707
(4) 自立援助ホーム体制機能強化事業	国の職員配置基準を超えて指導員を雇用するための経費を補助する。	自立援助ホーム	10/10	14,112
(5) 自立援助ホーム夜間業務体制強化事業	夜間業務対応等の体制を強化するための補助者の雇上げに係る経費を補助する。	自立援助ホーム	10/10	16,620
(6) ファミリーホーム体制強化事業	国の配置基準を超えて補助者を配置するための経費を補助する。	ファミリーホーム	10/10	12,465
(7) 児童養護施設等の職員人材確保事業	実習生の指導に当たる職員の代替職員の人件費、又は実習を受けた学生を就職前に一定期間非常勤職員として採用する際に係る経費を補助する。	児童養護施設等	10/10	414
(8) 児童養護施設等職員の資質向上研修事業	児童への支援の充実を図るため、施設職員の研修参加経費を補助する。	児童養護施設等	10/10	3,772
(9) 児童入所施設等におけるICT化推進事業	業務負担軽減につながる施設のICT化を図るための機器等の整備に要する経費を補助する。	児童養護施設等	3/4	831
(10) 児童家庭支援センター運営事業	児童家庭支援センターの運営経費（職員人件費、報償費、旅費、需用費等）を補助する。	社会福祉法人	10/10	51,408
(11) 施設入所児童交流事業	県内の児童養護施設に入所している児童の健全な心身の発達と主体性・協調性確立のために実施する交流事業に要する経費を補助する。	鳥取県児童養護施設協議会	10/10	445
(12) 児童福祉展支援事業	県内の児童養護施設等の入所児童の作品を展示する「児童福祉展」へ補助する。	児童福祉団体あすなる会	10/10	400
(13) 児童養護施設等入所児童自立支援事業	児童養護施設等に入所している児童の自立支援のため、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を補助する。	児童養護施設等	10/10	4,800
(14) 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業	児童養護施設等を退所し就業した者、又は大学等へ進学した者に対する家賃相当額や生活費の貸付、及び児童養護施設に入所中の者等に対する資格取得費の貸付を行うための経費を補助する。	鳥取県社会福祉協議会	10/10	838
合 計				143,893

3 事業目標・取組状況・改善点

職員の人件費や、研修及び実習に係る経費を補助することにより、入所者に対するケアの充実を図るとともに各施設における支援体制を強化する。また、児童養護施設等を退所した者や退所予定の者へ生活費や普通自動車運転免許取得費用等の支援を行うことで、安定した生活の確保や自立支援を図る。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費
2項 児童福祉費
1目 児童福祉総務費

家庭支援課（電話：0857-26-7149）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
退所児童等アフターケア事業	〔債務負担行為〕 9,000 47,790	〔債務負担行為〕 5,500 17,780	〔債務負担行為〕 3,500 30,010			〔債務負担行為〕 9,000 〈基金繰入金〉 23,795	〔債務負担行為〕 9,000 23,995	
トータルコスト	50,138千円（前年度 20,119千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	事業者との連絡調整、補助金交付事務、委託契約事務							

事業内容の説明

【「鳥取県安心こども基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

(1) 退所児童等アフターケア事業

児童養護施設等を退所した児童・者に対して、就職や人間関係等の相談に応じ、必要な支援を行う。これまでは1つの事業所（東部）のみが当該事業を実施していたが、新たに西部へと1か所開設することで、県全域の支援対象者に対してより手厚く支援ができる環境を整備する。

(2) 施設入所児童等保証人支援事業

児童養護施設等に入所している児童が進学・就労・賃貸住宅へ入居する際に、身元保証・連帯保証人となった施設長等が保証債務を履行した場合に弁済した経費を補助する。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
退所児童等アフターケア事業（基金1/2、県1/2）	一般社団法人ひだまりに加え、社会福祉法人みその児童福祉会米子聖園天使園に委託して必要な支援を行う。 【前年度からの変更点】 ・事業所（西部）を1か所新設	47,590
施設入所児童等保証人支援事業（単県）	<被保証人> 里親・児童養護施設等への措置児童、女性相談支援センター一時保護所（委託を含む）に保護されている女性 <保証人> 里親、児童養護施設等の長等 <保証限度額> 就職時・入学時身元保証……………300千円/件 アパート等入居時連帯保証……………200千円/件 高校・大学等入学時借入連帯保証…300千円/件	200
合 計		47,790

※債務負担行為（当該年度に係る分）

事 項	期 間	限度額
令和6年度施設入所児童等保証人支援事業	令和7年度から令和36年度まで	9,000千円

3 事業目標・取組状況・改善点

児童養護施設等を退所した者に対して就職や人間関係等の相談に応じることで、孤立の防止及び自立促進を図る。また、児童福祉施設等に入所している児童等の進学、就職及び賃貸住宅への入居を支援するため、当該入所児童等の身元保証や連帯保証を行う者の経済的負担を軽減し、保証人を引き受けやすい環境を整備する。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

家庭支援課（電話：0857-26-7149）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
里親養育包括支援事業	13,596	13,782	△186	5,894			7,702	

トータルコスト 17,804千円（前年度 17,968千円） [正職員：0.5人、会計年度任用職員：0.1人]

主な業務内容 里親支援機関委託事務、運営の管理、協議その他

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

要保護児童を家庭的な環境で養育する里親の役割が重要となってきた中で、里親の養育技術の向上等の支援及び里親委託児童の養育環境の充実を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
(1) 里親養育包括支援委託事業	改正児童福祉法により新たに児童福祉施設に位置づけられた包括的に里親支援を行うための施設である「里親支援センター」を設置する。 【実施機関】 民間里親支援機関 【業務内容】 里親制度等普及促進・リクルート業務 里親研修・トレーニング等業務 里親委託推進等業務 里親訪問等支援業務 里親等委託児童自立支援業務	11,789
(2) 鳥取県里親会補助金	里親損害賠償責任保険料及び全国里親会等の参加経費等を助成する。 【実施主体】 鳥取県里親会 【補助率】 10/10	601
(3) 家庭生活体験事業	児童養護施設等に入所している児童を年末年始やお盆、週末等に里親宅で受け入れ、施設では体験できない季節行事や家族との関わりを体験する機会を提供する。	686
(4) 里子の養育環境充実事業	国の措置費対象外であるピアノや習字等の習い事に要する費用及び高校受験料を助成する。	490
(5) 事務費等		30
合 計		13,596

3 事業目標・取組状況・改善点

国の「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年8月公表）に基づき、令和2年9月に県が策定した「鳥取県社会的養育推進計画」では、令和11年度の里親委託率の目標値を60%と設定しているところであり、社会的養護の施設での支援が必要な子どもの受入体制を十分に確保した上で、里親委託を推進する。

近年、県の里親委託率は約25%で推移（令和5年12月1日時点では24.1%）しており、全国平均（令和2年3月末時点で21.5%）を上回っている。

また、令和4年改正児童福祉法において、里親委託を推進し児童の養育環境を向上するため、包括的に里親支援を行うための施設である里親支援センターが児童福祉施設に位置づけられ、民間里親支援機関などにより設置することができることとなった。現在、本県では、里親の包括支援は民間の里親支援機関に委託しているが、令和6年度に里親支援センターを設置するため、児童福祉法の規定に基づきその費用を負担する。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費
2項 児童福祉費
1目 児童福祉総務費

家庭支援課（内線：7149）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
こどもの権利擁護を図る県版アドボカシー推進事業	7,039	12,091	△5,052			〈基金繰入金〉 2,950	4,089	
トータルコスト	13,299千円（前年度 18,329千円） [正職員：0.8人]							
主な業務内容	県版アドボカシー設置に向けた調整、試験運用事業の契約手続・運用、研修動画・アドボキット養成研修契約手続、検討会の開催、補助金支払・精算							

事業内容の説明

【「鳥取県安心こども基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

こどもの権利擁護に関する取組の質の向上を図り、改正児童福祉法の施行に伴いこどもの声を聞く取組を推進するため、こどもの意見表明の機会を確保し、社会的養護の枠組みの中で生活しているこどもの権利擁護の仕組みを整備する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
(1) アドボキット派遣事業	アドボキットを児童相談所一時保護所や児童養護施設等に派遣し、こどもの意思表出や意見表明の支援を行う。 ※アドボキット（こどもの意見表明等を支援する者）	1,485
(2) 弁護士による専門的アドボキット派遣事業	児童相談所及び児童福祉施設等が支援するこどもについて、こどもに対する人権侵害の事実又はそのおそれが発見された場合に、弁護士による専門的アドボキットがこどもの権利擁護を行う。	2,016
(3) アドボキット養成研修	こどもの意見に耳を傾け、その声を必要な大人に伝えることができるようにこどもをサポートするアドボキットを養成する。養成後は、アドボキットとしてこどもの意見表明支援を行う。	2,000
(4) アドボキットスキルアップ研修	養成したアドボキットのスキルアップ研修を実施する。	516
(5) 鳥取県子どもの権利学習支援事業補助金	児童養護施設等の入所児童や退所児童・若者がこどもの権利や意見表明の仕方等、こどもの自立性を高める取組を通して、自分達の意見・提案を施設や行政等に届けるための活動に要する費用を補助する（補助率10/10）。 【実施主体】 ・県児童養護施設協議会	593
(6) 県版アドボカシーの構築についての検討会	学識経験者、児童福祉施設代表者、里親代表者、社会的養育経験者及び児童相談所等による会議を開催して、県版アドボカシー制度の体制やあり方等を検討する。	429
合計		7,039

※県版アドボカシー…制度創設にあたって、大人だけでなく社会的養護の枠組みの中で生活している子ども（経験者を含む）の意見を可能な限り反映させたアドボカシー。（本県には、社会的養護の当事者グループ「Hope&Home」があり、「県版アドボカシーの構築についての検討会」にも御参加いただいている。）

3 事業目標・取組状況・改善点

児童相談所一時保護所や児童福祉施設にアドボキットを派遣し、こどもの意思表出や意見表明についての支援を行うことで、こどもが児童相談所や児童福祉施設の職員等へ意見を伝える機会を保障し、こどもの意向が反映された支援や生活の改善を行う仕組みを整備する。また、こどもの権利侵害が疑われる事案については、専門的アドボキット（弁護士）が調査・代理人活動を行い、こどもの権利救済を行う。

令和5年6月から児童相談所一時保護所へのアドボキット派遣を実施しており、令和6年度からは派遣対象を児童養護施設等へ拡大する。また、社会的養護の当事者グループ「Hope&Home」の活動を引き続き支援し、施策や支援への反映を目指す。アドボカシー事業全般の取組の推進を図るため、検討会で引き続き方向性を検討する。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

家庭支援課（内線：6150）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
こども家庭センター設置促進等事業	30,145	29,219	926	75		<繰入金> 29,995	75	
トータルコスト	30,928千円（前年度 29,999千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	制度周知、疑義照会等市町村との連絡調整、補助金事務							

事業内容の説明

【「鳥取県安心子ども基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

令和6年4月の改正児童福祉法施行に伴い、母子保健の相談機関である子育て世代包括支援センターと児童福祉の相談機関である市区町村子ども家庭総合支援拠点を一体化した相談機関「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務とされることから、市町村におけるこども家庭センター設置を促進するため支援を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
(1) こども家庭センターの設置促進	市町村におけるこども家庭センターの設置を促進するため、統括支援員の配置及び家庭・養育環境支援事業の円滑な導入に必要な費用を支援する。 【負担割合】国2/3、県1/6、市町村1/6 (1) 統括支援員の配置支援 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点において、情報共有・業務の協働対応などによる一体的な取組の強化の中心的な役割を担う統括支援員の配置を行う市町村に対して支援を行う。 (2) 家庭・養育環境支援事業の円滑導入支援 訪問支援や子どもの居場所支援等の家庭・養育環境支援事業の実施に当たって必要となる地域資源の創出や地域住民等への周知・広報の実施等、事業の円滑な導入に資する取組を行う。 (3) 母子保健機能、児童福祉機能の運営費支援 こども家庭センターへ移行するまでの間に要する、従来の母子保健機能及び児童福祉機能に係る運営費を支援する。	29,995
(2) 統括支援員の資質向上	こども家庭センターに配置される統括支援員の資質向上のための研修会を実施する。 【負担割合】国1/2、県1/2	150
合 計		30,145

3 事業目標・取組状況・改善点

<背景>

平成28年の児童福祉法等の改正以降、市町村において、児童福祉分野については子ども家庭総合支援拠点、母子保健分野については子育て世代包括支援センターそれぞれの整備が進んでいる。

一方で、全国的にそれぞれの相談機関が把握していた事案の情報共有や協働が適切になされず、深刻な事案に至ってしまった例も存在することから、双方が一体となって対応していくことが今まで以上に求められるとして、令和4年6月の児童福祉法等の改正により、双方の意義やこれまで果たしてきた機能・役割を維持しながら、組織を一体化した相談機関「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務とされることとなった。

<事業目標>

こども家庭センターは、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもに対する一体的な相談支援を行う機関であり、子ども・妊産婦等の実情把握、気になる世帯の早期把握、早期支援のための情報共有、協働による相談支援等を行うとともに、サポートプランの作成や、多機関によるケース会議の開催など、切れ目のない一体型の支援の調整を担う。また、各地域における子育て支援の資源（家庭支援事業や子どもの居場所づくり事業、こども食堂等）の把握・創出・連携体制の構築も担う。

市町村のこども家庭センター設置にあたっては、こうした機能を果たすために必要な人員配置や人材確保が必要となるため、研修会等を実施し、人材育成や先進的な取組の横展開等により促進を図る。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

家庭支援課（電話：0857-26-7149）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【廃止】米子 児童相談所事 務所改修工事	0	81,102	△81,102					
トータルコスト	0千円（前年度 81,882千円） [正職員：0人]							
主な業務内容	—							
事業内容の説明								
令和6年度中の工事の完了を予定しているが、令和6年度の工事は令和5年度からの繰越明許費により実施するため、事業を廃止する。								
【廃止】米子 児童相談所体 育館空調設備 整備事業	0	7,821	△7,821					
トータルコスト	0千円（前年度 8,601千円） [正職員：0人]							
主な業務内容	—							
事業内容の説明								
令和6年度中の工事の完了を予定しているが、令和6年度の工事は令和5年度からの繰越明許費により実施するため、事業を廃止する。								

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費
2 項 児童福祉費
2 目 児童措置費

家庭支援課（内線：7893）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童措置費	1,911,536	1,969,848	△58,312	917,176		<負担金> 16,629	977,731	
トータルコスト	1,921,526千円（前年度 1,979,740千円） [正職員：0.9人、会計年度任用職員：1人]							
主な業務内容	各種加算・単価設定事務、国庫負担金支払・受入事務、国庫負担金申請、確定事務、措置費・医療費支払事務、関係児童福祉施設ほか連絡調整、委託契約、成功報酬支払							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

要保護児童等が安心して暮らせる環境を確保・支援するため、児童福祉法の規定により施設入所措置等となった児童・母子の委託に要する経費、同法の定める最低基準を維持するための費用を負担する。
また、児童養護施設等に入所している児童等が入院治療した際に、保護者がいない等により家族の付き添いが困難な場合において、付き添いに要する費用の一部を補助する。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
(1) 児童措置費（国1/2、単県）	・ 県が民間児童福祉施設へ措置（委託）する場合に要する経費 ・ 市及び福祉事務所設置町村が母子生活支援施設に措置する場合における県負担金（負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4）	1,911,084
(2) 鳥取県入所児童への入院支援事業費補助金（単県）	児童の入院に係る措置費を上回る額（日額上限2万円） ・ 入院児童のための付添人の雇用経費 ・ 職員が入院児童のために付添した場合の代替要員雇用経費	452
合 計		1,911,536

3 事業目標・取組状況・改善点

保護者がいない、保護者に監護させることが不適當（児童虐待）など、児童福祉法の規定により施設入所措置等となった児童・母子の委託に要する経費及び入所後の保護について、同法に定める最低基準を維持するための費用を負担し、児童・母子の支援を行った。また、令和6年度からは、社会的養護自立支援事業及び児童家庭支援センター運営事業の一部を児童措置費に統合した。
児童養護施設等に入所している児童の入院治療に付添人を要した場合の経費の一部を助成した。令和元年度事業からは、保護者による虐待が疑われる場合や、保護者に養育能力がない場合など、補助対象を拡大した。また、発達段階に遅れがある児童など、年齢によらず個々のケースに応じた対応が可能となるよう年齢制限を廃止した。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費
 2 項 児童福祉費
 3 目 母子福祉費

家庭支援課（内線：7869）
 （単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ひとり親家庭生活支援事業	20,419	18,562	1,857	10,117		〈雑入〉 2	10,300	
トータルコスト	21,984千円（前年度 20,121千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	補助金事務、委託契約事務、連絡調整、国庫補助事務、対象家庭登録事務、対象家庭現況届審査・決定事務							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

ひとり親家庭等の生活向上のため、児童の学習支援や相談体制の充実に要する経費を補助する。

2 主な事業内容

(1) ひとり親家庭学習支援事業（実施主体：市町村） （単位：千円）

区 分	内 容	予算額	補助率
学習支援	ひとり親家庭の児童等に対して、大学生や教員OB等の学習支援員による学習支援の実施に要する経費を補助する。	9,659	3/4
	学習支援を実施するにあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止のため必要となる経費を補助する。	25	1/4
送迎支援	学習塾形式で実施する場合、送迎を困難とするひとり親家庭等の負担を軽減するため、学習会場までの送迎を行う経費を補助する。	252	1/2

(2) ひとり親家庭生活向上事業 （単位：千円）

区 分	内 容	予算額	補助率
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の居宅などに家庭生活支援員を派遣し、生活援助、保育サービス等の支援を行う。 （委託先：鳥取県母子寡婦福祉連合会）	816	—
ひとり親家庭等情報提供事業	ホームページやメールマガジン、LINEを活用した情報提供やメール相談を実施する。 （委託先：鳥取県母子寡婦福祉連合会）	1,313	—
ひとり親家庭等交流支援事業	ひとり親家庭等の地域からの孤立化を防止するため、ひとり親家庭同士の交流事業の実施、相談体制の充実に要する経費を補助する。 （実施主体：鳥取県母子寡婦福祉連合会）	3,093	10/10

(3) ひとり親家庭寄り添い支援事業 （単位：千円）

内 容	予算額
生活や子育てに課題を抱えるひとり親家庭が適切な支援を受けられるよう、鳥取県母子寡婦福祉連合会と連携をし、託児付きサロン等ひとり親の悩みに寄り添いながら必要な支援へと繋ぐ相談支援体制を構築する。 （委託先：鳥取県母子寡婦福祉連合会）	5,261

3 事業目標・取組状況・改善点

(1) ひとり親家庭学習支援事業

ひとり親家庭の子どもに対し、貧困の連鎖を防止する観点から、基本的な生活習慣の習得支援や学習支援を行い、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。

(2) ひとり親家庭生活向上事業

ひとり親家庭が抱える子どもの養育面や健康の維持管理等に関する不安や課題等を解消するため、生活環境の変化により日常生活を営むのに支障が生じた場合の生活支援を実施するとともに、ひとり親家庭の情報交換の場の提供や相談支援を行う。

(3) ひとり親家庭寄り添い支援事業

行政窓口で相談し辛い、相談先が分からないなど、ひとりで悩みを抱えるひとり親家庭への相談に対応し支援機関へ繋いでいる。令和6年度から託児付きサロンを組み込み相談支援体制の強化に取り組む。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費
 2 項 児童福祉費
 3 目 母子福祉費

家庭支援課（内線：7869）
 （単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ひとり親家庭自立支援事業	8,648	8,884	△236	4,381			4,267	
トータルコスト	27,845千円（前年度 27,887千円）〔正職員：1.7人、会計年度任用職員：2人〕							
主な業務内容	職業紹介、弁護士相談等、国庫補助事務 委託契約事務、連絡調整 支給申請受付、審査、決定、支払事務、補助金事務 相談受付・報告書、身分証明書交付事務 交付決定、支払、額の確定							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

ひとり親家庭の就業支援の促進を図るとともに、経済的な自立を支援するために各種事業を行う。

2 主な事業内容

(1) ひとり親家庭就業支援事業 (単位：千円)

区 分	内 容	予算額
就業支援事業	就業等に係る巡回相談、就業関連情報の提供を行う。	137
就業支援講習会事業	就業に有利な資格取得等のための講習会を開催する。 （委託先：鳥取県母子寡婦福祉連合会）	4,703
母子・父子自立支援員等研修事業	就業に有利な資格取得等のための講習会を開催する。 （委託先：鳥取県母子寡婦福祉連合会）	279

(2) ひとり親家庭自立支援給付金事業 (単位：千円)

区 分	内 容	予算額
自立支援教育訓練給付金事業	職業能力開発のための指定講座を受講する場合、受講料（6割相当額）を支給する。	400
高等職業訓練促進給付金等事業	看護師、保育士等資格取得のため1年以上養成機関で修業する場合、生活費の負担軽減のため給付金を支給する。	1,730
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高卒認定試験講座受講者に、受講費用の一部（受講開始時に4割、受講修了時に1割、高卒認定試験合格時に1割）を支給する。	300

(3) 母子父子自立支援員設置費 (単位：千円)

内 容	予算額
ひとり親家庭等の就業や生活全般に関する相談指導、援助を行うため、中部及び西部の各県民福祉局に母子・父子自立支援員を各1名設置する。	304

(4) 高等職業訓練促進資金貸付事業 (単位：千円)

内 容	予算額
高等職業訓練給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親の修学を容易にするため資金の貸付を行い、資格取得や自立の促進を図る。また、住居の借りに必要な資金の貸付を行う。 ・ 入学準備金（上限50万円）、就職準備金（上限20万円）、住宅資金（上限4万円/月・12月） ・ 実施主体：鳥取県社会福祉協議会、補助率：10/10	795

3 事業目標・取組状況・改善点

生活・子育て・経済を担うひとり親が、安定した収入を得られる職に就くことができるよう支援することで、経済的自立に繋げる。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費
2項 児童福祉費
3目 母子福祉費

家庭支援課（内線：7869）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ひとり親家庭子ども養育支援事業	1,352	1,412	△60	556			796	
トータルコスト	2,135千円（前年度 2,192千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金の交付、関係機関との連絡調整、委託契約事務							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

父母が離婚した子どもの健全な成長を支えるとともに、ひとり親家庭の自立を支援するため、離婚時における養育費及び面会交流に係る取り決めの促進と面会交流の実施の支援を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	実施主体	予算額
(1) 養育費110番事業	養育費の算定方法、合意書の債務名義化など養育費全般、親権、面会交流等の法律に関する問題について、弁護士等による電話での法律相談を行う。	県	682
(2) 子どもの養育啓発事業	離婚前後の父母を対象にした養育費や面会交流に関する学習会等を開催する。	県	192
(3) 養育費にかかる公正証書等作成促進事業	養育費の取り決めの債務名義化を促進するため、公正証書作成等に要する費用を支給する。 【支給額】 ・養育費の対象となる児童を現に扶養しているひとり親で養育費に係る債務名義を有する者に対し、公正証書の作成に必要な公証人手数料等又は裁判に要する収入印紙代等の全額。（上限：20,000円/回）	県、市及び福祉事務所設置町村	100
(4) 面会交流支援事業	公益社団法人、NPOなどが行う面会交流支援事業を利用する場合の費用を補助する。（補助率1/2） 【補助額】 ・中学生以下（概ね15歳未満）の子との面会交流を希望する別居親または子どもと別居親との面会交流を希望する同居親が利用料として負担した全額。（上限：5,000円/回、最大12回/人まで）	市町村	240
(5) 子どもの養育相談関係職員研修事業	養育費・面会交流等についての相談指導のための研修を行う。	県	138
合計			1,352

3 事業目標・取組状況・改善点

離婚後の子どもの養育は親の責務であり、離れて暮らす親にも扶養義務があるが、養育費及び面会交流の取り決め・実施をしていない割合が依然として多い。（養育費の取り決めをしていない：42.6%、養育費を現在受給している：25.5%。平成30年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査より）

養育費及び面会交流についての理解を深め、取り決めに促進する。（令和6年度末目標値：養育に取り決めをしている割合50%）

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

3 目 母子福祉費

家庭支援課（内線：7869）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童扶養手当支給事業	69,766	77,902	△8,136	22,997			46,769	

トータルコスト 74,278千円（前年度 82,335千円） [正職員：0.2人、会計年度任用職員：1人]

主な業務内容 補助金事務、委託契約事務、連絡調整 国庫補助事務 対象家庭登録事務 対象家庭現況届審査・決定事務

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

児童扶養手当（父母の離婚などにより父親又は母親と生計を同じくしていない児童が養育されている母子家庭・父子家庭の自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当）の支給、調査・認定・市町村指導監査等を実施する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内 容	予算額	財源
(1) 児童扶養手当	児童扶養手当給付費 (県支給対象：福祉事務所未設置町在住者)	68,993	国1/3 県2/3
(2) 児童扶養手当システム	児童扶養手当システムの保守管理を行う。 ・児童扶養手当システム保守管理経費 633千円 ・児童扶養手当システムクラウドサーバー使用料 140千円	773	単県
合 計		69,766	

3 事業目標・取組状況・改善点

児童扶養手当法に基づき、離婚、死別等により父又は母と生計を同じくしていない児童を監護している母等に対して児童扶養手当を支給した。（県は福祉事務所未設置町在住者を対象）引き続き、適正に手当を支給する。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

3目 母子福祉費

家庭支援課（内線：7869）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計繰出金	2,528	2,518	10				2,528	
トータルコスト	3,311千円（前年度 3,298千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	繰出事務							
事業内容の説明 事業の目的、概要 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき設置している「鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計」の貸付事務費及び償還金収納事務費に充てるため、一般会計から繰り出す。								

令和6年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

1 項 公衆衛生費

5 目 母子衛生費

家庭支援課（内線：7572）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
母子保健指導 振興費	1,169	1,086	83				1,169	

トータルコスト 8,212千円（前年度 8,103千円） [正職員：0.9人]

主な業務内容 企画調整業務、関係団体との協働関係業務、母子保健関係表彰業務

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

妊娠、出産及び育児に関する相談に対して、必要な指導及び助言を行い、市町村、関係団体の活動を支援すること等により、母子保健活動を推進する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
(1) 母子保健諸費	母子保健に関する諸会議、市町村母子保健事業広域調整、母子保健事業功 労者知事表彰に要する経費	364
(2) 母子保健推進 体制整備事業	鳥取県における母子保健事業の評価、健診の精度管理等に関する協議 (鳥取県健康対策協議会に委託)	805
合 計		1,169

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・平成9年度から、各種母子保健事業の実施主体が市町村に一元化されたが、県が当事業を活用して、母子保健に関する主要事業の方向性の提示、乳幼児健康診査マニュアルの策定、市町村間の調整や従事者講習会を実施することで、鳥取県における母子保健推進体制の整備が進んだ。今後も、社会環境等の変化や地域の実情に即した母子保健事業の見直し等に対して、広域的・専門的な助言・支援を実施する必要がある。
- ・健診医の質の向上及び、健診医の数を増やすための乳幼児健診マニュアルの講習会、健診に関する研修会を年1回開催する。
- ・平成29年度から30年度にかけて、母子保健に係る切れ目ない支援体制について小委員会を開催。産後うつ等の予防を目的とした産後健康診査事業について協議し、平成31年度より事業の全県統一実施が開始された。平成29年度からは5歳児健康診査の効果検証に向けた協議を継続している。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

1 項 公衆衛生費

5 目 母子衛生費

家庭支援課（内線：7572）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
乳児医療費等支援事業	21,739	20,096	1,643				21,739	

トータルコスト 28,396千円（前年度 26,704千円）〔正職員：0.7人、会計年度任用職員：0.4人〕

主な業務内容 検査委託業務、相談指導業務、保健所及び関係医療機関連絡調整、負担金業務、市町村支援業務

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

新生児の先天性代謝異常を早期発見して適切な治療を行うことで、その疾患から生じる重篤な症状や心身の発達障がい予防するため、県が新生児に対する先天性代謝異常検査を行う。

また、医療を必要とする未熟児に対して市町村が行う未熟児養育医療に係る経費の一部を負担するとともに、妊娠高血圧症候群等により患っている妊産婦が必要な医療を受けるための経費の一部を支給する。

併せて、心理的な負担が大きい低出生体重児の子育てを支援するため、低出生体重児用の手帳（リトルベビーハンドブック）を改訂・印刷を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
(1) 先天性代謝異常等検査	各医療機関が保護者の同意を得た上で生後4～7日の新生児の血液を採取し、委託検査機関において先天性代謝異常検査を行う。 ・検査対象疾患：24疾患（クレチン症、甲状腺機能低下症等） ・検査委託料：13,836千円 ・精度管理費：711千円	14,547
(2) 未熟児養育医療費	指定医療機関に入院した未熟児に対し、市町村が医療の給付を行うのに要した費用の1/4を県が負担する。（負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4） また、未熟児養育医療に係る診療報酬審査支払手数料について、1/2を県が負担する。 （負担割合：県1/2、市町村1/2）	5,246
(3) 妊娠高血圧症候群等療養支援費	妊娠高血圧症候群等により患っている妊産婦が必要な医療を受けるために入院した場合、その療養に要する経費の一部を支給する。	30
(4) 小さく生まれた赤ちゃんのための手帳作成	通常の母子手帳では成長・発達を記録できない早産等による低体重出産児用の手帳（リトルベビーハンドブック）を改訂、増刷する。	376
(5) 【新】低出生体重児の相互支援促進に向けた啓発事業	世界早産児デー（11/17）に合わせた啓発、交流イベントを実施する。	1,540
合 計		21,739

3 事業目標・取組状況・改善点

県内で出生した新生児のうち、保護者が検査を希望した者に対して先天性代謝異常等検査を実施した。また、医療を必要とする未熟児に対して、養育に必要な医療の給付を行った。引き続き、児童の健全な育成を図るために支援を行う。

令和4年12月に低出生体重児の子育てを支援するため母子手帳の副本（リトルベビーハンドブック）を作成し、令和5年1月から医療機関、市町村等を通じて配付を開始した。利用者の意見を伺い令和6年度に改訂等を行う。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

1 項 公衆衛生費

5 目 母子衛生費

家庭支援課（内線：7572）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
健やかな妊娠・出産のための応援事業	20,611	16,843	3,768	8,221			12,390	
トータルコスト	34,696千円（前年度 30,878千円） [正職員：1.8人]							
主な業務内容	企画調整・関係機関連絡業務、補助・委託関係業務、健康教育・啓発業務、相談支援業務、ワーキング関係業務							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

地域で切れ目のない妊娠・出産支援の強化を進めるとともに、心身に関する相談の受付や正しい知識の普及を行い、安心・安全な妊娠・出産支援の充実を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
(1) 【拡充】助産師への電話・メール・LINE相談事業	助産師による電話・メール相談、LINE相談（新設）による年齢・性別を問わず、プレコンセプションケアを含む幅広い健康相談を実施する。	4,112
(2) 地域の助産所等による妊産婦への寄り添い支援事業	初産婦など医療機関、市町村に相談しにくい不安を抱えて孤立化しやすい妊産婦に助産師が寄り添う場として、地域の助産所、助産所のない地域への出張による定期的なオープンデーを開催し、妊産婦の集まりやすい居場所を提供する。	4,000
(3) とっとり妊娠SOS相談体制整備事業	予期しない・思いがけない妊娠に悩む方の電話・メール・面談相談を実施する。	3,641
(4) 性と健康の相談センター事業	思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた健康教室の開催や、健康相談・支援等を実施する。	273
(5) 思春期ピアカウンセラー活動支援事業	思春期の健康問題のひとつである性の健康問題（性感染症・人工妊娠中絶）について、正しい知識を普及啓発するとともに若者を支援する人材として、思春期ピアカウンセラーを養成し、中学校や高校に出向き、同世代の仲間（ピア）として、若者に寄り添い、健康教育や相談を行う。	1,358
(6) 【拡充】描こう！ライフプラン出前講座事業	助産師が中学・高校や地域、企業等に出向き、手作り教材で妊娠・出産に関する知識の普及や、ライフプランを作成し、将来親になるための備えや、自分自身やパートナーとの関係を考える機会を提供する。 (1) 未来のパパママ育み出前教室（100回/年） ※中学・高校の生徒を対象 ※教室開催数の増（80回→100回） (2) 今から始める！いつかはパパママ出前教室（20回/年） ※学生・社会人等20～30歳代を対象	5,992
(7) 新米パパに贈る子育て教室	出産を控えた父親に沐浴・妊婦体験・赤ちゃん人形だっこのなどの体験に併せて、母親の抱える不安や父親に求められる意識、育児休業や里帰り出産など出産前に行うことのできる事前の準備などを伝え、自らの実践を経て、父親の育児参画の必要性を周囲に促すことのできる先輩パパを養成する。	1,122
(8) 事務費	相談窓口を掲載した「子育て安心マップ」の配布等を行う。	113
合 計		20,611

3 事業目標・取組状況・改善点

○若い世代からの妊娠・出産に対する正しい知識の啓発や自身のライフプランを考えることで、命の大切さについて学ぶとともに将来の正しい選択ができるような知識を身につけてもらう支援を行っている。令和6年度は、出前講座の申込数の増加に対応できるよう開催回数を増加する。

○平成28年度から実施している「助産師による電話・メール相談事業」は、匿名かつ非対面で相談できることから、誰にも相談できない苦しみや孤立感を抱えている方にとって、相談しやすい窓口として機能しており、相談件数は増加している。（相談実績 R2:122件 R3:128件 R4:167件）

また、若い方をはじめ様々な方が、からだや健康に関する悩みをより気軽に相談できるよう、新たにLINE相談窓口を設ける。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

5目 母子衛生費

家庭支援課（内線：7572）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
願いに寄り添う妊娠・出産応援事業	9,979	10,466	△487	1,667			8,312	
トータルコスト	28,475千円（前年度 28,852千円）〔正職員：2.1人、会計年度任用職員：0.7人〕							
主な業務内容	不妊治療費助成関係業務、不妊検査・不妊不育啓発業務、不妊治療費助成交付金業務、補助金関係業務、不妊検査等相談事務、不妊専門相談センター関係事務							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

不妊・不育に係る経済的負担の軽減及び精神的なサポートを行うため、費用を支援するほか、専門家による相談・指導、知識の普及啓発等を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
(1) 願いに寄り添う妊娠・出産応援ネットワーク会議（国1/2）	妊娠・出産を望む方への包括的な支援体制の構築に向け、必要な支援等を協議する。	592
(2) 不妊検査費助成金交付事業（単県）	不妊症の診断を行うために、医師が必要と認めた検査を夫婦が共に受けた場合について、検査費用のうち、保険適用外となる費用を支援する。 【助成額】 検査費用のうち保険適用外となる費用の10/10（上限2万6千円まで）を助成。（夫婦1組につき1回限り） 【対象者】 次のいずれにも該当する者 （1）不妊検査開始時において、法律上の婚姻をしてから3年以内の夫婦又は35歳未満の夫婦であること。 （2）申請日時時点で夫婦のいずれか一方が県内に住所を有していること。	5,928
(3) 不育症検査費助成事業（国1/2）	不育症の診断に必要な保険適用外の検査費用を助成する。 ○助成額：上限50,000円/回 ※不育症検査費助成（国庫補助対象）以外の不育症治療費等に要する費用を助成する市町村に対しては子育て王国課の子育て支援市町村応援交付金で補助を行う。	240
(4) 不妊専門相談センター運営事業（国1/2）	不妊専門相談センターを開設し、医師・助産師による不妊・不育に関する専門的相談・指導やピア・サポート活動、不妊・不育に関する勉強会・相談会等を実施する。 【国1/2 ※東部は鳥取市1/4】 （委託先：鳥取県立中央病院、医療法人社団ミオ・ファティリティ・クリニック）	2,503
(5) その他事務費	啓発資料作成費、広告費等	716
合計		9,979

3 事業目標・取組状況・改善点

令和2年度から早期治療に繋げるため、不妊検査費の助成額拡充（全額助成）を行うなど、全国トップクラスの助成を行ってきた。

不妊専門相談センターは平成11年度に鳥取県立中央病院内に設置し、平成28年度からはミオ・ファティリティ・クリニックにも設置して、不妊や不育症に関する様々な相談に対応している。土曜日に相談日を設ける他、定期的に中部圏域の出張相談の開催、平成30年度は中山間地へのお出張相談を実施するなど、相談体制の充実を図っている。

また、令和5年度から、妊娠から周産期の包括的支援を可能とする仕組みとして「願いに寄り添う妊娠・出産応援ネットワーク会議」を設置し、関係者との情報共有や協議を行いながら支援の充実に取り組んでいる。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

1 項 公衆衛生費

5 目 母子衛生費

家庭支援課（内線：7572）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
産後ケア実施のための施設整備支援事業	6,000	3,000	3,000				6,000	
トータルコスト	6,783千円（前年度 3,780千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

支援が必要な方がためらわず産後ケアを受けるための環境を整備するため、市町村と連携して産後ケアに係る受入先の確保を進める。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
産後ケア施設・設備整備事業	産後ケア（宿泊型及びデイサービス型）を行う施設を増やすため、必要な増改築又は改修に要する工事費、設備購入費及び賃借料等を助成する。 【対象】 市町村又は事業所 【補助上限額】 （宿泊型） 1か所あたり3,000千円 （デイサービス型） 1か所あたり1,000千円 【補助率】 （1）市町村の補助がある場合：県1/2、市町村1/4、事業者1/4 （2）市町村の補助がない場合：県1/2、事業者1/2	6,000
合 計		6,000

3 事業目標・取組状況・改善点

○産後に強い育児不安を抱えているにも関わらず家族等から十分な家事及び育児など援助が受けられない者に対しては、産後うつ及び児童虐待防止のため、市町村事業として心身の回復や必要な社会的資源の紹介等の支援を行う産後ケア事業を実施している。

○令和2年度から産後ケア利用料無償化に取り組んで以降、産後ケア利用者は大幅に増加した。受け皿を広げていくため、引き続き産後ケアの受入施設の確保に取り組む。

【鳥取県産後ケア利用者数の状況（延人数）】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
宿泊型	60件	345件	403件	527件
デイサービス型	48件	138件	223件	426件

令和6年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

1 項 公衆衛生費

5 目 母子衛生費

家庭支援課（内線：7572）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
出産・子育て 応援交付金	68,363	191,986	△123,623				68,363	

トータルコスト 69,928千円（前年度 191,986千円） [正職員：0.2人]

主な業務内容 補助金交付業務

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援（計10万円相当）を一体として実施する事業を支援する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	補助率	予算額
出産・子育て 応援交付金	(1) 伴走型相談支援 妊娠期から出産・子育てまで一貫して伴走型の相談支援を 充実する市町村へ交付金を交付する。	1/4	6,563
	(2) 経済的支援（出産・子育て応援ギフト） 次の経済的支援を実施する市町村へ交付金を交付する。 ・ 出産応援ギフト 妊娠届出時／妊婦 1人当たり 5万円相当 ・ 子育て応援ギフト 出生届出後／こども 1人当たり 5万円相当	1/6	61,800
合 計			68,363

3 事業目標・取組状況・改善点

市町村が行う妊産婦に対する伴走型相談支援と経済的支援を組み合わせることで、妊産婦の相談実施機関へのアクセスを容易にし、必要なサービスに確実に結びつく実効性の高い支援とする。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

1 項 公衆衛生費

5 目 母子衛生費

家庭支援課（内線：7572）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）医学的 検証によるこ どもの安全・ 安心創出モデ ル事業	10,039	0	10,039	9,385			654	

トータルコスト 10,822千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]

主な業務内容 委託契約事務

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

成育基本法や、死因究明等推進法の成立を踏まえ、子どもの死亡検証に係る関係機関との連携など協力体制の構築、情報の収集・管理、専門家を交えた死因等の検証及びそれを踏まえた子どもの死亡の予防策を県へ提言を行う「予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）体制整備」に係る厚生労働省モデル事業を実施する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
予防のための子どもの死亡検証 体制整備モデル事業 【委託先】 鳥取大学医学部	医療機関、行政機関、警察等の関係機関と連携して、子どもの死亡に関する情報の収集を行うとともに、その死因について多角的に検証し、効果的な予防策を検討するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催する。	9,385
	子どもの死因究明のため、より実効性の高い検証が可能となる検査等を行う。	654
合 計		10,039

※予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）

何らかの事情や原因で子どもが亡くなった際に、同じことを繰り返さないために、専門家などがこれから何をどうすればよいのかを検討し、命を守るための予防策を導き出すという取組。

子どもが死亡した時に、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を複数の機関から収集し、複数の機関と専門家により死因の検証を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目指す。モデル事業により検証作業の課題抽出を行い、国へフィードバックすることで、今後のCDRの体制整備に向けた検討材料とする。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

1 項 公衆衛生費

5 目 母子衛生費

家庭支援課（内線：7572）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）遠方の分娩施設への交通費等支援事業	1,000	0	1,000	670			330	
トータルコスト	1,783千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付業務							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

居住地に関わらず安全・安心に妊娠・出産できるようにするため、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、分娩取扱施設までの移動に要する交通費及び宿泊費の支援を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	負担割合	予算額
遠方の分娩取扱施設で出産する妊婦への交通費等支援	<p>自宅や里帰り先から最寄りの分娩施設までの移動に1時間以上かかる妊婦に交通費・宿泊費を補助する市町村に対して助成する。</p> <p>【補助内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通費は、往復分の8割を補助。 ・出産予定日前に施設の近くで待機する宿泊費は、14泊を上限に、原則として1泊2,000円の自己負担を除いた額を支援する。 ・持病などで出産に伴う危険性が高い「ハイリスク妊婦」とされる方には、高度な医療を提供する周産期母子医療センターまでの交通費・宿泊費を同様に補助する。 	国1/2 県1/4 市町村1/4	1,000

令和6年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

1 項 公衆衛生費

5 目 母子衛生費

家庭支援課（内線：7572）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
願いに寄り添う不妊治療拡大支援事業	68,850	92,880	△24,030				68,850	
トータルコスト	70,415千円（前年度 94,445千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	不妊治療費助成交付金業務、補助金関係業務							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

子どもを持ちたいという気持ちに寄り添い、願いをかなえるため、先進医療及び全額自費となる診療に対する県独自の助成を行い、不妊治療に係る経済的負担の軽減を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
(1) 特定不妊治療費助成金交付事業	(1) 保険外併用で実施された先進医療への補助 先進医療として保険適用外で実施された治療に対して5万円/回を上限に助成する。 〔助成回数〕治療開始時における妻の年齢が40歳未満の場合は6回/1子、40歳以上43歳未満の場合は3回/1子	9,100
	(2) 全額自費診療で実施される治療への補助【拡充】 ア 先進医療ではない保険適用外となる治療を含む場合（混合診療） イ 保険適用される治療回数を終えた方が、継続して治療を実施する場合（治療開始が40歳未満の場合は7回目以降、40歳以上の場合は4回目以降が対象） ウ 年齢制限により保険適用を受けられない方が治療を行う場合（43歳までに不妊治療を開始し、43歳以降も不妊治療を継続する方が対象） 〔助成上限額〕 採卵を伴う治療 ア 30万円/回（変更なし） イ・ウ 10万円/回→30万円/回 採卵を伴わない治療 11万円/回（変更なし） 〔助成回数〕 ・ア、イの場合は、保険適用の場合と同じ。 （治療開始時における妻の年齢が40歳未満の場合は6回/1子、40歳以上の場合は3回/1子） ・生涯通算回数から1子あたりの助成回数に変更する。	43,200
	(3) 保険適用外治療で実施されるPGT-A検査の補助【新規】 県内の医療機関でPGT-A検査を実施する場合は混合診療（全額自己負担）となるため、（2）の助成に15万円を上乗せする。 （PGT-A） 胚の染色体異数性の検出による着床率の向上と流産の低下を目的に、胚の染色体の数的異常を確認する検査。	10,500
	(4) 自己負担上限額定額補助【新規】 不妊治療に係る負担額をさらに軽減するため、（2）及び（3）の助成を受けた後の自己負担額が、高額療養費制度を活用した場合の自己負担額を上回る場合、上回る額の1/2を助成する。	5,000
(2) 着床前検査（PGT-M）助成金交付事業	重篤な遺伝性疾患をもつ子どもが生まれる可能性のある夫婦が、医師が必要と認めた着床前検査（PGT-M）を行う場合に助成を行う。 〔助成上限額〕1,050千円/回 （PGT-M） 単一遺伝子異常を原因とする疾患の遺伝子変異の有無の診断を目的として行う検査。	1,050
合 計		68,850

3 事業目標・取組状況・改善点

平成16年度から特定不妊治療費助成金交付事業を開始し、国の助成制度に県独自で金額、回数を上乗せした全国トップクラスの助成を行ってきた。平均初婚年齢の上昇に伴い、第1子出産時における母の平均年齢も上昇していること、医療技術の進歩等に伴い不妊治療の技術が普及してきていること等の背景から、不妊治療のニーズが増加しており、不妊治療費助成の件数も年々増加傾向にある。

質の高い治療を継続して受けることが出来るよう保険適用外（自費診療）となる治療に対して、引き続き県独自の助成を行うとともに、さらなる経済的負担の軽減を図る。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

1 項 公衆衛生費

5 目 母子衛生費

家庭支援課（内線：7572）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
産後ケア無償化事業	6,000	3,000	3,000				6,000	

トータルコスト 6,783千円（前年度 3,780千円） [正職員：0.1人]

主な業務内容 補助金交付事務

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

支援が必要な方がためらわず産後ケアを受けるための環境を整備するため、市町村と連携して産後ケアに係る費用を無償化する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
産後ケア無償化事業	市町村が実施する産後ケア事業を利用した者の利用料（個人負担額）相当額に対し県が助成し、個人負担額を無料とする。 【対象】市町村 【助成額】産後ケア個人負担額を無償とするために必要な額 【補助率】10/10 【拡充】 ・自宅以外で産後ケアを受けることを希望する方へ助産師を派遣して産後ケアを実施する場合も産後ケア利用料無償化の対象とする。	6,000

3 事業目標・取組状況・改善点

- 産後に強い育児不安を抱えているにも関わらず家族等から十分な家事及び育児など援助が受けられない者に対しては、産後うつ及び児童虐待防止のため、市町村事業として心身の回復や必要な社会的資源の紹介等の支援を行う産後ケア事業を実施している。
- 令和2年度から産後ケア利用料無償化に取り組んで以降、産後ケア利用者は大幅に増加した。産後ケア事業に対する潜在ニーズにも応えて、必要な方に産後ケアが十分行き届くよう、引き続き無償化に取り組む。

【鳥取県産後ケア利用者数の状況（延人数）】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
宿泊型	60件	345件	403件	527件
デイサービス型	48件	138件	223件	426件

令和6年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

1 項 公衆衛生費

7 目 難病対策費

家庭支援課（内線：7572）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
小児慢性特定疾病対策事業	99,552	101,482	△1,930	49,506			50,046	
トータルコスト	116,300千円（前年度 118,064千円）〔正職員：1.5人、会計年度任用職員：1.7人〕							
主な業務内容	負担金・補助金関係事務、審査会関係業務、医療費等支払事務、医療給付申請関係業務、相談業務及びシステム改修、指定業務、事業説明業務							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

慢性疾患（国が指定する疾患（762疾患）に限る。）により長期にわたり治療を必要とする児童等（以下「慢性疾患児童等」という。）の健全な育成を図るため、慢性疾患児童等に対して医療費の助成、県外受診に要する交通費の一部及び日常生活用具の助成を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額												
(1) 小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性特定疾病児童の医療費の一部を公費負担し、患者家族の負担軽減と治療研究の促進を図る。 （財源内訳：国1/2、県1/2） ※県東部4町（岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）に係る鳥取市（保健所業務委託）への負担金を含む。	98,040												
(2) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	市町村が行う特殊寝台等の日常生活用具18品目の給付に対して補助を行う。 （負担割合）	512												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市及び福祉事務所を設置している町村</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> </tr> <tr> <td>(2) 福祉事務所を設置していない町村</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">1/4</td> <td style="text-align: center;">1/4</td> </tr> </tbody> </table>	区分	国	県	市町村	(1) 市及び福祉事務所を設置している町村	1/2	—	1/2	(2) 福祉事務所を設置していない町村	1/2	1/4	1/4	
区分	国	県	市町村											
(1) 市及び福祉事務所を設置している町村	1/2	—	1/2											
(2) 福祉事務所を設置していない町村	1/2	1/4	1/4											
(3) 小児慢性特定疾病交通費助成事業	県内医療機関で対応できない小児慢性特定疾病の治療のため、小児慢性特定疾病児童が県外医療機関を受診するための交通費の一部を助成する。 （財源内訳：県10/10） ※鳥取市分は含まない。	1,000												
合計		99,552												

3 事業目標・取組状況・改善点

慢性疾患児童等に対し医療費の助成を行うとともに、日常生活用具の給付を行った。引き続き、児童の健全な育成を図るために支援を行う。

県外医療機関への通院又は入院が必要な場合、患児の体調考慮などの精神的負担だけでなく、医療機関までの旅費等にかかる経済的負担が生じていることから、交通費の一部を助成している。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

1 項 公衆衛生費

7 目 難病対策費

家庭支援課（内線：7572）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
小児慢性特定 疾病児童等自 立支援事業	5,112	5,112	0	2,555			2,557	
トータルコスト	7,460千円（前年度 7,451千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	委託業務、協議、検討会業務、研修会等業務、連絡調整業務							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等（以下「慢性疾病児童等」という。）の自立及び成長支援について、慢性疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行うとともに、地域の社会的資源を活用し、利用者の環境等に応じた支援を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
(1) 慢性疾病児童等地域 支援協議会運営事業	慢性疾病児童等及びその家族に必要な支援、実施事業等について 審議等を行う。	129
(2) 相談支援、交流・研 修事業	慢性疾病児童等及びその家族への各種相談対応及び情報提供、患 者（保護者）同士の交流、疾病に関する研修会を実施する。 （委託先）一般社団法人つなぐプロジェクト	4,971
(3) 事務費		12
合 計		5,112

※一般社団法人つなぐプロジェクト

日本財団2022年度「子ども第三の居場所」事業コミュニティモデルに採択され、困難を抱えた子どもたちの自立支援を実施している。

3 事業目標・取組状況・改善点

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行（令和5年10月1日施行）に伴い、就職支援等の任意事業の実施が努力義務化されることから、令和4年度に委託先を鳥取大学医学部から（一社）つなぐプロジェクトへ変更した。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

1 項 公衆衛生費

7 目 難病対策費

家庭支援課（内線：7572）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）小児慢性特定疾病児童等支援強化事業	2,970	0	2,970				2,970	
トータルコスト	6,100千円（前年度 0千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	補助金交付事務							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

小児慢性特定疾病児童が長期入院する場合の保護者の付き添いに要する費用を支援する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
小児慢性特定疾患児童等長期入院時付添支援事業	<p>【補助対象】 5日以上入院する小児慢性特定疾病児童のうち、付き添いの必要性が高い子どもの保護者</p> <p>【対象費用】 ・子どもの付き添いのために病院に宿泊する際の寝具レンタル代（補助率1/2） ・食事等、その他必要なもの（定額1,000円/日）</p>	2,970

3 事業目標・取組状況・改善点

- 小児慢性特定疾病により長期にわたり治療を必要とする児童等の健全な育成を図るため、医療給付及び日常生活用具の給付の実施を行ってきた。
- また、令和4年度からは、県内医療機関で対応できない小児慢性特定疾病の治療のため、県外の医療機関を受診する場合の交通費の一部を助成することで経済的負担の軽減に取り組んでいる。
- 令和6年度からは、家族が小児慢性特定疾病児童の長期入院に付き添うことによって生じる付添ベッドのレンタル代や食事等の費用を支援し、さらなる経済的負担の軽減を図る。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 目 社会福祉総務費 <地方機関計上予算>

福祉相談センター（電話：0857-23-6214）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉相談センター管理運営費	14,163	11,966	2,197				14,163	
トータルコスト	35,341千円（前年度 29,944千円） [正職員：1.2人、会計年度任用職員：4人]							
主な業務内容	施設の管理・運営							
事業内容の説明								
鳥取県福祉相談センター（鳥取県中央児童相談所・鳥取県女性相談支援センター・鳥取県東部知的障害者更生相談所）の運営及び施設の維持管理に要する経費である。								

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

5目 児童福祉施設費 <地方機関計上予算>

喜多原学園（電話：0859-27-1101）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
喜多原学園管理運営費	39,168	36,941	2,227	8,668		<使用料40、負担金775> 815	29,685	
トータルコスト	187,620千円（前年度 184,517千円） [正職員：16.9人、会計年度任用職員：5.5人]							
主な業務内容	施設の管理・運営							
<p>事業内容の説明</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">児童自立支援施設である喜多原学園の運営及び施設の維持管理に要する経費である。</p>								

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子ども発達支援課 (内線：7865)

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
重い障がいのある子ども等の在宅生活支援事業	13,844	13,729	115				13,844	
トータルコスト	63,924千円 (前年度 63,630千円) [正職員：6.4人]							
主な業務内容	補助金交付業務、市町村との協議、指導調整等、訪問療育・施設支援業務、地域療育セミナー開催・研修受講、予算・決算業務							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

重い障がいのある子ども等の在宅生活の支援のため、障害者総合支援法等による支給の対象とならないサービスのうち、県が定めた事業を実施する市町村への補助や、在宅の重症心身障がい児者・知的障がい児・身体障がい児・発達障がい児及びその保護者等が身近な地域で療育指導・相談を受けられる体制の充実を図る。

2 主な事業内容

区 分	内 容		
(1) 障がい児者在宅生活支援事業 (10,722千円)	区 分	補 助 内 容	
	家庭外看護師派遣支援事業 (県1/3、市町村1/3、本人1/3)	要医療障がい児者が家庭外で活動する場合の看護師等派遣経費。	
	エアーマットレスレンタル助成事業 (県1/3、市町村1/3、本人1/3)	体位変換に常時介助を要する在宅生活中の重度身体障がい児者に係るエアーマットレスのレンタル経費。	
	入院時付添依頼助成事業 (県1/3、市町村1/3、本人1/3)	常時の付き添いが求められる重心児者等が入院した際に、家族以外の者に付き添いを依頼した場合の必要経費。	
	家庭内排痰補助装置助成事業 (県1/3、市町村1/3、本人1/3)	常時又は随時排痰が必要な重度身体障がい児者等に係る排痰補助装置のレンタル経費。	
	身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入等助成事業 (県1/3、市町村1/3、本人1/3)	身体障害者手帳の交付対象外の難聴児に係る補聴器の購入等経費。	
	施設入所障がい児者等在宅生活支援事業 (県1/2、市町村1/2)	障がい者支援施設等に入所している障がい児者等に係る一時帰宅中のサービス利用経費。	
	要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業 (県1/2、市町村1/2)	条例で定める基準を超えて看護師等を配置し、要医療障がい児者を受け入れる事業所の看護師等配置経費及び訪問看護利用経費。	
	要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成事業 (県1/2、市町村1/2)	要医療障がい児者を受け入れるために看護師等を配置した事業所の医療機器購入経費。	
重度障がい児者地域移行等推進事業 (県1/2、市町村又は本人1/2)	入所中等の医療的ケアを要する重度障がい児者を対象に、グループホーム等での生活体験を実施する事業所の必要経費。		
(2) 障がい児等地域療育支援事業 (3,122千円)	区 分	内 容	実施施設
	療育等支援施設事業	・家庭訪問等、地域への訪問指導 ・外来による相談、指導 ・保育所等の職員に対する技術指導	鳥取療育園、中部療育園、皆成学園、総合療育センター、若草学園(委託)、あかしや(委託)、陽なた(委託)
	療育拠点施設事業	療育等支援施設への専門的技術支援	総合療育センター
	地域療育担当支援員配置事業	地域療育担当支援員による相談支援、地域における啓発活動等	鳥取療育園、中部療育園、総合療育センター

3 事業目標・取組状況・改善点

1 障がい児者在宅生活支援事業

(H30) 14市町村が延べ29事業を実施

(R3) 13市町村が延べ29事業を実施

(R1) 13市町村が延べ33事業を実施

(R4) 12市町村が延べ25事業を実施

(R2) 14市町村が延べ28事業を実施

2 障がい児等地域療育支援事業

- ・身近な地域で障がい児を預かる保育所、幼稚園等に専門スタッフを派遣し、療育に係る指導・助言を行っている。
- ・各圏域でニーズ・課題等をとらえ、地域に密着したテーマで地域療育セミナーを開催し、障がいに対する理解啓発、支援者のスキルアップを図っている。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

1目 児童福祉総務費

子ども発達支援課（内線：7865）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
発達障がいのある子ども等の総合支援事業	16,847	16,254	593	8,289			8,558	
トータルコスト	25,272千円（前年度 24,586千円）〔正職員：0.7人、会計年度任用職員：1人〕							
主な業務内容	事業実施先との連絡調整、検討委員会・子どもの心の診療ネットワーク会議開催事務、研修開催事務、予算・決算・国庫関係事務、国・中央拠点病院との協議・連絡							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

発達障がい等の当事者及びその家族に対し、ライフステージに応じて一貫した支援を行うため、県全体の発達障がいに係る支援施策について検討し、家族支援や人材育成などの支援体制の整備を図る。

また、発達障がいや不登校等の子どもの心の問題に対応するため、鳥取大学医学部附属病院を拠点病院と位置付け、医療・保健・福祉等のネットワークを構築するほか、エール発達障がい者支援センターに発達障がい者地域支援マネージャーを配置し、市町村や事業所等の後方支援の充実を図ることにより、発達障がい児者の地域生活の充実と各地域における支援体制の確立を目指す。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
(1) 鳥取県発達障がい支援地域協議会	発達障がい支援体制の整備、円滑な実施のための検討を行う。	130
(2) ペアレントメンターに係る家族支援事業	ペアレントメンター（よき相談相手である先輩保護者）の活用を進め、発達障がい児者の家族支援の強化を図る。 ・ペアレントメンター・コーディネーター配置事業 ・ペアレントメンター早期相談事業 ほか	3,349
(3) ペアレントメンター相談事業	ペアレントメンター活動の促進を図るため、ペアレントメンターを登録し、相談活動等を実施する団体に活動経費を補助する。 （補助率：10/10）	160
(4) ペアレント・トレーニング普及推進事業	・各市町村、療育機関職員等を対象にペアレント・トレーニングの講習会と実施後検討会を各年1回実施し、ファシリテーターを養成する。	216
(5) 発達障がい者相談支援人材養成事業	・相談支援機関職員、市町村保健師、教員等を対象に、思春期から青年期の発達障がい児者の相談・支援が適切にできる人材を養成するための研修を年5回実施する。	191
(6) 発達障がい者地域支援マネージャー配置事業	・発達障がい者支援センター『エール』に発達障がい者地域支援マネージャーを配置し、地域におけるネットワークの構築、市町村への後方支援等を行う。	1,831
(7) 発達障がい情報発信強化事業	・国連が定める世界自閉症啓発デー（4月2日）及び厚生労働省が推進する発達障害啓発週間（4月2日～8日）を広く県民にPRする。 ・発達障がい啓発リーフレット等を作成し、学校や支援機関に配布する。	571
(8) 子どもの心の診療ネットワーク整備事業（鳥大附属病院）	拠点病院（鳥取大学医学部附属病院）内に、事業の推進を図るための推進室を設置し、下記事業を委託して実施する。 ・子どもの心の診療ネットワーク整備事業 ※令和6年度から、地域における発達障がい診療の連携体制を整備するための検討会を実施する。 ・子どもの心を支えるスタッフスキルアップ事業 ・子どもの心に関する理解啓発事業	9,866
(9) 発達障がい診療協力医研修	発達障がいの専門医が地域の小児科医に具体的な診療法等を伝える研修を実施する。	533
合計		16,847

3 事業目標・取組状況・改善点

<取組状況・改善点>

- ・ペアレントメンターの人数（R5年度養成後）：84人
- ・ペアレント・トレーニングファシリテーター養成人数：(R1)34人 (R2)20人 (R3)34人 (R4)23人
- ・医師、支援者等に対する研修・講演会：(R1)48回 (R2)10回 (R3)37回 (R4)38回
- ・発達障がい診療協力医研修：(R1)4人 (R2)3人 (R3)3人 (R4)2人

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

1目 児童福祉総務費

子ども発達支援課（内線：7865）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医療的ケアが必要な子ども等の総合支援事業	79,648	66,260	13,388	4,637			75,011	
トータルコスト	84,343千円（前年度 74,837千円） [正職員：0.6人]							
主な業務内容	委託契約事務、連絡調整、補助金交付事務、制度改正等対応協議							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、「医療的ケア児支援センター」を設置して各種相談に応じるとともに、医療的ケア児者の在宅支援に係る人材の育成・確保等を総合的に行うことにより、医療的ケア児等とその家族が、地域で安心して生活できる環境を整える。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額									
(1) 医療的ケア児等支援センター設置事業	医療的ケア児や重症心身障がい児者の支援に関する専門性の高い相談に総合的に対応できる窓口（医療的ケア児等支援センター）を各圏域に設置し、相談業務、関係機関との連携調整、人材育成を行い、医療的ケア児やその家族等の適切な支援に繋げる。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td>総合窓口</td> <td>社会医療法人同愛会博愛こども発達・在宅支援クリニックに委託</td> <td style="text-align: right;">22,000千円</td> </tr> <tr> <td>東部相談窓口</td> <td>公益社団法人鳥取県看護協会に委託</td> <td style="text-align: right;">13,434千円</td> </tr> <tr> <td>中部相談窓口</td> <td>中部療育園に設置</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </table>	総合窓口	社会医療法人同愛会博愛こども発達・在宅支援クリニックに委託	22,000千円	東部相談窓口	公益社団法人鳥取県看護協会に委託	13,434千円	中部相談窓口	中部療育園に設置	—	35,434
総合窓口	社会医療法人同愛会博愛こども発達・在宅支援クリニックに委託	22,000千円									
東部相談窓口	公益社団法人鳥取県看護協会に委託	13,434千円									
中部相談窓口	中部療育園に設置	—									
(2) 医療的ケア児に係る人材確保事業	啓発活動や事業所見学により、重症心身障がい児及び医療的ケア児を支援する通所支援事業所の人材確保を図る。	229									
(3) 医療的ケア児等の在宅支援を担う看護職員等養成研修事業	医療的ケア児等の支援について専門的知識を有する拠点施設の看護師等が、経験の少ない事業所職員に、医療的ケアの技能及びNICUからの在宅移行並びに在宅支援に関する研修を実施する。	1,522									
(4) 医療的ケア児に係る訪問看護師育成支援事業	医療的ケア児の支援に対応する訪問看護ステーションの拡大を図るために、経験豊かな事業者の訪問支援に、経験の少ない事業所職員が同行して実地研修を行うときの人件費相当額を、両者に補助する。	880									
(5) NICUからの地域移行支援事業	新生児集中治療室及び集中治療室での治療が終了した子どもが、早期に退院して安心安全に地域で生活できることを目的として、自宅への移行に際し、訪問看護及び訪問リハビリテーションに関わる仕組みを構築する。	600									
(6) 医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等の一時預かり事業	医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等の居場所の確保及び家族のレスパイトを目的として、当該児童を一時的に預かり、必要な療養上の管理、日常生活上の世話その他必要な支援を行う。	493									
(7) 医療型ショートステイ支援事業	医療的ケアの必要な重度の障がい児者の地域生活を支援するため、県内の医療機関等が実施する医療型ショートステイに係る支援の充実を図る。	23,000									
(8) 医療的ケア児等の送迎支援事業	医療的ケア児等の受診時等に移動のため使用する大型の福祉タクシー車両等が十分でないため、事業者に購入費用を補助する。また、家族にとって大きな経済的負担となっている移動経費について助成する。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td>医療的ケア児等移動環境整備</td> <td style="text-align: right;">7,490千円</td> </tr> <tr> <td>医療的ケア児等の送迎支援事業</td> <td style="text-align: right;">10,000千円</td> </tr> </table>	医療的ケア児等移動環境整備	7,490千円	医療的ケア児等の送迎支援事業	10,000千円	17,490					
医療的ケア児等移動環境整備	7,490千円										
医療的ケア児等の送迎支援事業	10,000千円										
合計		79,648									

3 事業目標・取組状況・改善点

- <事業目標> 医療的ケア児者、重症心身障がい児者及びその家族等が、身近な地域で相談し、日常生活の支援が受けられる環境を整備することで、安心な生活を提供する。
- <取組状況> 相談窓口での安定的な支援体制の整備、ショートステイ事業や訪問看護事業等在宅サービスの充実、専門知識技能を持つ支援者の育成等を行った。
- <改善点> 令和5年度は受診時等の交通手段の確保に係る事業（区分（8））を創設した。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子ども発達支援課（内線：7865）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がいのある子どもへの給付事業	608,062	607,580	482	80,385			527,677	

トータルコスト 634,667千円（前年度 634,089千円） [正職員：3.4人]

主な業務内容 国庫負担金事務、障害児入所給付費等の審査・支払、国保連との連絡調整

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

児童福祉法に基づき、障害児入所施設等が障がい児に社会自立に必要な知識・技能の訓練・指導を行うことで、もって障がい児の福祉の増進及び向上を図るため、知的障がい児、肢体不自由児、重症心身障がい児等が、障害児入所施設等を利用する場合にかかる経費の一部を、障害児入所施設等に対して支給する。

また、障害者総合支援法に基づき、身体に障がいのある児童等の健全な育成を図り、当該児童が生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
(1) 入所措置費	県が障がい児を障害児施設に措置入所させるためにかかる入所に関する費用	31,415
(2) 通所給付費	障がい児の保護者等が障害児通所支援事業所と契約を締結し、通所支援を受ける際にかかる経費及び障害児相談支援にかかる経費の一部（市町村への負担金）	443,712
(3) 入所給付費	障がい児の保護者等が障害児入所施設と契約を締結し、入所支援を受ける際にかかる経費の一部	73,549
(4) 入所医療費	契約入所及び措置入所をしている障がい児が治療を受けたときにかかる医療費の一部	55,808
(5) 自立支援医療費（育成医療）	身体に障がいのある児童又は現存する疾患を放置すれば将来障がいを残すと認められる児童のうち、確実な治療効果が見込まれるものに対し、必要な医療費の一部（市町村への負担金）	3,457
(6) 審査支払事務手数料（委託料）	医療費の審査・支払事務の委託	121
合 計		608,062

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

- ・障がい児が各障がい児支援施設等と利用契約を締結し、社会自立に必要な知識・技能を獲得するための日常生活動作の訓練・指導を行う費用の一部を給付することで、障がい児の福祉の増進及び向上を図る。
- ・身体に障がい又は疾患がある児童の、症状の除去・軽減のため医療費を一部支給し、日常生活が容易にできるよう支援する。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

1目 児童福祉総務費

子ども発達支援課（内線：7151）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子ども発達支援課管理運営費	〔債務負担行為〕 1,683 11,401	15,297	〔債務負担行為〕 1,683 △3,896				〔債務負担行為〕 1,683 11,401	
トータルコスト	31,746千円（前年度 40,248千円）〔正職員：2.6人〕							
主な業務内容	契約・支出事務、修繕・システム改修対応、課内全般の事務補助、課内の総括及び課内外の調整連絡業務、会議開催の準備・事後処理							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

県内障がい児施設管理及び県立障がい児施設の運営の効率化、サービスの向上を図るとともに、障がい児支援の業務全般を円滑に行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
(1) システム管理費等	障がい児福祉事務を円滑に行うためのシステム保守、障害児入所給付費等の審査支払事務委託等に係る経費。	1,289
(2) 療育園電子カルテ整備事業	鳥取療育園及び中部療育園の電子カルテシステムの稼働に係る機器リース及び保守等委託を行う。 また、鳥取大学医学部附属病院で整備している県内の医療ネットワーク「おしどりネット」を利用して、カルテ情報を共有しながら地域医療及び利用者の利便性の向上を図る。	4,245
(3) 重症心身障がい児・者関係医療機関会議費	医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者及びその家族等が安心して地域生活を送ることができるよう、医療・行政等の関係者会議を開催する。	176
(4) 障がい児者事業所職員等研修事業	重症心身障がい児者、医療的ケア児等に携わる支援者を育成するため、障がい福祉サービス事業所等の職員を対象に支援方法等に関する研修を行う。	241
(5) 療育支援シニアアドバイザー派遣事業	発達障がい児支援等に専門的な知見を有し、かつ実績のある医師を県立障がい児施設に派遣する。	2,220
(6) 児童発達支援センター利用料軽減事業	児童発達支援センターを利用している児童の保護者に対し、同一世帯内の第2子や第3子以降の同センターを利用する児童の利用者負担の軽減を行う。	606
(7) 子ども発達支援課管理運営費	子ども発達支援課業務の総括及び課内外の連絡調整等に要する経費。	2,624
合 計		11,401

※債務負担行為

事 項	期 間	限度額
障害児施設給付費等管理システム保守業務	令和7年度から令和9年度まで	1,683千円

3 事業目標・取組状況・改善点

所属における総括・調整業務や県立障がい児施設の運営など障がい児支援業務全般を円滑に執行することにより、障がい児及びその家族が安心して暮らすことができる環境の整備を目指す。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子ども発達支援課（内線：7865）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
きこえない・きこえにくい子どもの総合支援事業	28,025	21,501	6,524	14,012			14,013	
トータルコスト	31,938千円（前年度 25,400千円）〔正職員：0.5人〕							
主な業務内容	委託契約事務、国庫補助金事務、関係機関との調整							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

きこえない・きこえにくい子どもとその家族に必要な情報を提供し、相談の窓口となるとともに、関係機関の専門性を生かした支援機能を結びつける中核となるセンターを整備し、切れ目のない支援を行う。

また、聴覚障がいには早期に発見され、適切な支援が行われることで、聴覚障がいによる音声言語発達への影響が最小限におさえられることから、聴覚障がいの早期発見、早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る検査体制や連携体制の整備を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
(1) きこえないきこえにくい子どものサポートセンター設置事業	<ul style="list-style-type: none"> ・きこえない・きこえにくい子どもとその家族に、子どもの今後を考える上で必要な情報を提供し、相談窓口となるとともに、切れ目のない支援体制を構築するため、関係機関の専門性を生かした支援機能を結びつける中核となるセンターを設置する。 ・コーディネーターや支援員による定期的な出張相談等の実施により、中・西部地区への相談体制を拡充し、身近な地域で、保護者等が相談しやすい環境を整備する。 （委託先：（公社）鳥取県聴覚障害者協会）	24,100
(2) 新生児聴覚検査体制整備事業	(1) 新生児聴覚障がい支援検討会 聴覚障がいの早期発見と聴覚障がい児に対する早期支援体制を推進するため、新生児聴覚検査の実施体制や連携体制等について協議を行う。 (2) 検査機器購入支援事業 聴覚検査機器を所有していない産科医療機関等が検査機器（自動ABR）を購入する場合に、購入費を支援する。	3,925
合 計		28,025

3 事業目標・取組状況・改善点

＜事業目標＞

- ・きこえない・きこえにくい子の早期支援が図られるよう、聴覚障がいの早期発見と相談支援体制及び関係機関とのネットワークを構築し、切れ目のない支援を行う。

＜取組状況・改善点＞

- ・平成18年度～新生児聴覚検査体制整備事業により、県内への新生児聴覚検査の普及推進と、難聴児支援の早期支援に向けた県内におけるシステム作りに取り組んできた。現在では県内すべての産科医療機関での検査体制が整っている。
- ・新生児聴覚検査により、聴覚障がいの早期発見の機会が獲得されるようになったが、難聴診断がつくまでに時間を要するケースもあること、また診断後に聾学校におけるフォローまで繋がっていないケースや、新生児期以降において徐々に発現する進行性難聴、後天性の一側性難聴の児等も一定数存在することから、支援を必要とする全ての子どもと家族に適切な支援が行われる体制が必要である。切れ目のない適切な支援が提供されるためには、現在行われている、保健、医療、教育、福祉の各分野における支援を結びつけ、連携した支援を実施することが必要となる。
- ・令和3年度～、国の動きを受け、県内における難聴児支援における中核的機能を有する体制を確保するため、「きこえない・きこえにくい子どもの支援検討会」を設置し、本県における中核機能体制について協議を実施。
- ・令和4年7月12日、難聴児支援の中核的機能を有する「きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター」を開設した。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費
2項 児童福祉費
5目 児童福祉施設費

子ども発達支援課（内線：7865）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 障がい児施設安全・安心推進事業	3,600	0	3,600	2,700			900	
トータルコスト	9,078千円（前年度 0千円） [正職員：0.7人]							
主な業務内容	補助金交付業務							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

障害児通所支援事業所において、ICTを活用した子ども見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システムに係る経費の補助を行うことで、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図る。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	内容	実施主体	予算額
(1) ICTを活用した子どもの見守り支援事業	ICTを活用した子ども見守りサービス等の機器の導入の補助を行う。 【補助対象経費】 支援システムの導入に必要な購入費、改修費、リース料、保守費、工事費、通信費 等 【補助率】10/10 【補助限度額】200千円/1事業所	児童発達支援事業所及び児童発達支援センター	800
(2) 登園管理システム導入支援事業	登降園管理システムに係る経費の補助を行う。 【補助対象経費】 支援システムの導入に必要な購入費、改修費、リース料、保守費、工事費、通信費 等 【補助率】10/10 【補助限度額】 端末購入を行う場合：700千円/1事業所 端末購入を行わない場合：200千円/1事業所 ※令和6年度は新規開設の事業所のみが補助対象	児童発達支援事業所及び児童発達支援センター	2,800
合計			3,600

3 事業目標・取組状況・改善点

令和4年9月に静岡県認定こども園において、園児が送迎バスに置き去りにされ死亡した事件を受け、送迎用バス等における幼児等の置き去り防止を支援する安全装置の装備が義務付けられたことから、県内の幼稚園、障がい児福祉施設等に対し、送迎用バスへの安全装置等の導入に取り組んでいる。

令和5年度に実施した送迎用バス等の安全装置の導入支援によって、令和6年3月末までに設置義務のあるすべての障がい児施設の送迎用バス等の設置が完了するが、子どもの安全を守るために引き続き必要な経費を支援する。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費
2項 児童福祉費
5目 児童福祉施設費

子ども発達支援課（内線：7865）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 障がい児施設整備事業	145,991	0	145,991	97,327			48,664	
トータルコスト	146,774千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付業務							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

社会福祉法人等の行う施設整備等に対して補助を行い、県内の障がい福祉における社会資源の整備を図り、障がい児のサービス利用環境の向上を目指す。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	内容	実施主体	予算額
鳥取県次世代育成支援対策施設整備費補助金	【補助対象経費】 自己所有建物の創設（新築）、改築、大規模修繕等に必要工事費又は工事請負費及び工事事務費 【補助率】 3/4	社会福祉法人、特定非営利活動法人、営利法人等	145,991

3 事業目標・取組状況・改善点

県内の障害児支援施設等の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、利用者の福祉の向上を図ってきた。

【過去の実績】

平成30年度	グループホーム創設 2件 グループホーム増築 2件 障害者支援施設大規模修繕等 1件
令和元年度	グループホーム創設 1件 多機能型事業所創設 2件 障害者支援施設大規模修繕 1件 非常用自家発電設備大規模修繕 1件
令和2年度	グループホーム創設 4件 多機能型事業所創設 2件 放課後等デイサービス事業所創設 2件 障害者支援施設大規模修繕 2件 生活介護事業所増築 1件
令和3年度	グループホーム創設 1件 非常用自家発電設備大規模修繕 1件 多機能型事業所大規模修繕 1件
令和4年度	グループホーム創設 1件 多機能型事業所大規模修繕 1件
令和5年度	グループホーム創設 1件

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

皆成学園（電話：0858-22-7208）

12 目 障がい者自立支援事業費 <地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業（発達障がい者支援センター運営費）	2,689	2,575	114	1,344			1,345	
トータルコスト	50,838千円（前年度 50,427千円） [正職員：5.4人、会計年度任用職員：2人]							
主な業務内容	相談支援、関係機関との調整、研修の企画・立案・実施、普及啓発に係る費用							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
<p>発達障がい児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がい児者及びその家族からの相談に応じるとともに、地域における総合的な支援体制の整備の促進を図る。</p>								
2 主な事業内容								
<p>(1) 相談支援 発達障がい児者及びその家族等からの相談に応じ、適切な助言を行う。</p> <p>(2) 発達支援 保育所、療育機関等へ通所している発達障がい児者に対して、適切な発達支援方法について助言する。</p> <p>(3) 就労支援 就労を希望する発達障がい者に対して、関係機関と連携しながら適切な助言を行う。</p> <p>(4) 普及啓発及び研修 発達障がい児者に対する社会全体での理解を深めるために普及啓発を目的とした講演会や、支援技術の向上や支援体制の整備促進を図るために関係機関を対象とした研修会を実施する。</p>								
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい児者に対する地域における総合的な支援体制の整備の推進を図る。 ・相談支援の年齢別相談割合は、近年では全体の6割を超える等年々成人期の方の割合が高くなっている。 ・令和3年度に内容を更新した当センターの案内リーフレット及び新規作成した悩んでいる方向けのリーフレットを活用して、相談促進につながるようにした。 ・令和4年度は普及啓発の講演会及び支援者向けの主催研修を3件実施し（全てオンデマンド配信）、延べ1,134人が参加した。令和5年度は1件オンデマンド配信、2件実地開催し、延べ650人の参加を予定している。 								

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

5 目 児童福祉施設費 <地方機関計上予算>

皆成学園（電話：0858-22-7188）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
皆成学園費	206,905	88,818	118,087	5,766	<61,000> 122,000	<使用料 25,932、受託 事業収入 4,012、雑入 2、その他 2,181> 32,127	47,012	県費負担 108,012

トータルコスト 688,986千円（前年度 568,874千円） [正職員：59.8人、会計年度任用職員：4.8人]

主な業務内容 施設の管理・運営

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

知的障がい等のある児童が入所や短期入所等で利用するに際し、児童の能力や適正、希望にそって自立を支援する。
併せて、児童の社会自立に必要な知識・技能を獲得するための日常生活の訓練等のサービスを提供し、地域での生活ができるよう支援する。

2 主な事業内容

県立の福祉型障害児入所施設である皆成学園の管理運営等に要する経費である。

区 分	内 容
(1) 入所事業	主体的な生活ができるような環境を整え、児童が自分で考えて自分らしい生活ができるようになるための支援を行う。 個別支援計画に基づいて、自立した生活に向けてスキルやマナーの向上を図る。
(2) 短期入所事業	在宅の障がいがある児童を介護している方が、出産、病気、介護疲れ、旅行等で一時的に介護できなくなった時に、一時的に施設入所し、施設サービスを提供する。
(3) 児童発達支援事業	就学前の発達障がい児等に個々の発達段階や障がい特性に応じた指導及び訓練を行い、日常生活における基本スキルの習得及び情緒等の発達を促し、保育所等の集団生活に適応できるようにする。
(4) 日中一時支援事業	障がいのある方に日中における活動の場を提供するとともに、その家族の就労支援及び一時的な休息等を提供する。

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・支援を必要とする利用者のニーズを踏まえて、専門的で質の高いサービスが提供できる体制を整える。
- ・児童、保護者が安心かつ円滑に地域移行できるよう、より早期から支援を開始し、関係機関との連携、支援体制を充実させる。
- ・在宅障がい児と保護者が安心して暮らせるよう、当園での受入体制を整えるとともに、関係機関と連携して地域での生活の充実を図る。

(注) 起債欄の< >書きは交付税措置額を除いた額である。
県費負担額は、起債欄の< >書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

5目 児童福祉施設費 <地方機関計上予算>

総合療育センター（電話：0859-38-2155）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
総合療育センター費	〔債務負担行為〕 321 324,440	〔債務負担行為〕 273 320,334	〔債務負担行為〕 48 4,106	750		〔債務負担行為〕 〈使用料〉 321 〈使用料〉 308,542 手数料1,397 基金繰入金 10,850 受託事業収入 585 雑入 1,566 322,940	750	

トータルコスト 1,149,986千円（前年度 1,163,544千円） [正職員：99.4人、会計年度任用職員：16.2人]

主な業務内容 施設の管理・運営

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

本県における障がい児・者療育の中核機関である総合療育センターの外来、入所及び通所事業等を運営するための経費である。

2 主な事業内容

- (1) 医療型障害児入所
入所児（重症心身障がい児や肢体不自由児）への医療の提供や機能訓練、療育指導等により、卒後の地域生活移行を目指した支援を行う。
- (2) 短期入所
地域で生活する医療ケアが必要な障がい児（者）を短期入所として受け入れ、家族のレスパイト（介護の一時中断）等が可能となるよう支援を行う。
- (3) 医療型児童発達支援
運動障がいや発達障がいのある未就学への集団保育活動や療育訓練を通じて児の全般的な発達を促すとともに、二次障がいを予防するための支援を行う。
- (4) 生活介護
養護学校卒後の重症心身障がい者に対し、様々な日中活動等を通して生活の質向上に向けた支援を行う。
- (5) 医療保険診療
肢体不自由児や発達の遅れ、またはその心配のある患者に対し、医療保険により診療・手術・リハビリ等を行う。
- (6) 障がい児医療等に係る調査研究事業
鳥取大学医局に外部人材を招聘することにより、医局から総合療育センターに人材を派遣するとともに、今後の障がい児医療に係る現状と課題について調査研究を行う。

※債務負担行為

事項	期間	限度額
セントラルモニタ保守点検業務	令和7年度から令和9年度まで	321千円

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

- ・障がいがあっても安心・安全に生活できるよう、施設入所の方法により医療・リハビリテーション及び豊かな生活が送れるような体験や交流等の提供を行う。
- ・在宅でも不安なく生活できるよう通園という形で未就学児童や養護学校卒業後の重症心身障がい者への生活の質の向上に向けた支援を行う。
- ・家族のレスパイトや冠婚葬祭などに対応できるよう短期入所を提供する。

【取組状況】

- ・本県における障がい児・者療育の中核的機関として、入院、外来診療（発達障害の診断、訓練指導を含む）、入所支援、短期入所、通園事業、相談支援等の重症心身障がいや発達障がいのあるかたへの医療・福祉サービスの提供を行った。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

5 目 児童福祉施設費 <地方機関計上予算>

総合療育センター（電話：0859-38-2155）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
総合療育センター防水工事	99,604	2,081	97,523		<44,500> 89,000		10,604	県費負担 55,104
トータルコスト	100,387千円（前年度 2,861千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	業者・関係機関との連絡調整							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
総合療育センターの屋上防水について、経年劣化したものを更新する改修工事に要する経費を要求する。令和5年度は設計委託、令和6年度に工事を行う。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
年度	区分	内 容		予算額				
令和5年度	設計委託	屋上防水改修工事の設計委託を行った。		2,081				
令和6年度	工事	屋上の防水シートの更新を行う。		99,604				
(新) 総合療育センター加圧給水ポンプ更新工事	15,512	0	15,512		<6,500> 13,000		2,512	県費負担 9,012
トータルコスト	16,295千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	業者・関係機関との連絡調整							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
総合療育センターの加圧給水ポンプについて、経年劣化したものを更新する工事を行う。令和5年度は設計委託、令和6年度に工事を行う。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
年度	区分	内 容		予算額				
令和5年度	設計委託	加圧給水ポンプ更新工事の設計委託を行った。		1,005				
令和6年度	工事	加圧給水ポンプの更新を行う。		15,512				

(注) 起債欄の< >書きは交付税措置額を除いた額である。
 県費負担額は、起債欄の< >書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

5目 児童福祉施設費 <地方機関計上予算>

総合療育センター（電話：0859-38-2155）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 総合療育センター外壁塗装工事	2,754	0	2,754		<1,000> 2,000		754	県費負担 1,754
トータルコスト	3,537千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	業者・関係機関との連絡調整							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
<p>中長期保全計画に基づき、経年劣化した外壁を再塗装する工事を行う。令和6年度は設計委託、令和7年度に工事を行う。</p>								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
年度	区分	内容		予算額				
令和6年度	設計委託	外壁塗装工事の設計委託を行う。		2,754				
令和7年度	工事	外壁の再塗装工事を行う。		119,172				
(新) 総合療育センター屋外木柵改修工事	6,778	0	6,778		<3,000> 6,000		778	県費負担 3,778
トータルコスト	7,561千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	業者・関係機関との連絡調整							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
<p>経年劣化により腐食した屋外木柵の改修工事を行う。</p>								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	内容		予算額					
工事	経年劣化により屋外木柵が腐食し、ぐらつきがあるため改修を行う。		6,778					

(注) 起債欄の< >書きは交付税措置額を除いた額である。
 県費負担額は、起債欄の< >書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

5 目 児童福祉施設費 <地方機関計上予算>

総合療育センター（電話：0859-38-2155）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 総合療育センター自動火災報知設備更新工事	31,715	0	31,715		<14,000> 28,000		3,715	県費負担 17,715
トータルコスト	32,498千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	業者・関係機関との連絡調整							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
中長期保全計画に基づき、総合療育センターの自動火災報知設備の更新を行う。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区 分	内 容						予算額	
設計委託	自動火災報知設備更新工事の設計委託を行う。						1,099	
工事	自動火災報知設備の更新を行う。						30,616	
合 計						31,715		
【廃止】総合療育センター施設環境改善事業（継続費）	0	259,342	△259,342					
トータルコスト	0千円（前年度 260,122千円） [正職員：0人]							
主な業務内容	—							
事業内容の説明								
令和5年度に事業完了したため、廃止するものである。								

(注) 起債欄の< >書きは交付税措置額を除いた額である。
 県費負担額は、起債欄の< >書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

5目 児童福祉施設費 <地方機関計上予算>

鳥取療育園（電話：0857-29-8889）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取療育園費	26,001	25,137	864			<使用料 24,807、手数料 946、受託事 業収入30、雑 入218> 26,001		
トータルコスト	172,196千円（前年度 170,497千円） [正職員：16.8人、会計年度任用職員：5人]							
主な業務内容	施設の管理・運営							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

肢体不自由児及び発達に遅れのある児童に対して、日常生活動作の訓練、指導、相談等必要な療育サービスを提供することによって、それぞれの児童の適性に合った育ちを支援する。

2 主な事業内容

県立児童発達支援センターである鳥取療育園の管理運営等に要する経費である。

内 容	定 員
医療型児童発達支援	10人
児童発達支援	10人
保育所等訪問支援事業	—
外来診療	—

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・地域と協働する弾力的支援体制の構築された組織を実現し、利用者と保護者の幸せに貢献することを目指す。
 - ・医療型児童発達支援では、小集団活動の場を利用することで母子共に生活リズムや他の保護者や職員との関係性の構築に効果が出ている。また、安心できる場で、親子で療育活動を行うことで、児の発達促進と合わせて保護者は児の発達特性や関わり方について深く知ることができている。また、地域の園への就園について取り組むことで、医療的ケア児を含む利用者の地域資源の利用や就園につながっている。
 - ・児童発達支援においては、近年利用開始時期が年中児～年長児期に変化しており、年長児1年のみ利用となる方も多く、利用現状やニーズに合わせてグループ療育のねらいや活動内容の大幅な見直しを行っている。また、大きく2つの目的に分けたグループを設定し、それぞれのねらいに添って活動設定を変えて、グループ療育での支援を進めている。グループ療育利用前に個別療育を実施し、理解面や特性の評価や保護者と共に行動観察を丁寧に行うことで当事業利用のねらいを定めて取り組んでいる。
 - ・保育所等訪問支援事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け十分ではないが事業を開始し、福祉職と医療職との協働した支援を行っている。子ども園、小学校（通常学校在籍児）、特別支援学校等幅広いニーズの児童に対応することができている。
 - ・診療所では、常勤医師の負担軽減と診察枠確保を目的に、新たに2名の応援医師を招聘した。利用者に必要な診療を最大限継続できるよう、診察室が密にならないよう受診者の人数制限やプライバシーに配慮しつつ室内換気に努める等の工夫を行い、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に抑えている。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて不安や不調を抱えがちな利用者に対し、各事業を最大限継続していることで、利用者及び保護者のニーズに応え、地域生活の安定や福祉向上に貢献している。
- 令和4年度の利用者数
 医療型児童発達支援 2.4人/日
 児童発達支援 4.0人/日
 外来診療 29.3人/日

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

5 目 児童福祉施設費 <地方機関計上予算>

中部療育園（電話：0858-27-0780）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
中部療育園費	17,151	10,682	6,469			<使用料 8,761、手数料 899、受託事業 収入20、雑入 17> 9,697	7,454	
トータルコスト	115,014千円（前年度 107,945千円） [正職員：11人、会計年度任用職員：4人、特別職非常勤職員：0.4人]							
主な業務内容	施設の管理・運営							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

肢体不自由児・発達障がい児等に対し、通園等の方法により日常生活動作の訓練・指導等必要な療育を行うことにより福祉の増進及び向上を図る。

2 主な事業内容

県立医療型児童発達支援センターである中部療育園の管理運営等に要する経費である。

内 容	定 員
医療型児童発達支援	併せて10人
放課後等デイサービス	
外来診療	—
地域療育支援	—

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・発達に特性のある子どもに関わる全ての人々と共に、子ども自身の能力を引き出す支援方法を見つける。
 - ・職員個人の専門性の向上に努め、地域関係者と専門性の共有を図り、地域連携の質的な充実を図る。
 - ・医療型児童発達支援では、利用児及び保護者のニーズに合わせて活動日を設定し、個々の特性に応じた支援が提供できるよう、スタッフ配置及び環境設定を行った。
 - ・放課後等デイサービスにおいては、医療的ケア児等の体調に配慮が必要な児に関して、来園が難しい場合は、外来個別リハビリテーションまたは学校訪問を行い、個々に必要な支援を行った。
 - ・外来診療においては、関係機関や児の生活場面の支援者とは、コミュニケーションが滞らないよう「情報提供書」や「電話」等を介し、児の情報共有を図った。
 - ・地域療育支援事業においては、地域で暮らす「医療的ケア児・者」の増加により、相談や訪問依頼の件数も増加する中で、『医療的ケア児等支援センター事業』と連動しながら、必要に応じて支援を実施した。
 - ・医療的ケア児等支援センター 中部相談窓口では、圏域内の小学校に後方看護師を派遣し、児が安全に授業に参加できるよう支援を提供している。
 - ・令和4年度の利用者数
 - 医療型児童発達支援 1.4人/日
 - 放課後等デイサービス 1.3人/日
 - 外来診療 17.8人/日
- (注) 新型コロナウイルス感染症の流行状況に伴う感染予防策により、利用がキャンセルされる日もあり、1日あたりの利用者数は、変動が大きかった。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

5 目 児童福祉施設費 <地方機関計上予算>

中部療育園（電話：0858-27-0780）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
中部療育園屋外スロープ設置工事	127,542	11,050	116,492		<38,100> 127,000		542	県費負担 38,642
トータルコスト	129,107千円（前年度 11,830千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	中部療育園屋外スロープ設置工事							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

当園2階の訓練室について、現在の非常階段では肢体不自由児（者）、重症心身障がい児（者）等の避難が困難なため、新たに敷地内に屋外スロープを設置し、緊急時の避難経路を確保することを目的に、令和5年度に設計・地質調査委託を実施、令和6年度に設置工事を実施する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

年度	区分	内 容	予算額
令和5年度	設計委託	設計・地質調査委託を行った。	11,050
令和6年度	工事	屋外スロープ設置工事を行う。	127,542

3 設置の必要性

- ・令和2年4月に現在の場所に移転したが、肢体不自由児（者）、重症心身障がい児（者）等が利用する訓練室が2階にあり、現在設置されている非常階段では幅が狭く安全に避難することができない。
- ・訓練室を1階に移設することも検討したが、スペースの問題や園の管理運営上の支障等で不可となった。
- ・屋外スロープを設置することにより、車いす使用の状態で、職員、保護者等最小人数で安全に避難を行うことができる。

（注）起債欄の< >書きは交付税措置額を除いた額である。
 県費負担額は、起債欄の< >書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

8 目 私立学校振興費

総合教育推進課（内線：7022）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立学校施設整備費補助金	〔債務負担行為〕 1,771 58,368	〔債務負担行為〕 16,433 53,976	〔債務負担行為〕 △14,662 4,392				〔債務負担行為〕 1,771 58,368	
トータルコスト	63,063千円（前年度 58,654千円） [正職員：0.6人]							
主な業務内容	補助金交付事務							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

私立中学校・高等学校等の校舎等の改築、大規模修繕等に要する経費の一部を補助することにより、教育環境の整備を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	補助率等	予算額
私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金	建築後、概ね20年以上経過した私立中学校・高等学校の既存校舎等の修繕に係る経費に対して補助を行う。 <令和6年度実施校> ア 湯梨浜学園高等学校 ・屋内運動場改修工事（2,317千円） イ 米子北高等学校 ・管理棟及び第1校舎トイレ改修工事（10,369千円） ウ 米子北斗高等学校 ・空調設備更新工事（6,221千円） エ 米子松蔭高等学校 ・昇降口トイレ改修工事（3,851千円） ・空調設備更新工事（8,717千円）	1/3	31,475
私立学校振興資金利子補助金	私立中学校・高等学校等の校舎等の改築（建替え）、大規模修繕事業等施設整備等のための借入金に係る利息の支払いに対して補助を行う。（1%まで、最長10年間） <令和6年度実施校> 新規：米子松蔭高等学校（昇降口トイレ改修工事等） ※今回債務負担行為設定 （令和7年度～令和16年度：1,771千円） 継続：鳥取敬愛高等学校、鳥取城北高等学校、倉吉北高等学校、米子北高等学校、鳥取県自動車学校	借入利率又は年1%のどちらか低い率	25,796
【新】私立高等学校安全管理対策（防犯対策）事業補助金	学校における生徒、教員等の安全を確保するため、防犯監視システム等の設備設置等に対して補助を行う。（事業費が国庫補助対象下限額を下回り国庫補助の対象とならないもの。） <令和6年度実施校> 鳥取敬愛高等学校	1/3	1,097
合 計			58,368

3 事業目標・取組状況・改善点

平成28年度から平成30年度までの期間に鳥取敬愛高校、鳥取城北高校、倉吉北高校及び米子北高校の改築事業に対して経費の一部を補助し、耐震化率（文科省調査ベース）は100%を達成した。

<校舎等改修・大規模修繕等の状況>

R5年度 米子北高校（空調設備改修工事）、米子北斗高校（校舎棟屋上防水工事）、
米子松蔭高校（生徒用トイレ改修工事）

R4年度 鳥取敬愛高校（運動場附属施設改修工事ほか）、倉吉北高校（第2校舎全面改修工事）、
米子北高校（第5校舎トイレ改修工事ほか）、米子北斗高校（校舎棟屋上防水ほか）

R3年度 実績なし

令和6年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

8目 私立学校振興費

総合教育推進課（内線：7022）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立学校教育振興補助金	1,972,780	1,960,608	12,172	291,529			1,681,251	
トータルコスト	1,978,258千円（前年度 1,966,066千円）〔正職員：0.7人〕							
主な業務内容	補助金等交付事務、国庫補助事務等							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

私立学校（高等学校、中学校、専修学校）の教育条件の維持向上、生徒・保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の安定化を図り、各私立学校の特色ある取組を支援する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

補助金の種別	校数	内容	県補助率	予算額
鳥取県私立高等学校教育振興補助金	8	一般分（人件費、教育管理費、設備費） 1,676,558 特別分（含監配置、経営改善、土曜日授業、アクティブラーニング推進、地域連携による校外教育活動等） 17,797	定額 1/3、1/2他	1,694,355
鳥取県私立中学校教育振興補助金	3	一般分（人件費、教育管理費、設備費） 149,363 特別分（土曜日授業、アクティブラーニング推進等） 2,726	定額 1/2、2/3他	152,089
心豊かな学校づくり事業補助金	11	私立中学高等学校の特色ある次の取組への支援 次世代人材育成（英語教育の強化、国際交流推進） 教育相談体制整備（スクールカウンセラー配置） 外部人材活用（教員業務支援員、部活動支援員）など 高等学校8校 9,973、中学校3校 2,314	3/4	12,287
鳥取県私立専修学校教育振興補助金	14	一般分（教育管理費、設備費）※人件費加算あり 26,237 技能教育施設関連分(3校)※高等学校と並ぶ後期中等教育機関（人件費、教育管理費、設備費） 85,470 （人権教育、情報教育等の魅力づくり） 1,475 授業目的公衆送信補償金への支援 567	1/15、2/15 2/3 1/2 1/2、10/10	113,749
職業実践専門課程支援事業	2	認定を受けた専門学校が企業と連携して行う実習等職業実践活動経費への支援	1/2	300
合 計				1,972,780

3 事業目標・取組状況・改善点

- 私立高等学校・中学校教育振興補助金
 - ・平成19年度に単価方式に変更して以降、概ね3年ごとに単価見直しを行っているが、令和6年度において全日制、通信制とも実勢を踏まえて単価の改定を行った。
 - ・適正な教育環境を担保する観点から、収容定員（全学年・全学科の合計）の110%を超過した生徒分は補助対象外としている。（高等学校 平成29年度～、中学校 令和4年度～）
- 心豊かな学校づくり事業補助金
 - ・国の制度改正に伴い事業内容及び上限額の見直しを行う。
- 専修学校に対する補助金
 - ・令和4年度から「授業目的公衆送信補償金制度」を活用した場合の経費、企業と連携して職業実践教育の推進や教育内容の充実を図る学校に対して支援している。
 - ・令和6年度から、医療、介護など地域に必要な専門人材の育成を行う専門課程において、配置基準を超えて人員配置し、手厚い教育を行う場合の人件費加算を創設する。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

8目 私立学校振興費

総合教育推進課（内線：7022）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立学校支援等事業	130,540	125,219	5,321	925		<受託事業収入> 416	129,199	
トータルコスト	153,233千円（前年度 147,830千円） [正職員：2.9人]							
主な業務内容	補助金交付事務、関係機関との連絡調整、許可事務等							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

人材育成の場としての私立学校の魅力向上のため、私立学校の行う取組に対して幅広く支援を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	補助率	予算額
私立学校JET-ALT配置支援事業	私立中学・高等学校が行う、JETプログラムを活用したALT配置事業に係る経費に対して支援する。	3/4	10,821
海外進学に必要な民間英語試験受験料助成事業	高校生等が家庭の経済状況にかかわらず海外進学を目指せるよう、低所得世帯の高校生等に対して所定の英語試験の受験料を支援する。（上限：20千円）	1/2	200
鳥取県版スーパーサイエンスハイスクール事業	先進的な科学技術、理科・数学教育を通して、科学技術人材等を育成する。	3/4	1,181
私立学校あいサポート教育推進事業	①私立学校手話教育推進事業 私立中学・高等学校での手話教育の取組に対して支援する。 ②私立高等学校等特別支援教育サポート事業 特別な配慮が必要な生徒に対する学習環境整備（研修費用、設備整備等）に要する経費の一部を助成する。	3/4 1/2, 1/3	4,121
いじめ問題対策事業	学校満足度などを把握する心理調査（hyper-QU）を実施する私立中学・高等学校に対して支援し、心理調査の結果を活用した早期発見のための研修を通じていじめの未然防止につなげる。	1/2	1,717
私学共済事業等助成事業	①私立学校協会補助金 私立学校の教職員を対象とする研修会や専門学校等進学フェア等の開催経費の助成を行う。 ②私立学校経営相談事業補助金 私学経営の諸問題に対する研究分析、研修等に要する経費の助成を行う。 ③私立学校退職金給付財源補助金 退職金給付の財源積立に対する助成を行う。 ④日本私立学校振興・共済事業団補助金 長期給付事業に係る掛金負担に対する助成を行う。	1/2 1/2 36/1000 8/1000	110,833
学校法人等連絡調整費	私立学校審議会の運営、優良卒業生知事表彰、私学教育功労者表彰に要する経費、学校法人、私立学校の認可・調査等に係る事務費	-	1,667
合 計			130,540

3 事業目標・取組状況・改善点

○外国語教育の支援

私立中学・高等学校の3校が私立学校JET-ALT配置支援事業を活用して、令和6年度は外国語指導助手3名を配置するほか、高校生等が家庭の経済状況にかかわらず海外進学を目指せるよう、令和5年度から所定の英語試験の受験料を支援している。

○特別支援教育の支援

特別支援担当教員が、特別な配慮が必要な生徒への対応・関係機関との連絡・調整等業務に専念できるよう、その人件費と活動費を助成している。

○私立学校の質の向上・健全な運営等への支援

教職員を対象とした多様な教育課題に関する事例研究・研修、経営健全化に資する研修等の実施を支援するほか、退職金給付財源積立助成などを通じて、私立学校教育の質向上、健全な運営を支援している。県内高校生等に向けて行う専門学校進学フェアは、県内高等教育機関も出展するなど広がりを見せ、生徒の進路選択の幅を広げる機会となっており、引き続き支援を行っていく。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

8目 私立学校振興費

総合教育推進課（内線：7824）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立高等学校等就学支援金支給等事業	1,343,913	1,362,502	△18,589	1,107,799			236,114	
トータルコスト	1,352,825千円（前年度 1,371,327千円） [正職員：0.8人、会計年度任用職員：0.9人]							
主な業務内容	就学支援金等の支給事務							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

家庭の状況にかかわらず、全ての中学生・高校生等が安心して勉学に打ち込める環境を作るため、就学支援金等の支給（学校による代理受領）や授業料の減免助成により、家庭の教育費負担の軽減を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

対象者	補助金名	概要・支給額 （世帯の収入状況等に応じて決定）	予算額
高校生	(1) 就学支援金	家庭の教育費負担を軽減(財源：国10/10) ○支給額(授業料に充当) 9,900円/月～33,000円/月	1,077,774
	(2) 総合支援金	(1)に上乗せして支給(財源：単県) ○支給額(授業料に充当) 4,950円/月～9,900円/月 ○支給額(その他納付金に充当) 3,600円/月～7,200円/月	126,447
	(3) 学び直し支援金	高校等中途退学後、再び高校等で学び直す際、(1)の支給期間を超過する生徒等に支援(財源：国10/10) ○支給額(授業料に充当) 9,900円/月～24,750円/月	2,079
	(4) 授業料減免補助金	技能連携高進学者・原級留置者等、(1)の対象とならない生徒に支援(財源：単県) ○支給額(授業料に充当) 16,500円/月～33,000円/月	9,216
中学生	(5) 就学支援金	家庭の教育費負担を軽減(財源：単県) ○支給額(授業料に充当) 9,900円/月～33,000円/月	64,548
	(6) 総合支援金	(5)に上乗せして支給(財源：単県) ○支給額(授業料に充当) 4,950円/月～9,900円/月 ○支給額(その他納付金に充当) 2,750円/月～5,500円/月	10,666
	(7) 授業料減免補助金	罹災者・家計急変世帯等、(5)の対象とならない生徒に支援(財源：国1/2、県1/2) ○支給額(授業料に充当) 16,500円/月～33,000円/月	396
専攻科生	(8) 専攻科支援金	家庭の教育費負担を軽減(財源：国1/2、県1/2) ○支給額(授業料に充当) 17,800円/月～35,600円/月	4,664
専修学校生	(9) 修学支援新制度	対象の専修学校(専門課程)に通う学生の家庭の教育費負担を軽減(財源：国1/2、県1/2) ○支給額(入学金に充当) ～160,000円 ○支給額(授業料に充当) ～590,000円/年	44,891
事務費	(10) 高等学校等就学支援金事務費	私立高等学校等の設置者に対して、事務費を交付(財源：国10/10)	2,971
	(11) (新) 中学校就学支援金事務費	私立中学校の設置者に対して、事務費を交付(財源：単県)	261
合 計			1,343,913

3 事業目標・取組状況・改善点

家庭の経済状況にかかわらず、全ての中学生・高校生等が安心して教育を受けることができるよう、就学支援金等の支給により家庭の経済的負担の軽減を図っていく。

○就学支援金（高校生・中学生）

平成22年度に、国の制度を基に私立高等学校及び私立専修学校(高等課程)に通う生徒を対象として開始するとともに、同制度に準じた県独自の私立中学校就学支援金制度を創設（平成22年6月補正）し、高校と同額の授業料支援を行っている。

令和2年度からは国の制度改正により支援が拡充され、私立高等学校について実質無償化が実現したことから、私立中学校に対する就学支援金についても、高校と同様に県独自の上限額の引き上げを行った。

○総合支援金

令和2年度に県独自の制度として創設し、世帯による就学支援金支給額の差を軽減する授業料支援や生活保護世帯や住民税非課税世帯に対し授業料以外の納付金の支援を行うなどの負担軽減を図るための支援を行っている。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

8 目 私立学校振興費

総合教育推進課（内線：7022）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
不登校対策事業	23,719	13,319	10,400				23,719	

トータルコスト 24,502千円（前年度 14,099千円） [正職員：0.1人]

主な業務内容 補助金交付事務

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

民間（私立学校等）のノウハウを活用しながら、児童生徒・保護者のニーズに応じて選択肢を提供するフリースクールを運営する事業者を支援することにより、不登校児童生徒に対する教育の機会を確保する。
また、家庭の経済状況にかかわらず、義務教育段階にある児童生徒の学びや成長を保障するため、フリースクール等に通う児童生徒の通所費用等に対して支援を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
鳥取県フリースクール連携推進事業補助金	「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に沿ってフリースクールを設置運営する事業者に対して、運営費等の助成を行う。 補助率：1/2 上限額：1団体あたり 4,000千円	16,265
鳥取県不登校児童生徒支援事業費補助金	市町村が、県内のフリースクール等に通所する児童生徒の授業料等（会費・交通費等）に対して助成を行う場合に、当該市町村の助成事業費に対して助成を行う。 補助率：市町村負担額の1/2 上限額：授業料 児童生徒1人あたり 6,600円/月 交通費等 小学生1人あたり 1,500円/月 中学生1人あたり 3,000円/月	7,454
合 計		23,719

3 事業目標・取組状況・改善点

○運営費への支援

義務教育段階にある児童生徒の学びや成長を保障するため、フリースクールの教育的意義等を踏まえ、平成26年度からフリースクールの運営費に対して補助を行っている（対象施設数：7施設）。

○通学費への支援

令和2年度から「鳥取県不登校児童生徒支援事業費補助金」を創設してフリースクール等に通所する授業料分について助成を開始し、令和3年度からは補助対象に交通費等を追加、令和6年度からは、県内のフリースクール等に通所する全ての児童生徒が支援を受けられるよう保護者の所得要件を撤廃し、一層の負担軽減を図ることとしている。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

8 目 私立学校振興費

総合教育推進課（内線：7022）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 私立学校等物価高騰対策支援事業	7,900	0	7,900	7,900				
トータルコスト	8,683千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金等支給事務等							

事業内容の説明

【「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

物価高騰が長期化し、厳しい運営環境にある県内の私立中学校及び高等学校、各種学校等について、必要な予算措置を講じることで、学びの継続を支援する。

2 主な事業内容

物価高騰下にあっても生徒の適切な学習環境を確保するために私立学校の運営支援を継続する。

区 分	支 援 額	予 算 額 (千円)	
私立中学校及び私立高等学校	学校規模に応じた定額支援	5,200	
	高等学校（大規模）		1,000千円
	高等学校（中規模）		500千円
	高等学校（小規模）		200千円
	中学校		200千円
学校寮を設置している私立高等学校	1校当たり250千円	1,250	
各種学校	1校当たり50千円 (うち自動車学校には、1校あたり50千円を加算)	1,100	
フリースクール	1施設当たり50千円	350	
合 計		7,900	

3 事業目標・取組状況・改善点

物価高騰下にあっても生徒の適切な学習環境を確保するため、令和4年度、令和5年度において私立学校等の運営を支援した。

引き続き物価高騰の長期化により厳しい運営環境にある私立学校等の学びの継続を支援する。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費
2項 企画費
2目 計画調査費

総合教育推進課（内線：7814）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公立大学法人 公立鳥取環境 大学運営費交 付金等事業	563,939	554,895	9,044		<11,000> 22,000	<財産収入87、 基金繰入金 335,459> 335,546	206,393	県費負担 217,393
トータルコスト	571,764千円（前年度 562,692千円） [正職員：1人]							
主な業務内容	公立鳥取環境大学との連絡調整、運営交付金及び施設整備費補助金の交付等							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

公立鳥取環境大学の運営に必要な経費の一部について、運営費交付金として交付するとともに、令和2年度から始まった修学支援新制度（高等教育の無償化）における、環境大学の授業料等無償化（減免）に要する経費を、授業料等減免費交付金（修学支援新制度分）として別枠で交付する。

また、大学の設立団体に係る事務を県と鳥取市が共同で管理・執行する「新生公立鳥取環境大学運営協議会」及び大学の業務実績を評価する評価委員会の開催などに要する経費を支出する。

2 主な事業内容

(1) 運営費交付金算定の考え方

- ア 大学の適切な運営に必要な標準的な支出見込額と、学生納付金（受験料、入学金、授業料）等の標準的な収入額との差を、用途を特定しない運営費交付金として交付する。（県・鳥取市折半）
ただし、退職手当及び各年度に臨時的に必要な経費は、個別に必要な額を措置する。
- イ 緊急かつ大規模な修繕等の経費については、別に大規模修繕費補助金として交付する。
- ウ 運営費交付金と大規模修繕費補助金の合計額は、地方交付税算入試算額以内とする。

(2) 所要額

- ア 運営費交付金 496,930千円
（標準分）413,981千円
標準支出1,601,068千円－標準収入773,106千円＝827,962千円×1/2（県・市折半）
（その他）82,949千円
退職手当、設備更新等 165,898千円×1/2（県・市折半）
- イ 大規模修繕費補助金 25,158千円
大学ZEB化に係る経費（太陽光発電設備設計、照明LED化等）
総事業費150,946千円から環境省助成（補助率2/3）を除いた額×1/2（県・市折半）
- ウ 新生公立鳥取環境大学運営協議会負担金 334千円
- エ 授業料等減免費交付金（修学支援新制度分） 41,517千円

3 事業目標・取組状況・改善点

地域の公立大学としての使命を果たすため、中期目標に従い、大学の質向上や地域に必要な大学づくりを進めている。近年では、学内外での積極的なSDGs活動の推進、副専攻制度の導入、データサイエンス教育を推進する組織の設置等に取り組んでおり、多くの志願者・入学者を確保し、安定経営に努めている。

一方、18歳人口の急減期を見据え、大学だけでなく、設置者や関係機関、産業界を巻き込み、県内外の学生に選ばれる魅力ある大学づくりに取り組み、「環境」をテーマとした強みを明確に打ち出すなど、将来を見通した大学運営などが必要とされており、地域のニーズに向き合いながら、引き続き、改革・改善の取組を進められるよう支援する。

(注) 起債欄の< >書きは交付税措置額を除いた額である。
県費負担額は、起債欄の< >書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

2目 計画調査費

総合教育推進課（内線：7814）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
高等教育機関等支援事業	6,042	6,385	△343				6,042	

トータルコスト 11,520千円（前年度 14,962千円） [正職員：0.7人]

主な業務内容 補助金交付事務

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

県内の若者の定着及び県外の若者を呼び込むため、県内大学と大都市の大学との連携・交流を促進し、県内大学の魅力化を図る。

また、県内5つの高等教育機関、商工団体、医療・福祉団体、行政等が連携して県内の課題解決に資する「とっとりプラットフォーム5+α」の取組を支援し、県内の高等教育及び地域の更なる活性化を推進する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
大都市の大学との連携強化事業	大都市の大学との連携を促進するため、大都市の大学のゼミ等の大学生グループが県内の地域において行う調査研究活動に対して支援を行う。 ・対象大学：鳥取県と連携協定等を締結している大都市の大学及び当該大学と連携する県内大学 ・対象費用：交通費、宿泊費、保険料、地元関係者との交流に要する経費等 ・補助率：1/2（上限300千円）	900
「とっとりプラットフォーム5+α」運営支援事業	県内5つの高等教育機関、商工団体、医療・福祉団体、行政等が連携して県内の課題解決に資する取組を行う「とっとりプラットフォーム5+α」の事務局を担う藤田学院（鳥取看護大学・鳥取短期大学）に、コーディネーターを1名配置する。 ・コーディネーター人件費（1/2補助）	2,622
その他事務費等	○とっとり乾地研倶楽部への支援 ・補助金 380千円（定額） ・法人会員年会費 10千円 ○鳥取看護大学、鳥取短期大学と地域の発展を推進する会の会費 10千円（負担金） ○標準事務費等 2,120千円	2,520
合計		6,042

3 事業目標・取組状況・改善点

○大都市の大学との連携強化事業

コロナ禍に定着したオンラインによる交流も交えながら、都市部の県外大学と県内大学の学生交流、共同研究が広がり、学生の資質向上、関係人口の増加及び大都市部における本県の魅力発信の推進などに繋がるよう取り組む。

○「とっとりプラットフォーム5+α」運営支援事業

平成29年10月に、鳥取短期大学がとりまとめ校となり、「とっとりプラットフォーム5+α」が組織化され、現在、県内5つの高等教育機関、商工団体、医療・福祉団体、文化団体及び行政（県・県教委・倉吉市）が共同・連携し、中期計画（令和5年度～令和9年度）で掲げた6課題に対応する具体的な数値目標を設けて、本県の高等教育及び地域の更なる活性化を推進するための取組を行っている。

令和6年度は、若者が「子ども食堂」の応援や地域防災活動に積極的に参加する取組や、地域交通の維持・利用促進など、新たな県政課題、地域課題の解決に資する取組を推進していく。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

2目 計画調査費

総合教育推進課（内線：7814）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
学術振興・人材育成事業	4,480	4,491	△11				4,480	

トータルコスト 11,523千円（前年度 11,508千円） [正職員：0.9人]

主な業務内容 委託事務及び補助金交付事務

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

未来に役立つものづくり教育の実践、身近な科学を体験・実感する機会の継続的提供及び地域、郷土研究等により児童生徒の科学的思考力・知的創造力を高め、地域や社会を支える次代を担う人材育成に取り組む。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
未来に役立つ「ものづくり教育」実践事業	行政機関、地域の高等教育機関、地元企業などで構成する「ものづくり協力会議」が運営する「ものづくり道場」の活動を支援する。 （定額補助） ・内容：ものづくり指導者養成講座、中高生を対象にしたジュニアリーダー養成講座	1,020
楽しむ科学まなび事業	科学の基礎となる数学や、科学の楽しさ、面白さを教える小中学生を対象とした体験型ワークショップなどを県内で開催する団体に対して支援する。 ・内容：体験型ワークショップ、数学関係の展示、科学実験など ・補助率：10/10 ・補助上限額：1団体あたり1,500千円 1地域あたり500千円 ※科学部門、数学部門を設け、各部門から1団体以上選出	3,000
ジュニア郷土研究応援事業	児童生徒による郷土・地域社会などに関する研究、地図作品の発表・展示、人文社会学者による講演等による「鳥取県ジュニア郷土研究大会」を委託実施する。 ・委託先：鳥取県地域社会研究会	460
合計		4,480

3 事業目標・取組状況・改善点

小中高生を中心とした幅広い層を対象に、ものづくり教育の実践及び身近な科学を体験・実感する機会や数学や科学へ興味を持つ機会を、イベントを通じて継続的に提供し、地域や社会を支える次代を担う人材育成に取り組んでいる。

今後も関係機関との連携強化や、県内人材の活用等により、次代を担う人材の育成を推進していく。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

2目 計画調査費

総合教育推進課（内線：7022）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
総合教育会議運営費	341	341	0				341	
トータルコスト	8,166千円（前年度 8,138千円） [正職員：1人]							
主な業務内容	総合教育会議の会議運営、資料作成、関係機関調整、大綱改定等							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき総合教育会議を設置する。								
2 主な事業内容								
知事、教育委員会及び外部有識者による協議・意見交換を通じて「教育に関する大綱」の策定（改定）や重点的に講ずべき施策等について協議、調整を行う。 ・有識者委員への報償費及び旅費 341千円								
3 事業目標・取組状況・改善点								
「教育に関する大綱」を策定し、子どもたちの未来のための教育の振興方策を検討するとともに、取組指標の達成に向けた進捗管理を行っている。								
【廃止】県内高等教育機関における学生定着推進事業	0	3,750	△3,750					
トータルコスト	0千円（前年度 4,530千円） [正職員：0人]							
主な業務内容	—							
事業内容の説明								
県内高等教育機関の学生の県内就職・定着推進に向け、各高等教育機関と連携し、大学の特性に応じたキャリア教育支援や大学生による若者の県内定着に向けた企画立案・情報発信を支援する新たな事業を立ち上げることから、廃止する。								

令和6年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

2目 計画調査費

総合教育推進課（内線：7815）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 若者定着に向けたキャリア教育支援プログラム推進事業	5,000	0	5,000	2,500			2,500	

トータルコスト 5,783千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]

主な業務内容 補助金交付事務

事業内容の説明

【「デジタル田園都市国家構想交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

県内高等教育機関（鳥取大学、公立鳥取環境大学、鳥取看護大学、鳥取短期大学、米子工業高等専門学校）の学生の県内就職・定着推進に不可欠となる在学中のキャリア教育を推進するため、大学特性に応じて低年次から実施する大学・学生企画のキャリア支援プログラムを通じて、学生に県内企業を知ってもらう機会の創出を支援するほか、学生が主体となって学生目線で県内定着を促進していく「学生定着プラットフォーム」による活動、情報発信の支援を通じて意識醸成を図り、県内就職につなげる。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
(1) キャリア支援プログラム助成	県内高等教育機関が県内企業等と連携するなどして行う、キャリア支援プログラム(主に低年次の学生を対象とした活動)に要する経費を支援する。 [実施主体] 県内高等教育機関 [補助内容] 商品開発等研究活動、フィールドワーク、企業見学会、企業代表者と語る会など [補助率] 1/2 (他高等教育機関と連携して事業を行う場合2/3) [補助上限] 1大学あたり1,000千円	3,000
(2) 学生による「県内定着学生プラットフォーム」活動助成	学生による「県内定着学生プラットフォーム」を構築し、学生発案による県内定着の取組を支援する。 [実施主体] 県内定着学生プラットフォーム [補助内容] 県内定着学生プラットフォームの活動費 ＜県内定着学生プラットフォームの活動内容＞ ・ 県内企業を知る活動の企画立案、普及広報 ・ 企業との交流、学生自身が取材する学生目線での企業ガイドや、企業でのインターンシップの体験活動動画の作成、発信 等 [補助率] 10/10 ※大学を通じて交付 [補助上限] 1,500千円	1,500
(3) 県内高校への出前授業支援	県内高校生が学びや交流を通じて、県内高等教育機関への興味・関心を深める機会を創出するため、高等教育機関が大学生を伴って行う出前授業・交流について支援する。 [実施主体] 県内高等教育機関 [補助内容] 出前授業・交流に係る活動費(教材費、交通費 等) [補助率] 1/2 [補助上限] 1回あたり上限50千円	500
合 計		5,000

【関連事業】

＜交流機会の創出、若者目線の情報発信＞

(新) 「とっとり若者Uターン・定住戦略本部」設置・情報発信強化事業 56,065千円（人口減少社会対策課）

＜小中高生向けの定着促進＞

(新) 小中高生への地元定着促進事業 9,142千円（教育総務課）

3 事業目標・取組状況・改善点

県内高等教育機関は、COC+事業及びその成果を引き継ぐ地域創生人材の育成・定着推進事業の中で、自治体、企業等と連携し、学生と県内企業等とのマッチングの強化・推進、学生の地域活動の推進、高大連携による県内の高等教育機関への県内出身者の入学促進などの取組を進めてきた。

少子化、とりわけ若者の労働人口が減少傾向にある中、深刻な人材不足に歯止めをかけ、関係機関が一体となって若者定着を強力に推進していくため、機動的な推進体制の再構築を図りスピード感を持って対応する。

令和6年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書(子ども家庭部)

款 項 目 節		2 款 総務費						
			1 項 総務管理費			2 項 企画費		
				8 目 私立学校 振興費	12 目 諸費		1 目 企画総務費	2 目 計画調査費
1	報 酬	3,155	408	408		2,747	2,747	
2	給 料	34,542				34,542	34,542	
3	職 員 手 当 等	18,641				18,641	18,641	
4	共 済 費	12,511				12,511	12,511	
	職員に係るもの(給与費)	12,189				12,189	12,189	
	賃金に係るもの(その他)	322				322	322	
5	災 害 補 償 費							
6	恩 給 及 び 退 職 年 金							
7	報 償 費	8,640	7,985	7,985		655	379	276
8	旅 費	1,659	814	814		845	491	354
	費用弁償	587	410	410		177	177	
	普通旅費	662	404	404		258		258
	特別旅費	410				410	314	96
9	交 際 費							
10	需 用 費	1,344	100	100		1,244	516	728
	食 糧 費	130	30	30		100		100
	その他の需用費	1,214	70	70		1,144	516	628
11	役 務 費	571	70	70		501	38	463
12	委 託 料	3,899				3,899	3,439	460
13	使用料及び賃借料	700	40	40		660	20	640
14	工 事 請 負 費							
15	原 材 料 費							
16	公 有 財 産 購 入 費							
17	備 品 購 入 費							
18	負担金、補助及び交付金	4,244,670	3,610,957	3,610,957		633,713	56,832	576,881
19	扶 助 費							
20	貸 付 金							
21	補償、補填及び賠償金							
22	償還金、利子及び割引料	20,000	20,000		20,000			
23	投 資 及 び 出 資 金							
24	積 立 金							
25	寄 付 金							
26	公 課 費							
27	繰 出 金							
	予 備 費							
	計	4,350,332	3,640,374	3,620,374	20,000	709,958	130,156	579,802
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	1,456,054	1,451,856	1,451,856		4,198	1,698	2,500
	地 方 債	22,000				22,000		22,000
	そ の 他	335,979	416	416		335,563	17	335,546
	一 般 財 源	2,536,299	2,188,102	2,168,102	20,000	348,197	128,441	219,756

令和6年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書(子ども家庭部)

節	款 項 目	3 款 民生費						
			1 項 社会福祉費				2 項 児童福祉費	
			1 目	5 目	8 目	12 目		
		社会福祉 総務費	婦人福祉費	特別医療費 助成事業費	障がい者自 立支援事業費			
1	報酬	244,907	163		163		244,744	
2	給料	1,178,266					1,178,266	
3	職員手当等	782,683					782,683	
4	共済費	456,003					456,003	
	職員に係るもの(給与費)	426,317					426,317	
	賃金に係るもの(その他)	29,686					29,686	
5	災害補償費							
6	恩給及び退職年金							
7	報償費	51,195	4,537	1,906	2,429	202	46,658	
8	旅費	26,398	2,574	72	1,072	1,430	23,824	
	費用弁償	10,787	118		98	20	10,669	
	普通旅費	11,364	1,363		475	888	10,001	
	特別旅費	4,247	1,093	72	499	522	3,154	
9	交際費	100					100	
10	需用費	109,149	2,972	1,741	990	241	106,177	
	食糧費	622	78	20	15	43	544	
	その他の需用費	108,527	2,894	1,721	975	198	105,633	
11	役務費	20,413	2,318	960	902	456	18,095	
12	委託料	2,726,803	31,646	9,455	22,191		2,695,157	
13	使用料及び賃借料	45,325	2,470	1,997	133	340	42,855	
14	工事請負費	437,401					437,401	
15	原材料費							
16	公有財産購入費							
17	備品購入費	23,154					23,154	
18	負担金、補助及び交付金	7,680,461	1,323,246	67,028	17,335	1,238,863	20	6,357,215
19	扶助費	239,048	1,163		1,163		237,885	
20	貸付金	19,680					19,680	
21	補償、補填及び賠償金							
22	償還金、利子及び割引料	496,265					496,265	
23	投資及び出資金							
24	積立金	10,049					10,049	
25	寄付金							
26	公課費	47					47	
27	繰出金	2,528					2,528	
	予備費							
	計	14,549,875	1,371,089	83,159	46,378	1,238,863	2,689	13,178,786
財 源 内 訳	国庫支出金	1,557,046	42,641	26,399	14,898		1,344	1,514,405
	地方債	464,000						464,000
	その他	1,149,619						1,149,619
	一般財源	11,379,210	1,328,448	56,760	31,480	1,238,863	1,345	10,050,762

令和6年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書(子ども家庭部)

節	款 項 目	3 款 民生費				4 款 衛生費		
		2 項 児童福祉費				1 項 公衆衛生費		
		1 目 児童福祉 総務費	2 目 児童措置費	3 目 母子福祉費	5 目 児童福祉施設費		1 目 公衆衛生 総務費	
1	報酬	234,717			10,027	2,556	2,556	2,169
2	給料	1,178,266				11,514	11,514	11,514
3	職員手当等	782,683				6,659	6,659	6,659
4	共済費	455,890			113	4,507	4,507	4,507
	職員に係るもの(給与費)	426,317				4,185	4,185	4,185
	賃金に係るもの(その他)	29,573			113	322	322	322
5	災害補償費							
6	恩給及び退職年金							
7	報償費	14,156		3,392	29,110	677	677	
8	旅費	16,538		348	6,938	527	527	72
	費用弁償	9,831		132	706	72	72	72
	普通旅費	4,268		72	5,661	251	251	
	特別旅費	2,439		144	571	204	204	
9	交際費	100						
10	需用費	12,975		38	93,164	929	929	
	食糧費	326		6	212	2	2	
	その他の需用費	12,649		32	92,952	927	927	
11	役務費	8,605		180	9,310	641	641	
12	委託料	580,909	1,825,534	12,918	275,796	54,887	54,887	
13	使用料及び賃借料	18,948		252	23,655	55	55	
14	工事請負費	26,845			410,556			
15	原材料費							
16	公有財産購入費							
17	備品購入費				23,154			
18	負担金、補助及び交付金	5,054,376	1,134,475	14,064	154,300	128,670	128,670	
19	扶助費	132,021	25,880	68,993	10,991	134,683	134,683	
20	貸付金	19,680						
21	補償、補填及び賠償金							
22	償還金、利子及び割引料	496,265						
23	投資及び出資金							
24	積立金	10,049						
25	寄付金							
26	公課費				47			
27	繰出金			2,528				
	予備費							
	計	9,043,023	2,985,889	102,713	1,047,161	346,305	346,305	24,921
財 源 内 訳	国庫支出金	443,967	917,176	38,051	115,211	72,004	72,004	
	地方債	77,000			387,000			
	その他	741,408	16,629	2	391,580	17	17	17
	一般財源	7,780,648	2,052,084	64,660	153,370	274,284	274,284	24,904

令和6年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書(子ども家庭部)

節	款 項 目	4 款 衛生費		子ども家庭部 合計
		1 項 公衆衛生費		
		5 項 母子衛生費	7 項 難病対策費	
1	報酬		387	250,618
2	給料			1,224,322
3	職員手当等			807,983
4	共済費			473,021
	職員に係るもの(給与費)			442,691
	賃金に係るもの(その他)			30,330
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	報償費	653	24	60,512
8	旅費	392	63	28,584
	費用弁償			11,446
	普通旅費	200	51	12,277
	特別旅費	192	12	4,861
9	交際費			100
10	需用費	815	114	111,422
	食糧費	2		754
	その他の需用費	813	114	110,668
11	役務費	621	20	21,625
12	委託料	49,569	5,318	2,785,589
13	使用料及び賃借料	51	4	46,080
14	工事請負費			437,401
15	原材料費			
16	公有財産購入費			
17	備品購入費			23,154
18	負担金、補助及び交付金	115,735	12,935	12,053,801
19	扶助費	45,914	88,769	373,731
20	貸付金			19,680
21	補償、補填及び賠償金			
22	償還金、利子及び割引料			516,265
23	投資及び出資金			
24	積立金			10,049
25	寄付金			
26	公課費			47
27	繰出金			2,528
	予備費			
	計	213,750	107,634	19,246,512
財 源 内 訳	国庫支出金	19,943	52,061	3,085,104
	地方債			486,000
	その他			1,485,615
	一般財源	193,807	55,573	14,189,793

節 の 明 細

項	目	金額（千円）等
2 款 総務費		
1 項 総務管理費		
8 目 私立学校振興費		
報酬	私立学校審議会委員	12人
負担金、補助 及び交付金	私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金	5,069
	私立認定こども園大規模修繕事業補助金	1,666
	私立学校振興資金利子補助金	5,976
	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業補助金	13,664
	幼児教育の質の向上のためのICT化支援事業補助金	3,000
	認定こども園等における教育の質の向上のための研修事業補助金	300
	特別支援教育研究推進事業費補助金	47,040
	子育て支援活動・預かり保育推進事業補助金	6,439
	鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金	31,475
	鳥取県私立学校振興資金利子補助金	25,796
	鳥取県私立高等学校安全管理対策（防犯対策）事業補助金	1,097
	鳥取県私立高等学校教育振興補助金	1,694,355
	鳥取県私立中学校教育振興補助金	152,089
	鳥取県心豊かな学校づくり推進事業補助金	12,287
	鳥取県私立専修学校教育振興補助金	113,749
	鳥取県私立専門学校職業実践専門課程推進事業補助金	300
	鳥取県私立高等学校等JET-ALT配置支援事業補助金	10,821
	海外進学的能力測定に必要となる民間英語試験受験料助成金	200
	鳥取県スーパーサイエンスハイスクール事業補助金	1,181
	鳥取県私立高等学校等特別支援教育サポート事業補助金	3,842
私立学校手話教育推進事業補助金	279	
鳥取県私立高等学校等hyper-QU実施事業補助金	1,717	
鳥取県私立学校協会補助金	1,870	
鳥取県私立学校経営相談事業補助金	314	
鳥取県私立学校教職員退職金給付財源補助金	91,865	
日本私立学校振興・共済事業団補助金	16,784	
全国私立学校審議会連合会負担金	150	
高等学校等就学支援金	1,077,774	

節 の 明 細

項		目	金額（千円）等
	負担金、補助 及び交付金	鳥取県私立高等学校等総合支援金	126,447
		鳥取県私立高等学校等学び直し支援金	2,079
		鳥取県私立高等学校等生徒授業料減免補助金	9,216
		鳥取県私立中学校就学支援金	64,548
		鳥取県私立中学校総合支援金	10,666
		鳥取県私立中学校生徒授業料減免補助金	396
		鳥取県私立高等学校専攻科支援金	4,664
		鳥取県私立専門学校授業料等減免費交付金	44,891
		鳥取県高等学校等就学支援金事務費交付金	2,971
		鳥取県私立中学校就学支援金事務費交付金	261
		鳥取県フリースクール連携推進事業補助金	16,265
		鳥取県不登校児童生徒支援事業費補助金	7,454
12目 諸費			
	償還金、利子 及び割引料	子ども家庭部国庫返還金	20,000
2項 企画費			
1目 企画総務費			
	報酬	鳥取県青少年問題協議会	18人
		会計年度任用職員	1人
	給料	一般職員	9人
	負担金、補助 及び交付金	青少年育成鳥取県民会議補助金	10,626
		少年補導センター補助金	1,029
		鳥取県子ども電話相談運営費助成事業費補助金	425
		レクリエーション活動支援事業補助金	1,752
		鳥取県高校生等通学費助成事業費補助金	43,000
2目 計画調査費			
	負担金、補助 及び交付金	公立大学法人公立鳥取環境大学運営費交付金	496,930
		大規模修繕費補助金	25,158
		授業料等減免費交付金（修学支援新制度分）	41,517
		新生公立鳥取環境大学運営協議会負担金	334
		大都市の大学と鳥取県の連携促進事業補助金	900
		「とっとりプラットフォーム5+α」運営支援事業補助金	2,622
		乾燥地研究情報発信事業補助金	380
		とっとり乾地研倶楽部会費	10

節 の 明 細

項		目	金額（千円）等
	負担金、補助 及び交付金	鳥取看護大学・鳥取短期大学と地域の発展を推進する会会費	10
		ものづくり道場支援事業補助金	1,020
		楽しむ科学まなび事業補助金	3,000
		キャリア支援プログラム補助金	3,000
		学生による「県内定着学生プラットフォーム」活動補助金	1,500
		県内高校への出前授業補助金	500
3款 民生費			
1項 社会福祉費			
1目 社会福祉総務費			
	負担金、補助 及び交付金	子どもの居場所づくり事業補助金	19,866
		子どもの居場所ネットワーク活動支援事業補助金	6,902
		学習支援充実事業補助金	1,445
		鳥取県子どもと家庭の生活・相談支援拠点サポート事業補助金	38,805
		安全運転運行管理者協議会費	10
5目 婦人福祉費			
	報酬	女性相談支援センター嘱託医師	1人
	負担金、補助 及び交付金	鳥取県DV被害者等保護・支援事業補助金	6,600
		鳥取県先駆的支援のためのDV被害者等支援団体強化事業補助金	10,000
		婦人保護施設広域入所措置負担金	712
		全国婦人相談員連絡協議会負担金	3
		全国婦人保護施設等連絡協議会負担金	20
8目 特別医療費助成事業費			
	負担金、補助 及び交付金	特別医療費補助金（小児）	1,177,830
		特別医療費補助金（ひとり親家庭）	61,033
12目 障がい者自立支援事業費			
	負担金、補助 及び交付金	発達障害者支援センター全国連絡協議会会費	20
2項 児童福祉費			
1目 児童福祉総務費			
	報酬	子育て王国とっとり会議委員	23人
		子育て王国とっとり会議オブザーバー	4人
		シン・子育て王国とっとり表彰審査委員	5人
		とっとり自然保育認証審議会委員	7人
		放課後児童クラブ支援員認定研修プロポーザル審査員	3人
		鳥取県子育て支援員研修事業に係る委託業務公募型プロポーザル審査会委員	3人

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等	
	報酬	鳥取県保育士等キャリアアップ研修に係る委託業務公募型プロポーザル審査会委員	2人
		子育てエピソード表彰審査委員	4人
		会計年度任用職員	131人
		主任児童委員	130人
		児童相談所嘱託医師	4人
		鳥取県児童虐待防止啓発業務委託プロポーザル審査会委員	3人
	給料	一般職員	307人
	貸付金	鳥取県保育士等修学資金貸付	19,680
	負担金、補助及び交付金	鳥取県児童館連絡協議会補助金	700
		保育士等配置促進事業費補助金	121,689
		鳥取県保育対策総合支援事業費補助金	23,182
		産休等代替職員費補助金	8,005
		鳥取県地域少子化対策重点推進交付金	15,400
		えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）婚活セミナー開催事業補助金	1,090
		婚活イベント開催事業補助金	3,500
		結婚に向けた出会いの機会等創出事業補助金	2,000
		鳥取県縁結び仲人成果報酬支給補助金	1,000
		とっとり森・里山等自然保育事業費補助金	23,402
		自然に学び、遊びきれ、とりっこ事業補助金	1,213
		鳥取砂丘こどもの国GW渋滞対策負担金	2,028
		鳥取県子ども・子育て支援交付金	641,976
		鳥取県放課後児童健全育成事業費交付金	4,504
		子ども・子育て支援施設整備交付金	21,566
		保育士養成施設に対する就職促進支援事業補助金	260
		鳥取県保育対策総合支援事業費補助金	53,996
		潜在保育士等就職奨励金支給事業補助金	610
		県外学生保育施設就職奨励金支給事業補助金	1,000
鳥取県保育士資格・幼稚園教諭免許状取得支援事業補助金		1,950	
鳥取県保育士就職準備金等貸付事業補助金	3,604		
鳥取短期大学（幼児教育保育学科）教育充実支援事業補助金	3,177		
鳥取県保育所保育士等研修会開催事業補助金	750		

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助 及び交付金	保育料無償化等子育て支援事業補助金	198,323
	中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業補助金	52,264
	子育てのための施設等利用給付県負担金	34,844
	子どものための教育・保育給付費県負担金・補助金	2,838,541
	保育士等配置促進事業費補助金	193,794
	病児・病後児保育普及促進事業費補助金	4,477
	子ども・子育て支援設整備交付金	15,395
	子育て応援市町村交付金	45,228
	おうちで子育てサポート事業交付金	31,887
	教育・保育施設等における安全・安心推進事業費補助金	9,026
	鳥取県子育て応援駐車場整備促進事業補助金	10,000
	鳥取県災害遺児手当支給事業費補助金	594
	セカンドステップ研修負担金	40
	全国児童相談所長会負担金	42
	安全運転管理者協議会費	20
	鳥取県児童養護施設協議会補助事業	5,650
	鳥取県児童養護施設等処遇向上対策事業費補助金	24,696
	鳥取県乳児院等医療機関連携強化事業補助金	11,385
	鳥取県母子生活支援施設強化事業費補助金	1,707
	鳥取県自立援助ホーム体制機能強化事業補助金	14,112
	鳥取県自立援助ホーム夜間業務等体制強化事業費補助金	16,620
	鳥取県ファミリーホーム体制強化事業補助金	12,465
	鳥取県児童養護施設等の職員人材確保事業費補助金	414
	鳥取県児童養護施設等職員の資質向上研修事業費補助金	3,772
	鳥取県児童養護施設等におけるICT化推進事業費補助金	831
	鳥取県児童家庭支援センター運営事業費補助金	51,408
	鳥取県児童養護施設入所児童交流事業費補助金	445
	鳥取県児童福祉啓発事業費補助金	400
	鳥取県児童養護施設等入所児童自立支援事業費補助金	4,800
	鳥取県児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業補助金	838
鳥取県施設入所児童等保証人支援事業補助金	200	

節 の 明 細

項		目	金額（千円）等	
	負担金、補助 及び交付金	鳥取県里親会補助金	601	
		子どもの家庭養育推進官民協議会	30	
		鳥取県子どもの権利学習支援事業補助金	593	
		こども家庭センター設置等事業費補助金	29,995	
		障がい児者在宅生活支援事業補助金	10,722	
		鳥取県ペアレントメンター相談事業補助金	160	
		NICU等からの地域移行支援事業補助金	600	
		医療的ケア児訪問看護師育成支援事業補助金	880	
		重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業補助金	21,500	
		訪問型レスパイト支援モデル事業補助金	200	
		医療型ショートステイ利用促進モデル事業補助金	1,300	
		鳥取県医療的ケア児等送迎支援事業費補助金	15,600	
		自立支援医療（育成医療）費負担金	3,457	
		鳥取県障害児通所給付費等負担金	443,712	
		児童発達支援センター利用者負担金軽減事業費補助金	606	
		鳥取県新生児聴覚検査体制整備事業補助金	3,600	
		償還金、利子 及び割引料	鳥取県安心こども基金積立金	496,265
		積立金	鳥取県安心こども基金積立金	10,049
	2目	児童措置費		
		負担金、補助 及び交付金	児童手当支給事業費負担金	1,074,353
児童措置費負担金			59,670	
鳥取県入所児童への入院支援事業費補助金			452	
3目	母子福祉費			
	負担金、補助 及び交付金	鳥取県ひとり親家庭学習支援事業（送迎支援を除く）補助金	9,684	
		鳥取県ひとり親家庭学習支援事業（送迎支援部分）補助金	252	
		鳥取県ひとり親家庭等交流支援事業費補助金	3,093	
		鳥取県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金	795	
		鳥取県面会交流支援事業補助金	240	
	繰出金	鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付金事業特別会計繰出金	2,528	
5目	児童福祉施設費			
	報酬	喜多原学園嘱託医師	2人	

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等	
	報酬	皆成学園嘱託医師	3人
		院内保育業務委託業者選定委員会委員	2人
		鳥取療育園費嘱託医師	4人
		中部療育園費医師	1人
		中部療育園費嘱託医師	1人
	負担金、補助 及び交付金	ICTを活用したこどもの見守り支援事業	800
		登園管理システム導入支援事業	2,800
		鳥取県次世代育成支援対策施設整備費補助金	145,991
		全国児童自立支援施設協議会負担金	76
		中国地区児童自立支援施設協議会負担金	39
		鳥取県児童福祉入所施設協議会負担金	18
		全日本少年野球連盟負担金	5
		中国少年野球大会負担金	20
		中国女子児童バレーボール大会負担金	10
		中国少年駅伝マラソン大会負担金	10
		鳥取県知的障害者福祉協会団体会費	36
		日本知的障害者福祉協会費	40
		中国地区知的障害関係施設長会議施設負担金	3
		中国・四国地区知的障害関係職員研究協議会施設負担金	3
		中国地区知的障害者福祉協会発達支援部会児童施設分科会施設長会 会費	5
		鳥取県児童福祉入所施設協議会費	21
		倉吉地区安全運転管理者協議会費	30
		鳥取県病院協会西部支部事務長会会費	5
		全国肢体不自由児施設運営協議会負担金	200
		鳥取県医師会負担金	250
		鳥取県病院協会負担金	18
		鳥取県児童福祉入所施設協議会負担金	19
西日本肢体不自由施設運営協議会負担金	50		
おしどりネット負担金	720		
米子地区防火安全協会負担金	9		
米子市社会福祉協議会負担金	5		

節 の 明 細

項 目			金額（千円）等	
		負担金、補助 及び交付金	鳥取大学関連病院長協議会負担金	20
			全国自治体病院協議会負担金	75
			全国児童発達支援連絡協議会会費	20
			日本重症心身障害福祉協会負担金	159
			鳥取県西部歯科医師会会費	204
			全国重症心身障害児日中活動支援協議会	10
			米子地区安全運転運行管理者協議会	10
			中国四国地区重症心身障害児施設連絡協議会	10
			西日本重症心身障害児施設協議会	10
			障害者相談支援全国連絡協議会	20
			全国児童発達支援協議会会費	20
			鳥取市社会福祉協議会会費	10
			全国自治体病院協議会会費	30
			障害児・者相談支援事業全国連絡協議会	20
			安全運転運行管理者協議会会費	10
			中央病院併任PT負担金	2,254
			倉吉市社会福祉協議会会費	3
			全国児童発達支援協議会会費	20
			鳥取県中部医師会会費	162
			障害者相談支援事業全国連絡協議会費	20
全国自治体病院協議会負担金	30			
4 款 衛生費				
1 項 公衆衛生費				
1 目 公衆衛生総務費				
	報酬	会計年度任用職員	1人	
	給料	一般職員	3人	
5 目 母子衛生費				
	負担金、補助 及び交付金	鳥取県母性衛生学会会費	2	
		鳥取県未熟児養育事業負担金	5,236	
		鳥取県不妊検査費助成金	1,534	
		鳥取県不育症検査費助成金	60	
		鳥取県不妊治療費助成金	27,540	
		鳥取県産後ケア施設・設備整備事業補助金	6,000	

節 の 明 細

項 目			金額（千円）等	
		負担金、補助及び交付金	出産・子育て応援交付金	68,363
			遠方の分娩取扱施設で出産する妊婦への交通費等支援	1,000
			鳥取県産後ケア利用料無償化事業補助金	6,000
	7目	難病対策費		
		報酬	鳥取県小児慢性特定疾病審査会委員	3人
		負担金、補助及び交付金	鳥取県小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費補助金	512
			鳥取市保健所健康支援業務負担金（小児慢性特定疾病対策事業）	8,417
			診療報酬審査支払手数料負担金	36
			小児慢性特定疾病交通費助成事業費補助金	1,000
			小児慢性特定疾患児童等長期入院時付添支援事業補助金	2,970

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備考
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
							国庫支出金	地方債	その他		
令和6年度 「シン・子育て王国とっとり」 保育人材確保強化事業	子育て王国課	千円 12,418		千円	令和7年度	千円 12,418	千円 6,209	千円	千円	千円 6,209	保育士資格取得のための受講料及び代替職員雇上費に対する助成
令和6年度 こどもの国管理運営費	子育て王国課	38,664			令和7年度から 令和10年度まで	38,664				38,664	こどもの国の指定管理料
令和6年度 退所児童等アフターケア 事業補助	家庭支援課	補助金総額9,000千円を限度として、令和6年度に交付決定した額から令和6年度に交付した額を差し引いた額			令和7年度から 令和36年度まで	限度額に 同じ				限度額に 同じ	退所児童の身元保証・連帯保証人となった施設長に対する弁済経費に対する支援
令和6年度 子ども発達支援課管理 運営費	子ども発達支援課	1,683			令和7年度から 令和9年度まで	1,683				1,683	障害児施設給付費等管理システムの保守業務
令和6年度 総合療育センター費	子ども発達支援課	321			令和7年度から 令和9年度	321			321		セントラルモニタ保守点検業務
令和6年度 私立学校施設整備費補助金	総合教育推進課	1,771			令和7年度から 令和16年度まで	1,771				1,771	施設整備のための借入に対する利子補助

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				備考
			期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源	
							国庫支出金	地方債	その他		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
平成27年度 私立学校振興資金利子補助	子育て王国課	16,705	平成28年度から 令和5年度まで	12,349	令和6年度から 令和7年度まで	4,356				4,356	
平成30年度 私立学校振興資金利子補助	子育て王国課	7,827	令和元年度から 令和5年度まで	4,577	令和6年度から 令和10年度まで	3,250				3,250	
令和4年度 私立幼稚園等施設整備費補助金	子育て王国課	16,654	令和5年度	2,060	令和6年度から 令和14年度まで	14,594				14,594	
令和2年度 子育て王国とっとり推進事業	子育て王国課	12,122	令和3年度から 令和5年度まで	7,666	令和6年度から 令和7年度まで	3,864				3,864	子育て王国とっとりサイトの運用保守業務委託
令和4年度 子育て王国未来応援事業	子育て王国課	33,561	令和5年度	6,370	令和6年度から 令和9年度まで	27,191	4,147			23,044	子育て王国アプリ及び子ども専用ウェブサイト運用保守業務委託
令和5年度 私立幼稚園等施設整備費補助金	子育て王国課	12,166			令和6年度から 令和15年度まで	12,166				12,166	施設整備のための借入に対する利子補助
令和5年度 こどもの国管理運営費	子育て王国課	435,510			令和6年度から 令和10年度まで	435,510				435,510	こどもの国の指定管理料
平成25年度 施設入所児童等保証人支援事業補助	家庭支援課	5,500	平成26年度から 令和5年度まで	0	令和6年度から 令和25年度まで	5,500				5,500	
平成28年度 施設入所児童等保証人支援事業補助	家庭支援課	3,300	平成29年度から 令和5年度まで	200	令和6年度から 令和28年度まで	3,100				3,100	
令和5年度 退所児童等アフターケア事業補助	家庭支援課	補助金総額 5,500千円を限度として、令和5年度に交付決定した額から令和5年度に交付した額を差し引いた額			令和6年度から 令和35年度まで	限度額に 同じ				限度額に 同じ	退所児童の身元保証・連帯保証人となった施設長に対する弁済経費に対する支援
令和2年度 児童相談所費	家庭支援課	7,700	令和3年度から 令和5年度まで	4,590	令和6年度から 令和7年度まで	3,060				3,060	児童相談システム運用保守業務委託
令和5年度 一時保護所費	家庭支援課	51,876			令和6年度から 令和8年度まで	51,876				51,876	給食調理業務委託
令和3年度 児童扶養手当支給事業	家庭支援課	2,532	令和4年度から 令和5年度まで	1,266	令和6年度から 令和7年度まで	1,266				1,266	児童扶養手当システム運用保守業務委託
令和4年度 ひとり親家庭生活支援事業	家庭支援課	1,605	令和5年度	535	令和6年度から 令和7年度まで	1,070	534			536	ひとり親家庭等支援サイト業務委託
令和5年度 婦人相談所一時保護所費	家庭支援課	10,209			令和6年度から 令和8年度まで	10,209				10,209	給食調理業務委託
令和2年度 福祉相談センター管理運営費	家庭支援課	17,040	令和3年度から 令和5年度まで	12,510	令和6年度から 令和7年度まで	242				242	清掃業務委託等
令和3年度 福祉相談センター管理運営費	家庭支援課	1,020	令和4年度から 令和5年度まで	508	令和6年度から 令和7年度まで	509				509	監視カメラの買貴借
令和5年度 福祉相談センター管理運営費	家庭支援課	26,265			令和6年度から 令和8年度まで	26,265				26,265	庁舎等清掃業務委託及び構内植栽管理業務委託
令和5年度 喜多原学園管理運営費	家庭支援課	54,990			令和6年度から 令和8年度まで	54,990				54,990	給食調理業務委託
令和3年度 福祉保健部(子ども発達支援課)管理運営費	子ども発達支援課	798	令和4年度から 令和5年度まで	330	令和6年度から 令和8年度まで	468				468	「児童福祉法及び障害者総合支援法請求システム」の保守委託に係る経費

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備考
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
							国庫支出金	地方債	その他		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
令和2年度 オンライン資格確認に係る療 育機関電子カルテシステム整 備事業	子ども発達 支援課	36,392	令和3年度から 令和5年度まで	26,910	令和6年度から 令和8年度まで	9,482				9,482	
令和2年度 総合療育センター費	子ども発達 支援課	146,030	令和3年度から 令和5年度まで	141,258	令和6年度から 令和7年度まで	2,416				2,416	施設設備保守等委託 等に係る経費
令和3年度 総合療育センター費	子ども発達 支援課	75,575	令和4年度から 令和5年度まで	40,818	令和6年度から 令和8年度まで	26,759				26,759	施設設備保守等委託 等に係る経費
令和4年度 総合療育センター費	子ども発達 支援課	108,502	令和5年度	44,756	令和6年度から 令和7年度まで	60,019				60,019	医療事務業務委託等 に係る経費
令和5年度 総合療育センター費	子ども発達 支援課	176,657			令和6年度から 令和11年度まで	176,657				176,657	・モニタリングシステム 保守委託 ・給食調理業務委託 ・医療用画像情報シス テムサーバー及び参 照用ビューワ総合保守 業務委託 ・換気衛生設備保守点 検業務委託変更 ・施設警備業務 ・医療ガス設備保守業 務 ・一般X線撮影装置保 守業務 ・カーテンレース及びク リーニング委託業務
令和5年度 鳥取療育園費	子ども発達 支援課	21,905			令和6年度から 令和8年度まで	21,905				21,905	オンライン資格認証 カードリーダーの保守委 託
令和5年度 中部療育園費	子ども発達 支援課	86			令和6年度から 令和8年度まで	86				86	オンライン資格認証 カードリーダーの保守委 託
令和5年度 電子カルテ等医療情報シス テム更新事業	子ども発達 支援課	100,525			令和6年度から 令和10年度まで	75,240				75,240	総合療育センターの電 子カルテ等医療情報シ ステム保守業務
令和5年度 皆成学園費	子ども発達 支援課	116,619			令和6年度から 令和8年度まで	116,619				116,619	給食調理業務委託
平成28年度 私立学校振興資金利子補助	総合教育推 進課	17,423	平成29年度から 令和5年度まで	15,231	令和6年度から 令和8年度まで	2,192				2,192	
令和元年度 私立学校振興資金利子補助 (鳥取敬愛高等学校)	総合教育推 進課	22,047	令和2年度から 令和5年度まで	10,515	令和6年度から 令和11年度まで	10,902				10,902	
令和元年度 私立学校振興資金利子補助 (倉吉北高等学校柔道場)	総合教育推 進課	5,315	令和2年度から 令和5年度まで	1,553	令和6年度から 令和10年度まで	1,429				1,429	
令和元年度 私立学校振興資金利子補助 (倉吉北高等学校第二体育 館)	総合教育推 進課	3,653	令和2年度から 令和5年度まで	1,905	令和6年度から 令和10年度まで	1,745				1,745	
令和元年度 私立学校振興資金利子補助 (米子北高等学校)	総合教育推 進課	1,472	令和2年度から 令和5年度まで	707	令和6年度から 令和10年度まで	546				546	
令和2年度 私立学校施設整備費補助金	総合教育推 進課	88,375	令和3年度から 令和5年度まで	31,690	令和6年度から 令和12年度まで	56,676				56,676	施設整備のための借 入に対する利子補助
令和3年度 私立学校施設整備費補助金	総合教育推 進課	65,759	令和4年度から 令和5年度まで	15,980	令和6年度から 令和12年度まで	48,129				48,129	施設整備のための借 入に対する利子補助
令和5年度 私立学校施設整備費補助金	総合教育推 進課	17,638			令和6年度から 令和15年度まで	17,632				17,632	施設整備のための借 入に対する利子補助

議案第6号

令和6年度鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計当初予算

議 案 説 明 資 料 総 括 表

子ども家庭部(単位:千円)

課 名	本 年 度	前 年 度	比 較	財源内訳				備 考
				国庫支出金	繰入金	そ の 他	事業収入	
(特別会計) 家庭支援課	84,587	65,571	19,016		2,528	(貸付金元利収入) 36,128 (雑入) 45 (繰越金) 45,886		
特別会計 合 計	84,587	65,571	19,016		2,528	82,059		

令和6年度鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出当初予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	節		説明	
						区分	金額 千円		
1 繰入金			2,528	2,518	10				
	1 一般会計繰入金		2,528	2,518	10				
		1 一般会計繰入金		2,528	2,518	10	1 一般会計繰入金	2,528	
2 繰越金			45,886	36,012	9,874				
	1 繰越金		45,886	36,012	9,874				
		1 繰越金		45,886	36,012	9,874	1 前年度繰越金	45,886	
3 諸収入			36,173	27,041	9,132				
	1 貸付金元利収入		36,128	26,991	9,137				
		1 母子父子寡婦福祉 資金貸付金元利収入		36,128	26,991	9,137	1 母子父子寡婦福祉 資金貸付金元利収入	36,128	
	2 雑入		45	50	△5				
		1 雑入		45	50	△5	1 雑入	45	
	県預金利子		0	0	0				
		県預金利子		0	0	0	県預金利子	0	
歳入合計			84,587	65,571	19,016				

歳 出

款	項	目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
						国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	区分	金額	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		84,587	65,571	19,016		2,528	82,059				
		1	84,587	65,571	19,016		2,528	82,059				
		1	84,587	65,571	19,016		2,528	82,059		7 報償費	10	母子父子寡婦福祉資金貸付金
								8 旅費(普通旅費)	35			
								8 旅費(特別旅費)	6			
								10 需用費	62			
								11 役務費	387			
								12 委託料	1,782			
								13 使用料及び賃借料	309			
								20 貸付金	36,110			
								22 償還金、利子及び割引料	30,625			
								27 繰出金	15,261			
歳 出 合 計			84,587	65,571	19,016		2,528	82,059				

令和6年度母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計当初予算説明資料

1 款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

1 項 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

家庭支援課（内線：7869）

1 目 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	〔債務負担行為〕 71,592	〔債務負担行為〕 63,516	〔債務負担行為〕 8,076			〔債務負担行為〕 71,592 < (貸付金元利収入) 36,128 (雑入) 45 (繰越金) 45,886> 82,059	繰入金 2,528	
	84,587	65,571	19,016					
トータルコスト	130,755千円（前年度 111,573千円） [正職員：5.9人]							
主な業務内容	資金の貸付、償還金の徴収、関係機関との連絡調整							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

ひとり親家庭の親及び寡婦に対し、その経済的自立の援助と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進するため、修学資金等の資金の貸付を実施する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
貸付金	母子父子寡婦福祉資金貸付金 ・修学資金 29,713千円 ・就学支度資金 5,390千円 他	36,110
事務費	・貸付審査に要する調査指導経費 ・償還督促、償還促進を行うための指導・調査等に係る経費	2,591
国への償還金		30,625
一般会計への操出金		15,261
合計		84,587

【債務負担行為】 令和7年度～11年度：71,592千円（就学資金等貸付金）

3 事業目標・取組状況・改善点

ひとり親家庭及び寡婦に、必要な貸付けを行った。

【近年の新規貸付実績】

年度	貸付件数	貸付金額
令和2年度	34件	19,596千円
令和3年度	40件	22,727千円
令和4年度	39件	21,249千円

※鳥取市の中核市移行に伴う事務移譲により、鳥取市在住者分を除く。

令和6年度 鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出事項別明細書（子ども家庭部）

（単位：千円）

款 項 目 節	1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		
		1項 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	
		1目 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	
1 報 酬			
2 給 料			
3 職 員 手 当 等			
4 共 済 費			
5 災 害 補 償 費			
6 恩 給 及 び 退 職 年 金			
7 報 償 費	10	10	10
8 旅 費	41	41	41
費 用 弁 償			
普 通 旅 費	35	35	35
特 別 旅 費	6	6	6
9 交 際 費			
10 需 用 費	62	62	62
11 役 務 費	387	387	387
12 委 託 料	1,782	1,782	1,782
13 使用料 及び 賃借料	309	309	309
14 工 事 請 負 費			
15 原 材 料 費			
16 公 有 財 産 購 入 費			
17 備 品 購 入 費			
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金			
19 扶 助 費			
20 貸 付 金	36,110	36,110	36,110
21 補 償、補 填 及 び 賠 償 金			
22 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料	30,625	30,625	30,625
23 投 資 及 び 出 資 金			
24 積 立 金			
25 寄 付 金			
26 公 課 費			
27 繰 出 金	15,261	15,261	15,261
予 備 費			
計	84,587	84,587	84,587
財 国 庫 支 出 金			
源 繰 入 金	2,528	2,528	2,528
内 そ の 他	82,059	82,059	82,059
訳 事 業 収 入			

節 の 明 細

項	目	金額（千円）等
1 款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		
1 項 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		
1 目 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		
貸付金	母子父子寡婦福祉資金貸付金	36,110

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	課 名	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
							国庫支出金	地方債	その他		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度 修学資金等貸付金	家庭支援課	71,592			令和7年度から 令和11年度まで	71,592			71,592		

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	課 名	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
			期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源 千円	
							国庫支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円		
令和2年度 修学資金等貸付金	家庭支援 課	70,308	令和3年度から 令和5年度まで	33,227	令和6年度から 令和7年度まで	3,780			3,780		
令和3年度 修学資金等貸付金	家庭支援 課	62,772	令和4年度から 令和5年度まで	7,425	令和6年度から 令和8年度まで	4,992			4,992		
令和4年度 修学資金等貸付金	家庭支援 課	85,158	令和5年度	9,085	令和6年度から 令和9年度まで	11,522			11,522		
令和4年度 母子父子寡婦福祉資 金貸付償還システム 構築事業(保守運用 業務)	家庭支援 課	8,925	令和5年度	1,782	令和6年度から 令和9年度まで	7,128			7,128		
令和5年度 修学資金等貸付金	家庭支援 課	63,516			令和6年度から 令和10年度まで	63,516			63,516		

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における 現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高	前年度現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
母子父子寡婦福祉資金貸付金	千円 148,530	千円 124,953	千円 0	千円 0	千円 124,953

条 例 名 等	子育て王国とっとり条例の一部を改正する条例								
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 子育て支援等に関する施策を拡充するとともに、こども基本法が施行され、国においてこども大綱が策定されたこと等を踏まえ、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 県が推進する子育て支援等に関する施策に次に掲げる施策等を加える。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">施策の主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>きずなを強め地域みんなで取り組む子育てを支援する施策</td> <td> 1 子どもが犯罪や交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、地域社会全体で子どもを見守り、子どもが健全に育つ環境を整えること。 2 多様性が尊重され、全ての子どもが孤立することなく社会に自らの居場所を得られるよう、必要な支援を行うこと。 </td> </tr> <tr> <td>子どもの発達の程度に応じて自立を支援する施策</td> <td> 1 子どもの意見を聴く機会を十分に確保するとともに、子どもが権利の主体としてその意見が尊重される環境の整備を図ること。 2 子どもの非行を防止し、また、非行からの立ち直りを支援すること。 3 子どもが職業生活を順調に始められるようキャリア教育や雇用機会の確保を図ること。 </td> </tr> <tr> <td>特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する施策</td> <td> 1 不登校、中途退学、いじめ被害、ひきこもり又は大人と同様の家事、家族の介護等その他の困難を抱える子どもに対して必要な支援を行うこと。 2 子どもの自死を防ぐために必要な支援を行うこと。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) その他所要の規定の整備を行う。 (3) 施行期日等 ア 施行期日は、公布の日とするイに関する事項を除き、令和6年4月1日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。</p>	区分	施策の主な内容	きずなを強め地域みんなで取り組む子育てを支援する施策	1 子どもが犯罪や交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、地域社会全体で子どもを見守り、子どもが健全に育つ環境を整えること。 2 多様性が尊重され、全ての子どもが孤立することなく社会に自らの居場所を得られるよう、必要な支援を行うこと。	子どもの発達の程度に応じて自立を支援する施策	1 子どもの意見を聴く機会を十分に確保するとともに、子どもが権利の主体としてその意見が尊重される環境の整備を図ること。 2 子どもの非行を防止し、また、非行からの立ち直りを支援すること。 3 子どもが職業生活を順調に始められるようキャリア教育や雇用機会の確保を図ること。	特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する施策	1 不登校、中途退学、いじめ被害、ひきこもり又は大人と同様の家事、家族の介護等その他の困難を抱える子どもに対して必要な支援を行うこと。 2 子どもの自死を防ぐために必要な支援を行うこと。
区分	施策の主な内容								
きずなを強め地域みんなで取り組む子育てを支援する施策	1 子どもが犯罪や交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、地域社会全体で子どもを見守り、子どもが健全に育つ環境を整えること。 2 多様性が尊重され、全ての子どもが孤立することなく社会に自らの居場所を得られるよう、必要な支援を行うこと。								
子どもの発達の程度に応じて自立を支援する施策	1 子どもの意見を聴く機会を十分に確保するとともに、子どもが権利の主体としてその意見が尊重される環境の整備を図ること。 2 子どもの非行を防止し、また、非行からの立ち直りを支援すること。 3 子どもが職業生活を順調に始められるようキャリア教育や雇用機会の確保を図ること。								
特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する施策	1 不登校、中途退学、いじめ被害、ひきこもり又は大人と同様の家事、家族の介護等その他の困難を抱える子どもに対して必要な支援を行うこと。 2 子どもの自死を防ぐために必要な支援を行うこと。								

子育て王国とっとり条例の一部を改正する条例

子育て王国とっとり条例（平成26年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前																							
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、<u>心身の発達の過程</u>にある者をいう。</p> <p>2～4 略</p> <p>(子育て支援等推進計画)</p> <p>第11条 知事は、子育て支援等に関する施策が総合的かつ着実に推進されるよう、施策の内容、実施方法等を示す<u>計画</u>（以下「<u>子育て支援等推進計画</u>」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 知事は、<u>子育て支援等推進計画</u>を策定するときは、必要に応じて、子育て王国とっとり会議及び<u>鳥取県青少年問題協議会（鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号）第1条の規定により設置された鳥取県青少年問題協議会をいう。）</u>の意見を聴くものとする。</p>		<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、<u>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間</u>にある者をいう。</p> <p>2～4 略</p> <p>(子育て王国とっとり推進指針)</p> <p>第11条 知事は、子育て支援等に関する施策が総合的かつ着実に推進されるよう、施策の内容、実施方法等を示す<u>子育て王国とっとり推進指針</u>（以下「<u>推進指針</u>」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 知事は、<u>推進指針</u>を策定するときは、必要に応じて、子育て王国とっとり会議の意見を聴くものとする。</p>																							
別表（第10条関係）		別表（第10条関係）																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施策の主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>希望のかなう</td> <td>1～3 略</td> </tr> <tr> <td>結婚、妊娠及び出産を支援する施策</td> <td>4 妊産婦及び乳幼児の保健及び医療並びに<u>出産後の保健指導、育児に関する相談その他の援助に係る体制の充実、子どもの病気の予防、早期発見及び治療の支援、小児医療費等の助成等により、安全かつ安心な妊娠、出産及び子育てができる保健及び医療の整備を図ること。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 略</td> </tr> <tr> <td>安心に満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策</td> <td>1～3 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び児童発達支援を提供している施設（以下「<u>保育所等</u>」という。）において、発</td> </tr> </tbody> </table>	区分	施策の主な内容	希望のかなう	1～3 略	結婚、妊娠及び出産を支援する施策	4 妊産婦及び乳幼児の保健及び医療並びに <u>出産後の保健指導、育児に関する相談その他の援助に係る体制の充実、子どもの病気の予防、早期発見及び治療の支援、小児医療費等の助成等により、安全かつ安心な妊娠、出産及び子育てができる保健及び医療の整備を図ること。</u>		5 略	安心に満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策	1～3 略		4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び児童発達支援を提供している施設（以下「 <u>保育所等</u> 」という。）において、発	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施策の主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>希望のかなう</td> <td>1～3 略</td> </tr> <tr> <td>結婚、妊娠及び出産を支援する施策</td> <td>4 妊産婦及び乳幼児の保健及び医療に係る体制の充実、子どもの病気の予防、早期発見及び治療の支援、小児医療費等の助成等により、安全かつ安心な妊娠、出産及び子育てができる保健及び医療の整備を図ること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 略</td> </tr> <tr> <td>安心に満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策</td> <td>1～3 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び児童発達支援又は<u>医療型児童発達支援</u>を提供している施設（以下「<u>保育所</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	施策の主な内容	希望のかなう	1～3 略	結婚、妊娠及び出産を支援する施策	4 妊産婦及び乳幼児の保健及び医療に係る体制の充実、子どもの病気の予防、早期発見及び治療の支援、小児医療費等の助成等により、安全かつ安心な妊娠、出産及び子育てができる保健及び医療の整備を図ること。		5 略	安心に満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策	1～3 略		4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び児童発達支援又は <u>医療型児童発達支援</u> を提供している施設（以下「 <u>保育所</u>
区分	施策の主な内容																								
希望のかなう	1～3 略																								
結婚、妊娠及び出産を支援する施策	4 妊産婦及び乳幼児の保健及び医療並びに <u>出産後の保健指導、育児に関する相談その他の援助に係る体制の充実、子どもの病気の予防、早期発見及び治療の支援、小児医療費等の助成等により、安全かつ安心な妊娠、出産及び子育てができる保健及び医療の整備を図ること。</u>																								
	5 略																								
安心に満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策	1～3 略																								
	4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び児童発達支援を提供している施設（以下「 <u>保育所等</u> 」という。）において、発																								
区分	施策の主な内容																								
希望のかなう	1～3 略																								
結婚、妊娠及び出産を支援する施策	4 妊産婦及び乳幼児の保健及び医療に係る体制の充実、子どもの病気の予防、早期発見及び治療の支援、小児医療費等の助成等により、安全かつ安心な妊娠、出産及び子育てができる保健及び医療の整備を図ること。																								
	5 略																								
安心に満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策	1～3 略																								
	4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び児童発達支援又は <u>医療型児童発達支援</u> を提供している施設（以下「 <u>保育所</u>																								

	<p>達段階に応じた基本的な知識及び技能を習得させ、それらを活用できる思考力、判断力、表現力等を育成する取組を充実させること。</p> <p>5～9 略</p>
略	
<p>きずなを強め地域みんなで取り組む子育てを支援する施策</p>	<p>1～6 略</p> <p><u>7 子どもが犯罪や交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、地域社会全体で子どもを見守り、子どもが健全に育つ環境を整えること。</u></p> <p><u>8 多様性が尊重され、全ての子どもが孤立することなく社会に自らの居場所を得られるよう、必要な支援を行うこと。</u></p>
<p>子どもの発達 の程度に応じて自立を支援する施策</p>	<p>1 子どもの意見を聞く機会を十分に確保するとともに、子どもが権利の主体としてその意見が尊重される環境の整備を図ること。</p> <p>2 子どもの非行を防止し、また、非行からの立ち直りを支援すること。</p> <p>3 子どもが職業生活を順調に始められるようキャリア教育や雇用機会の確保を図ること。</p>
<p>特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する施策</p>	<p>1 略</p> <p>2 保護者がいない又は保護者に養育させることが適当でない<u>と認められる子どもの社会的養護並びに社会的自立の支援及び援助を行うこと。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>6 <u>不登校、中途退学、いじめ被害、ひきこもり又は大人と同様の家事、家族の介護等その他の困難を抱える子どもに対して必要な支援を行うこと。</u></p> <p><u>7 子どもの自死を防ぐために</u></p>

	<p>等」という。)において、発達段階に応じた基本的な知識及び技能を習得させ、それらを活用できる思考力、判断力、表現力等を育成する取組を充実させること。</p> <p>5～9 略</p>
略	
<p>きずなを強め地域みんなで取り組む子育てを支援する施策</p>	<p>1～6 略</p>
<p>子どもの発達 の程度に応じて自立を支援する施策</p>	<p>1 子どもの意見を聞く機会を十分に確保するとともに、子どもが権利の主体としてその意見が尊重される環境の整備を図ること。</p> <p>2 子どもの非行を防止し、また、非行からの立ち直りを支援すること。</p> <p>3 子どもが職業生活を順調に始められるようキャリア教育や雇用機会の確保を図ること。</p>
<p>特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する施策</p>	<p>1 略</p> <p>2 保護者がいない又は保護者に養育させることが適当でない<u>と認められる子どもの社会的自立の支援及び援助を行うこと。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>6 <u>不登校、ひきこもり等の困難を抱える子どもに対して必要な支援を行うこと。</u></p>

	<u>必要な支援を行うこと。</u>		
--	--------------------	--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 知事は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の子育て王国とっとり条例第11条第1項の規定の例により、子育て支援等推進計画を定めることができる。この場合において、知事は、同条第2項の規定の例により、子育て王国とっとり会議及び鳥取県青少年問題協議会の意見を聴くことができる。

3 前項の規定により定められた子育て支援等推進計画は、施行日において、第11条第1項の規定により定められた子育て支援等推進計画とみなす。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県婦人保護施設に関する条例の一部を改正する条例</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が制定され、婦人保護施設が女性自立支援施設に改められること等に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 婦人保護施設の名称を、女性自立支援施設に改める等所要の規定の整備を行う。 (2) 女性自立支援施設の居室の定員を原則1人(現行 4人以下)とする等施設の設備及び運営に関する基準を改める。 (3) 施行期日は、令和6年4月1日とする。</p>

鳥取県婦人保護施設に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県婦人保護施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第80号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p><u>鳥取県女性自立支援施設に関する条例</u></p>	<p><u>鳥取県婦人保護施設に関する条例</u></p>								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、<u>女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）第12条第1項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 <u>女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>女性自立支援施設は、入所者の支援についての評価の結果等を踏まえ、その向上を図るよう努めなければならない。</u></p> <p>(女性自立支援施設の設備及び運営の基準)</p> <p>第3条 <u>女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準は、別表のとおりとする。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準は、女性自立支援施設の目的を達成するために必要な事項について、支援の向上に配慮して規則で定める。</u></p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">職員の配置</td> <td> <p>1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、<u>入所者の支援に支障がない場合</u>として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>入所者の自立支援（法第12条第1項に規定する自立支援をい</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	職員の配置	<p>1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、<u>入所者の支援に支障がない場合</u>として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>入所者の自立支援（法第12条第1項に規定する自立支援をい</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、<u>婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 <u>婦人保護施設は、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、利用者に対し、社会において自立した生活を送るための支援を含め、適切な処遇を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>婦人保護施設は、利用者の処遇についての評価の結果等を踏まえ、その向上を図るよう努めなければならない。</u></p> <p>(婦人保護施設の設備及び運営の基準)</p> <p>第3条 <u>婦人保護施設の設備及び運営に関する基準は、別表のとおりとする。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>婦人保護施設の設備及び運営に関する基準は、婦人保護施設の目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。</u></p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">職員の配置</td> <td> <p>1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、<u>利用者の処遇に支障がない場合</u>として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>利用者を指導する職員</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	職員の配置	<p>1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、<u>利用者の処遇に支障がない場合</u>として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>利用者を指導する職員</u></p>
項目	基準								
職員の配置	<p>1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、<u>入所者の支援に支障がない場合</u>として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>入所者の自立支援（法第12条第1項に規定する自立支援をい</u></p>								
項目	基準								
職員の配置	<p>1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、<u>利用者の処遇に支障がない場合</u>として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>利用者を指導する職員</u></p>								

	<p>う。)を行う職員</p> <p>(3) <u>栄養士又は調理員</u></p> <p>(4) <u>看護師又は心理療法担当職員</u></p> <p>(5) <u>事務員</u></p> <p>(6) 略</p> <p>2 職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、<u>入所者の支援</u>に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p>		<p>(3) 調理員</p> <p>(4) 略</p> <p>2 職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、<u>利用者の処遇</u>に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p>
設備	<p>1 <u>入所者</u>の日常生活のために使用しない附属の建物を除き、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）とすること。ただし、平屋建てで規則で定める要件を満たすものにあつては、この限りでない。</p> <p>2 次に掲げる設備を設けること。ただし、<u>入所者の支援</u>に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>3 居室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 一の居室の定員は、原則として<u>1人</u>とすること。ただし、<u>入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、一の居室の定員を2人以上とすることができる。</u></p> <p>(2) 収納設備等を除き、<u>入所者</u>1人当たりの床面積をおおむね<u>9.9平方メートル</u>以上とすること。</p> <p>(3) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、<u>入所者の支援</u>に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p>	設備	<p>1 <u>利用者</u>の日常生活のために使用しない附属の建物を除き、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）とすること。ただし、平屋建てで規則で定める要件を満たすものにあつては、この限りでない。</p> <p>2 次に掲げる設備を設けること。ただし、<u>利用者の処遇</u>に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>3 居室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 一の居室の定員は、原則として<u>4人以下</u>とすること。</p> <p>(2) 収納設備等を除き、<u>利用者</u>1人当たりの床面積をおおむね<u>4.95平方メートル</u>以上とすること。</p> <p>(3) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、<u>利用者の処遇</u>に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p>
<u>入所者の支援等</u>	<p>1 <u>入所者の</u>個の尊厳を保ち、<u>心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向</u>を十分に踏まえた上で、</p>	<u>利用者</u>	<p>1 <u>利用者の</u>起床、就寝、食事、入浴<u>その他の日常生活に関する事項</u>について記載した規程を設けること。</p>

施設における基本的な共同生活の考え方を示すこと。

2 略

3 入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成すること。

4 入所者の支援について自己点検を行い、その結果を入所者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。

5 入所者の安全確保のため、設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の定期的な研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下この号において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずるとともに、職員に周知すること。また、安全計画は、定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

6 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画（以下この号において「非常災害計画」という。）を定めるとともに、当該非常災害計画を実行できるよう入所者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。

7 感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対して支援を継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この号及び次号において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

8 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。

2 略

3 利用者ごとに自立促進計画を作成し、それに基づいて、利用者の就労及び生活に関する指導及び援助を行うこと。

4 利用者の処遇について自己点検を行い、その結果を利用者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。

5 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるように利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。

9 略		6 略	
記録の作成及び保存	設備、職員、会計及び <u>入所者の支援の状況</u> に関する帳簿並びに事故等への対応の項第2号及び第4号の記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。	記録の作成及び保存	設備、職員、会計及び <u>利用者の処遇</u> に関する帳簿並びに事故等への対応の項第2号及び第4号の記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	<p>1 職員及び職員であった者が、<u>正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報</u>を漏らさないようにするために必要な措置を講ずること。</p> <p>2 <u>入所者の負傷、個人情報の漏えい</u>その他の事故が発生した場合は、速やかに県及び市町村に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 <u>入所者</u>からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、<u>支援</u>に関する苦情を受ける窓口の設置等の措置を講ずること。</p> <p>4・5 略</p>	事故等への対応	<p>1 職員及び職員であった者が、<u>利用者</u>又はその家族の個人情報^{を漏らさないようにするために必要な措置を講ずること。}</p> <p>2 <u>利用者の負傷、個人情報の漏えい</u>その他の事故が発生した場合は、速やかに県及び市町村に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 <u>利用者</u>からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、<u>処遇</u>に関する苦情を受ける窓口の設置等の措置を講ずること。</p> <p>4・5 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 里親支援センターの設備及び運営に関する基準を定める。</p> <p>(2) 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、自立支援計画の策定に当たっては、年齢、発達の状況その他の利用者の個々の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該利用者の意見又は意向を勘案して当該計画を策定するものとする。</p> <p>(3) 福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターが、児童発達支援センターに一元化されることに伴い、人員、設備及び運営に関する基準の整備を行う。</p> <p>(4) 福祉型障害児入所施設は、障害児 (15歳以上の者に限る。) が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営み、自立した日常生活又は社会生活へと移行できるよう支援する上で必要な事項を定めた計画を作成することとする。</p> <p>(5) 指定障害児通所支援事業者 (指定居宅訪問型児童発達支援事業者を除く。) は、利用者が児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂の推進に努めることとする。</p> <p>(6) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(7) 施行期日等</p> <p>ア 施行期日は、令和6年4月1日とする。</p> <p>イ 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第79号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 設備及び運営の基準(第7条—<u>第18条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 児童福祉施設は、明るく衛生的な環境の中で、児童福祉に関する素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導又は支援により、児童を心身ともに健やかで、社会に適応するように育成することを旨として運営しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(児童発達支援センターの設備及び運営の基準)</p> <p>第14条 児童発達支援センターの設備及び運営に関する基準は、別表第8のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>(児童家庭支援センターの設備及び運営の基準)</p> <p>第17条 略</p> <p><u>(里親支援センターの設備及び運営の基準)</u></p> <p><u>第18条 里親支援センターの設備及び運営に関する基準は、別表第12のとおりとする。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、里親支援センターの設備及び運営に関する基準は、里親支援センターの目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。</u></p> <p>別表第2(第8条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自立支援計画</td> <td>乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるよう、入所中の個々の乳幼児について、<u>年齢、</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	略		自立支援計画	乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるよう、入所中の個々の乳幼児について、 <u>年齢、</u>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 設備及び運営の基準(第7条—<u>第19条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 児童福祉施設は、明るく衛生的な環境の中で、児童福祉に関する素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、児童を心身ともに健やかで、社会に適応するように育成することを旨として運営しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(児童発達支援センターの設備及び運営の基準)</p> <p>第14条 児童発達支援センターの設備及び運営に関する基準は、<u>児童発達支援センターの区分に応じ、</u>別表第8のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>(児童家庭支援センターの設備及び運営の基準)</p> <p>第17条 略</p> <p>別表第2(第8条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自立支援計画</td> <td>乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるよう、入所中の個々の乳幼児について、乳幼児</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	略		自立支援計画	乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるよう、入所中の個々の乳幼児について、乳幼児
項目	基準												
略													
自立支援計画	乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるよう、入所中の個々の乳幼児について、 <u>年齢、</u>												
項目	基準												
略													
自立支援計画	乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるよう、入所中の個々の乳幼児について、乳幼児												

	<p>発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向、乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。</p>
略	

別表第3（第9条関係）

項目	基準
略	
自立支援計画	<p>母子が共に入所する施設の特性を活かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、入所中の個々の母子について、<u>年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、</u>母子それぞれの意見又は意向、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。</p>
略	

別表第6（第12条関係）

項目	基準
略	
自立支援計画	<p>児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援するよう、入所中の個々の児童について、<u>年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、</u>児童の意見又は意向、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。</p>
略	

別表第7（第13条関係）

1 福祉型障害児入所施設

項目	基準
----	----

	<p>やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。</p>
略	

別表第3（第9条関係）

項目	基準
略	
自立支援計画	<p>母子が共に入所する施設の特性を活かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。</p>
略	

別表第6（第12条関係）

項目	基準
略	
自立支援計画	<p>児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援するよう、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。</p>
略	

別表第7（第13条関係）

1 福祉型障害児入所施設

項目	基準
----	----

略	
設備	<p>1・2 略</p> <p>3 主として視覚に障がいのある児童が入所する施設には、第1号に掲げる設備のほか、次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>支援室</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>4 主として聴覚に障がいのある児童が入所する施設には、第1号に掲げる設備のほか、次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>支援室</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>5 主として肢体不自由のある児童が入所する施設には、第1号に掲げる設備のほか、次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) <u>支援室</u></p> <p>(2) <u>屋外遊戯場</u></p> <p>(3) 略</p> <p>6 略</p>
略	

2 医療型障害児入所施設

項目	基準
職員の配置	<p>1・2 略</p> <p>3 主として重症心身障害児が入所する施設には、第1号に掲げる職員のほか、<u>心理支援</u>を担当する職員を置くこと。</p> <p>4 略</p>
設備	<p>1 施設には、病院として必要な設備のほか、<u>支援室</u>及び浴室を設けること。</p> <p>2 略</p> <p>3 主として肢体不自由のある児童が入所する施設には、第1号の設備のほか、次に掲げる設備を設けること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合は、(4)に掲げる設備を設けないことができる。</p> <p>(1) <u>屋外遊戯場</u></p>

略	
設備	<p>1・2 略</p> <p>3 主として視覚に障がいのある児童が入所する施設には、第1号に掲げる設備のほか、次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>訓練室</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>4 主として聴覚に障がいのある児童が入所する施設には、第1号に掲げる設備のほか、次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>訓練室</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>5 主として肢体不自由のある児童が入所する施設には、第1号に掲げる設備のほか、次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) <u>訓練室</u></p> <p>(2) <u>屋外訓練場</u></p> <p>(3) 略</p> <p>6 略</p>
略	

2 医療型障害児入所施設

項目	基準
職員の配置	<p>1・2 略</p> <p>3 主として重症心身障害児が入所する施設には、第1号に掲げる職員のほか、<u>心理指導</u>を担当する職員を置くこと。</p> <p>4 略</p>
設備	<p>1 施設には、病院として必要な設備のほか、<u>訓練室</u>及び浴室を設けること。</p> <p>2 略</p> <p>3 主として肢体不自由のある児童が入所する施設には、第1号の設備のほか、次に掲げる設備を設けること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合は、(4)に掲げる設備を設けないことができる。</p> <p>(1) <u>屋外訓練場</u></p>

	(2) 略 (3) 特殊手工芸等の作業を支援するに必要な設備 (4)・(5) 略
略	

別表第8（第14条関係）

項目	基準
職員の配置	<p>1 略</p> <p>2 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引等の医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠な障害児に医療的ケアを行う場合には、<u>前号に掲げる職員のほか、看護職員を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、第1号に掲げる職員のほか、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要な職員を置くこと。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 <u>第3号の場合を除き、嘱託医師を定めておくこと。</u></p>
設備	<p>1 次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) <u>発達支援室</u> (2)～(7) 略 (8) <u>静養室</u> (9) <u>児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等</u></p>

	(2) 略 (3) 特殊手工芸等の作業を指導するに必要な設備 (4)・(5) 略
略	

別表第8（第14条関係）

1 福祉型児童発達支援センター

項目	基準
職員の配置	<p>1 略</p> <p>2 <u>主として難聴児が通う施設には、前号に掲げる職員のほか、言語聴覚士を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p>3 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引等の医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠な障害児に医療的ケアを行う場合又は<u>主として重症心身障害児が通う場合には、第1号に掲げる職員のほか、看護職員を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 嘱託医師を定めておくこと。</p>
設備	<p>1 <u>主として重症心身障害児が通う施設を除き、次に掲げる設備を設けること。</u> (1) <u>指導訓練室</u> (2)～(7) 略 (8) <u>児童発達支援の提供に必要な設備及び備品</u></p> <p>2 <u>主として重症心身障害児が通う</u></p>

	<p><u>2 肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前号（（4）を除く。）に掲げる設備のほか、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けること。</u></p> <p><u>3 発達支援室の1室の定員はおおむね10人（主として重症心身障害児が通う場合にあつては、5人）とし、その面積は児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。</u></p> <p><u>4 略</u></p>
略	

	<p><u>施設には、次に掲げる設備を設けること。</u></p> <p><u>(1) 指導訓練室</u></p> <p><u>(2) 調理室</u></p> <p><u>(3) 便所</u></p> <p><u>(4) 児童発達支援の提供に必要な設備及び備品</u></p> <p><u>3 主として知的障がいのある児童が通う施設には、第1号に掲げる設備のほか、静養室を設けること。</u></p> <p><u>4 主として難聴児が通う施設には、第1号に掲げる設備のほか、聴力検査室を設けること。</u></p> <p><u>5 指導訓練室の1室の定員はおおむね10人（主として重症心身障害児が通う場合にあつては、5人）とし、その面積は児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。</u></p> <p><u>6 略</u></p>
略	

2 医療型児童発達支援センター

項目	基準
職員の配置	<p>診療所として必要な職員のほか、次に掲げる職員を置くこと。</p> <p>(1) 施設の長</p> <p>(2) 児童指導員</p> <p>(3) 保育士</p> <p>(4) 看護師</p> <p>(5) 理学療法士又は作業療法士</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者</p>
設備	<p>診療所として必要な設備のほか、次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 指導訓練室</p> <p>(2) 屋外訓練場</p> <p>(3) 相談室</p> <p>(4) 調理室</p> <p>(5) 手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p>

障害児支援計画	1 の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。
サービスの提供	<p>1 次に掲げる事項について記載した規程を設けること。</p> <p>(1) 児童の援助に関する事項</p> <p>(2) その他施設の管理についての重要事項</p> <p>2 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>3 児童の処遇について自己点検を行い、その結果を保護者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p> <p>4 児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。併せて、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p>5 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。また、児童の送迎を目的とした自動車（利用の態様を勘案して児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等を備え、児童の降車の際にはこれを用いて児童の所在の確認を行うこと。</p>

	<p>6 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう児童及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</p> <p>7 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p>8 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</p>
記録の作成及び保存	別表第1記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

別表第9（第15条関係）

項目	基準
略	
自立支援計画	児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるよう、入所中の個々の児童について、 <u>年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。</u>
略	

別表第10（第16条関係）

項目	基準
----	----

別表第9（第15条関係）

項目	基準
略	
自立支援計画	児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるよう、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。
略	

別表第10（第16条関係）

項目	基準
----	----

略	
自立支援計画	全て児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう、入所中の個々の児童について、 <u>年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。</u>
略	

別表第11（第17条関係） 略

別表第12（第18条関係）

項目	基準
職員の配置	次に掲げる職員を置くこと。 （1）施設の長 （2）里親制度等普及促進担当者 （3）里親等支援員 （4）里親研修等担当者
設備	事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けること。
サービスの提供	別表第1サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。
記録の作成及び保存	別表第1記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

略	
自立支援計画	全て児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。
略	

別表第11（第17条関係） 略

（鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正）

第2条 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
(一般原則)	(一般原則)

第3条 指定障害児通所支援事業者は障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画（以下「障害児支援計画」という。）を、指定障害児入所施設等は障害児支援計画及び障害児（15歳以上の者に限る。）が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して支援を行い、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に支援を行わなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等は、障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った支援を行わなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

（指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者の要件）

第4条 法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び第24条の9第3項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人（病院又は診療所において行う児童発達支援に係る指定にあつては、個人又は法人）とする。ただし、暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者を除く。

（指定通所支援の事業の基本方針）

第5条 指定通所支援の事業は、次の基本方針により行うものとする。

（1）児童発達支援は、障害児が日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療を行わなければならない

第3条 指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等は、障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画（以下「障害児支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して支援を行い、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に支援を行わなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等は、障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った支援を行わなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

（指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者の要件）

第4条 法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び第24条の9第3項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人（病院又は診療所において行う医療型児童発達支援に係る指定にあつては、個人又は法人）とする。ただし、暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者を除く。

（指定通所支援の事業の基本方針）

第5条 指定通所支援の事業は、次の基本方針により行うものとする。

（1）児童発達支援は、障害児が日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行わなければならない。

い。

(2) 放課後等デイサービスは、障害児が生活能力を向上させ、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な支援を行わなければならない。

(3) 略

(4) 略

(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)

第6条 指定通所支援に係る法第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める基準（以下「指定基準」という。）は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。ただし、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援並びに生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る当該基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

2 指定通所支援に係る法第21条の5の17第1項第1号及び第2号の条例で定める基準（以下「共生型指定基準」という。）は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 次に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たすこと。ただし、児童発達支援管理責任者を置かない場合にあっては、児童発達支援管理責任者が行うべき業務は、これに代わる適当な者が行うことができる。

ア 略

イ 放課後等デイサービス 別表第1の2の表（従業者の配置の項第1号(2)から(4)まで及び第2号から第6号まで、設備の項第1号から第3号まで並びに利用定員の項を除く。）に掲げる基準

3 略

(2) 医療型児童発達支援は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行わなければならない。

(3) 放課後等デイサービスは、障害児が生活能力を向上させ、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な指導及び訓練を行わなければならない。

(4) 略

(5) 略

(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)

第6条 指定通所支援に係る法第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める基準（以下「指定基準」という。）は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。ただし、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援並びに生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る当該基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

2 指定通所支援に係る法第21条の5の17第1項第1号及び第2号の条例で定める基準（以下「共生型指定基準」という。）は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 次に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たすこと。ただし、児童発達支援管理責任者を置かない場合にあっては、児童発達支援管理責任者が行うべき業務は、これに代わる適当な者が行うことができる。

ア 略

イ 放課後等デイサービス 別表第1の3の表（従業者の配置の項第1号(2)から(4)まで及び第2号から第6号まで、設備の項第1号から第3号まで並びに利用定員の項を除く。）に掲げる基準

3 略

別表第1（第6条関係）

1 児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	<p>1 略</p> <p>2 児童発達支援センターの従業者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、看護職員を置くこと。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(3) <u>障害児に対して治療を行う場合は、(1)及び(2)に掲げる従業者のほか、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者を置くこと。</u></p> <p>(4) 従業者（管理者及び(3)に掲げる者を除く。）は、専ら当該児童発達支援センターの職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、栄養士及び調理員を、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>(5) <u>従業者（(3)に掲げる者に限る。）は、専ら当該児童発達支援センターの職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、利用者の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置す</u></p>

別表第1（第6条関係）

1 児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	<p>1 略</p> <p>2 児童発達支援センターの従業者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>主として難聴児が通う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、言語聴覚士を置くこと。</u></p> <p>(3) 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合又は<u>主として重症心身障害児が通う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、看護職員を置くこと。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p>(4) 従業者（管理者を除く。）は、専ら当該児童発達支援センターの職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、栄養士及び調理員を、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p>

	<p><u>る他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>6 常時1人以上の従業者を利用者の<u>支援</u>に従事させること。</p>		<p>3～5 略</p> <p>6 常時1人以上の従業者を利用者の<u>指導、訓練等</u>に従事させること。</p>
<p>設備</p>	<p>1 児童発達支援センターであるものを除き、設備は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる設備を設けること。</p> <p>ア <u>発達支援室</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) <u>発達支援室</u>は、利用者の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める広さ及び機械器具等を有すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 児童発達支援センターの設備は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる設備を設けること。</p> <p>ア <u>発達支援室</u></p> <p>イ～キ 略</p> <p>ク <u>静養室</u></p> <p>ケ 略</p> <p>(2) (1) (エを除く。)に掲げる設備のほか、利用者に対して<u>治療を行う場合は医療法に規定する診療所として必要な設備を設けること。</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3 専ら当該事業の用に供するものであること。ただし、<u>前号(2)に掲げる設備を除き、</u>利用者の支援に支障がないと認められるときは、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができ</p>	<p>設備</p>	<p>1 児童発達支援センターであるものを除き、設備は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる設備を設けること。</p> <p>ア <u>指導訓練室</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) <u>指導訓練室</u>は、利用者の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める広さ及び機械器具等を有すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 児童発達支援センターの設備は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる設備を設けること。<u>ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</u></p> <p>ア <u>指導訓練室</u></p> <p>イ～キ 略</p> <p>ク 略</p> <p>(2) (1)に掲げる設備のほか、<u>主として知的障がいのある児童が通う場合は静養室を、主として難聴児が通う場合は聴力検査室を設けること。</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3 専ら当該事業の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。</p>

	る。
利用定員	10人以上とすること。ただし、 <u>児童発達支援センターであるものを除き</u> 、主として重症心身障害児が通う場合は、5人以上とすることができる。
略	
障害児支援計画	<p>1 略</p> <p>2 障害児支援計画は、適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等を評価することを通じて保護者及び利用者の希望する生活並びに課題等を把握する作業（以下「アセスメント」という。）の結果に基づき、<u>利用者の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう適切な内容とすること。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>5 障害児支援計画を作成したときは、当該障害児支援計画を当該利用者の保護者及び当該保護者に対して<u>指定障害児相談支援を提供する者に交付すること。</u></p>
サービスの提供	<p>1 <u>利用者に対して治療を行う事業所を除き</u>、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくこと。</p> <p>2～11 略</p> <p>12 <u>事業所ごとにその提供するサービスについて、従事者による評価を受けた上で、定期的に質の評価を行い、その結果を利用者及びその保護者に周知するとともに、常に改善を図ること。</u>また、当該評価及び改善の内容を毎年公表すること。</p> <p>13 <u>利用者が地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参</u></p>

利用定員	10人以上とすること。ただし、主として重症心身障害児が通う場合は、5人以上とすることができる。
略	
障害児支援計画	<p>1 略</p> <p>2 障害児支援計画は、適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等を評価することを通じて保護者及び利用者の希望する生活並びに課題等を把握する作業（以下「アセスメント」という。）の結果に基づき、<u>障がいの特性に応じた利用者の発達を支援する適切な内容とすること。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>5 障害児支援計画を作成したときは、当該障害児支援計画を当該利用者の保護者に交付すること。</p>
サービスの提供	<p>1 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくこと。</p> <p>2～11 略</p> <p>12 提供するサービスについて定期的に質の評価を行い、その結果を利用者及びその保護者に周知するとともに、常に改善を図ること。また、当該評価及び改善の内容を毎年公表すること。</p>

	加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めること。
略	

略	

2 医療型児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	<p>1 診療所として必要な従業者のほか、次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 児童指導員</p> <p>(3) 保育士</p> <p>(4) 看護職員</p> <p>(5) 理学療法士又は作業療法士</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者</p> <p>(7) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合に限る。）</p> <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>3 従業者（管理者を除く。）は、専ら当該事業所の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>4 常時1人以上の従業者を利用者の指導、訓練等に従事させること。</p>
設備	<p>1 診療所として必要な設備のほか、次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 指導訓練室</p> <p>(2) 屋外訓練場</p> <p>(3) 相談室</p> <p>(4) 調理室</p> <p>(5) 手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>2 設備は、専ら当該事業の用に</p>

	<p>供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。</p> <p>3 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p>
利用定員	10人以上とすること。
サービスの開始	<p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 サービスを提供する地域等を勘案し、利用申込者に係る児童に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、適当な他の福祉サービスを提供する者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 利用の申込みを受けたときは、利用申込者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得ること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 利用定員</p> <p>(5) サービスの内容並びに利用者の保護者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(6) 事業の実施地域</p> <p>(7) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) 従業者の勤務体制</p> <p>(12) その他サービスの選択に資する重要事項</p>
障害児支	1の表障害児支援計画の項に掲

援計画	げる基準を満たすこと。
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供日、提供したサービスの内容その他必要な事項を記録し、利用者の保護者の確認をとること。</p> <p>2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、利用者の心身に有害な影響を与える行為をしないよう、従業者の研修を実施するなどの必要な措置を講ずること。</p> <p>3 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。</p> <p>4 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>5 サービスの開始の項第3号(1)から(10)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>6 利用者の保護者から受領する費用は、提供されるサービスに要する費用のうち規則で定めるものに限ること。</p> <p>7 利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する</p>

こと。併せて、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

8 利用者の施設外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認すること。また、利用者の送迎を目的とした自動車（利用の態様を勘案して利用者の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等を備え、利用者の降車の際にはこれを用いて利用者の所在の確認を行うこと。

9 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者又はその保護者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

10 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

11 提供するサービスについて定期的に点検し、その結果を利用者及びその保護者に周知するこ

	と。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。
記録の作成及び保存	1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

2 放課後等デイサービス

区分	基準
従業者の配置	1～7 略 8 常時1人以上の従業者を利用者の <u>支援</u> に従事させること。
設備	1 次に掲げる設備を設けること。 (1) <u>発達支援室</u> (2) 略 2 <u>発達支援室</u> には、 <u>支援</u> に必要な機械器具等を備えること。 3・4 略
利用定員	<u>10人以上とすること。ただし、主として重症心身障害児が通う場合は、5人以上とすることができる。</u>
サービスの開始	1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。 2 サービスを提供する地域等を勘案し、利用申込者に係る児童に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、適当な他の福祉サービスを提供する者の紹介その他の措置を講ずること。 3 利用の申込みを受けたときは、利用申込者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得ること。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、人数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 利用定員 (5) サービスの内容並びに利用者の保護者から受領する費用の種類及びその額

3 放課後等デイサービス

区分	基準
従業者の配置	1～7 略 8 常時1人以上の従業者を利用者の <u>指導、訓練等</u> に従事させること。
設備	1 次に掲げる設備を設けること。 (1) <u>指導訓練室</u> (2) 略 2 <u>指導訓練室</u> には、 <u>訓練</u> に必要な機械器具等を備えること。 3・4 略
利用定員	<u>1の表利用定員の項に掲げる基準を満たすこと。</u>
サービスの開始	2の表サービスの開始の項に掲げる基準を満たすこと。

<p>(6) 事業の実施地域</p> <p>(7) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) 従業員の勤務体制</p> <p>(12) その他サービスの選択に資する重要事項</p>

略

サービスの提供	<p>1～5 略</p> <p>6 <u>サービスの開始の項第3号(1)から(10)までに掲げる事項</u>その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>7～11 略</p> <p>12 <u>事業所ごとにその提供するサービスについて、従事者による評価を受けた上で、定期的に質の評価を行い、その結果を利用者及びその保護者に周知するとともに、常に改善を図ること。また、当該評価及び改善の内容を毎年公表すること。</u></p> <p>13 <u>利用者が地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めること。</u></p>
---------	---

略

3 居宅訪問型児童発達支援

区分	基準
従業員の配置	<p>1～3 略</p> <p>4 常時1人以上の従業者を利用者の<u>支援</u>に従事させること。</p>

略

4 保育所等訪問支援

区分	基準
----	----

--

略

サービスの提供	<p>1～5 略</p> <p>6 <u>2の表サービスの開始の項第3号(1)から(10)までに掲げる事項</u>その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>7～11 略</p> <p>12 提供するサービスについて定期的に質の評価を行い、その結果を利用者及びその保護者に周知するとともに、常に改善を図ること。また、当該評価及び改善の内容を毎年公表すること。</p>
---------	--

略

4 居宅訪問型児童発達支援

区分	基準
従業員の配置	<p>1～3 略</p> <p>4 常時1人以上の従業者を利用者の<u>指導、訓練等</u>に従事させること。</p>

略

5 保育所等訪問支援

区分	基準
----	----

従業者の配置	1～3 略 4 常時1人以上の従業者を利用者の <u>支援</u> に従事させること。
設備	<u>3の表設備の項に掲げる基準を満たすこと。</u>
略	
サービスの提供	1～9 略 10 <u>事業所ごとにその提供するサービスについて、従事者による評価による評価を受けた上で、定期的に質の評価を行い、その結果を利用者及びその保護者並びに当該事業所の訪問支援員が当該利用者に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設に周知するとともに、常に改善を図ること。</u> また、 <u>当該評価及び改善の内容を毎年公表すること。</u> 11 <u>利用者が地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めること。</u>
略	

別表第2（第7条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 ただし、入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。 (1)～(8) 略 (9) <u>心理担当職員</u> （入所者5人以上に <u>心理支援</u> を行う場合に限る。） (10) 略 2～5 略
設備	1 略 2 次に掲げる施設は、前号に規定する設備のほか、当該施設の区分に応じ、それぞれに定める設備を設けること。

従業者の配置	1～3 略 4 常時1人以上の従業者を利用者の <u>指導、訓練等</u> に従事させること。
設備	<u>4の表設備の項に掲げる基準を満たすこと。</u>
略	
サービスの提供	1～9 略 10 提供するサービスについて定期的に <u>点検し</u> 、その結果を利用者及びその保護者に周知すること。また、 <u>外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</u>
略	

別表第2（第7条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 ただし、入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。 (1)～(8) 略 (9) <u>心理指導担当職員</u> （入所者5人以上に <u>心理指導</u> を行う場合に限る。） (10) 略 2～5 略
設備	1 略 2 次に掲げる施設は、前号に規定する設備のほか、当該施設の区分に応じ、それぞれに定める設備を設けること。

	<p>(1) 略</p> <p>(2) 主として視覚に障がいのある児童（以下「視覚障がい児」という。）が入所する施設</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>支援室</u></p> <p>ウ～オ 略</p> <p>(3) 主として聴覚に障がいのある児童が入所する施設</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>支援室</u></p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(4) 主として肢体不自由のある児童が入所する施設</p> <p>ア <u>支援室</u></p> <p>イ <u>屋外遊戯場</u></p> <p>ウ 略</p> <p>3～6 略</p>		<p>(1) 略</p> <p>(2) 主として視覚に障がいのある児童（以下「視覚障がい児」という。）が入所する施設</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>訓練室</u></p> <p>ウ～オ 略</p> <p>(3) 主として聴覚に障がいのある児童が入所する施設</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>訓練室</u></p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(4) 主として肢体不自由のある児童が入所する施設</p> <p>ア <u>訓練室</u></p> <p>イ <u>屋外訓練場</u></p> <p>ウ 略</p> <p>3～6 略</p>
略		略	
障害児支援計画	別表第1の1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。	障害児支援計画	別表第1の1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。
移行支援計画	<p>1 児童発達支援管理責任者に移行支援計画を作成させること。</p> <p>2 移行支援計画は、アセスメントの結果に基づき、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営み、自立した日常生活又は社会生活へと移行できるよう支援する上で必要な支援を含む内容とすること。</p> <p>3 アセスメントを行うときは、入所者及びその保護者に対して面接すること。また、面接の趣旨を十分に説明し、その理解を得ること。</p> <p>4 移行支援計画の原案を作成したときは、利用者に対するサービスの提供に当たる他の担当者等の意見を聴くとともに、入所者及びその保護者に対して説明し、文書によりその同意を得ること。</p> <p>5 移行支援計画を作成したときは、当該移行支援計画を当該入所</p>		

	者の保護者に交付すること。
サービスの提供	<p>1 略</p> <p>2 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次号において単に「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次号において同じ。）の発生時等の対応を定めるよう努めること。</u></p> <p>3 <u>協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、当該第二種協定指定医療機関と新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>12 略</p> <p>13 略</p> <p>14 略</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する帳簿、サービスの提供の項第4号及び第6号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他提供するサービスの状況に関する記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
略	
2 医療型障害児入所施設	
区分	基準
従業者の配置	<p>1 病院として必要な従業者のほか、次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

サービスの提供	<p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>12 略</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する帳簿、サービスの提供の項第2号及び第4号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他提供するサービスの状況に関する記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
略	
2 医療型障害児入所施設	
区分	基準
従業者の配置	<p>1 病院として必要な従業者のほか、次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

	(4) <u>心理支援</u> を担当する職員 (主として重症心身障害児が入所する場合に限る。) (5)～(7) 略 2～4 略		(4) <u>心理指導</u> を担当する職員 (主として重症心身障害児が入所する場合に限る。) (5)～(7) 略 2～4 略
設備	1 病院として必要な設備のほか、次に掲げる設備を設けること。 (1) <u>支援室</u> (2) 略 2 次に掲げる施設は、前号に規定する設備のほか、当該施設の区分に応じ、それぞれ次に定める設備を設けること。ただし、他に適当な設備がある場合は、(2)のエに掲げる設備を置かないことができる。 (1) 略 (2) 主として肢体不自由のある児童が入所する施設 ア <u>屋外遊戯場</u> イ～オ 略 3～5 略	設備	1 病院として必要な設備のほか、次に掲げる設備を設けること。 (1) <u>訓練室</u> (2) 略 2 次に掲げる施設は、前号に規定する設備のほか、当該施設の区分に応じ、それぞれ次に定める設備を設けること。ただし、他に適当な設備がある場合は、(2)のエに掲げる設備を置かないことができる。 (1) 略 (2) 主として肢体不自由のある児童が入所する施設 ア <u>屋外訓練場</u> イ～オ 略 3～5 略
略		略	
障害児支援計画	別表第1の1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。	障害児支援計画	別表第1の1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。
移行支援計画	1の表移行支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。		
略		略	

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- この条例の施行の際現に設置している児童発達支援センターについては、第1条の規定による改正後の鳥取県児童福祉施設に関する条例(次項において「新児童福祉施設条例」という。)別表第8設備の項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- この条例の施行の際現に設置している児童発達支援センターについては、新児童福祉施設条例別表第8職員の配置の項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号。以下「改正法」という。)附則第4条第1項の規定により改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新法」という。)第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、第2条の規定による改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例(以下「新通所支援事業等条例」という。)別表第1の1の表の従業者の配置の項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

- 5 改正法附則第4条第1項の規定により新法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、新通所支援事業等条例別表第1の1の表の設備の項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 6 この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者（主として難聴児が通う事業所又は主として重症心身障害児が通う事業所に係るものに限る。）については、新通所支援事業等条例別表第1の1の表の従業者の配置の項及び利用定員の項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 7 この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者（主として難聴児が通う事業所又は主として重症心身障害児が通う事業所に係るものに限る。）については、新通所支援事業等条例別表第1の1の表の設備の項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

件名	議会の委任による専決処分の報告について （5）鳥取県婦人相談所設置条例及び鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（鳥取県婦人相談所設置条例の一部改正）（令和6年2月5日専決）
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が制定されるとともに売春防止法の一部が改正され、婦人相談所が女性相談支援センターに改められたこと及び婦人保護施設が女性自立支援施設に改められたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1)鳥取県婦人相談所設置条例の一部改正 鳥取県婦人相談所の名称を鳥取県女性相談支援センターに改める等所要の規定の整理を行う。 (2)施行期日は、令和6年4月1日とする。</p>

鳥取県婦人相談所設置条例及び鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

(鳥取県婦人相談所設置条例の一部改正)

第1条 鳥取県婦人相談所設置条例(平成12年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県女性相談支援センター設置条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条第1項の規定に基づき、鳥取県女性相談支援センターを鳥取市に設置する。</u></p> <p>(所管区域)</p> <p>第2条 <u>鳥取県女性相談支援センターの所管区域は、鳥取県の区域とする。</u></p>	<p><u>鳥取県婦人相談所設置条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第1項の規定に基づき、鳥取県婦人相談所を鳥取市に設置する。</u></p> <p>(所管区域)</p> <p>第2条 <u>鳥取県婦人相談所の所管区域は、鳥取県の区域とする。</u></p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	喜多原学園	物品 保守	ノートパソコン	1台	米子市両三柳328番地 株式会社ケーオウエイ	197,340	令和6年1月1日 ～令和8年2月28日	鳥取県立喜多原学園